

**「日本における公認会計士及び公認会計士制度のあるべき姿」  
に関する委託研究報告**

2013 年 2 月

**「日本における公認会計士及び公認会計士制度のあるべき姿」  
に関する委託研究グループ**

## 目次

|                                                                |           |
|----------------------------------------------------------------|-----------|
| 公認会計士の役割 .....                                                 | 1         |
| <b>第1章 公認会計士と public interest .....</b>                        | <b>1</b>  |
| 1-1. 会計プロフェッションの意義 .....                                       | 1         |
| 1-2. 諸外国の会計プロフェッション .....                                      | 2         |
| (1) イギリス .....                                                 | 2         |
| (2) アメリカ .....                                                 | 4         |
| 1-3. わが国の会計プロフェッションの特異性 .....                                  | 4         |
| (1) わが国会計プロフェッションの生成過程 .....                                   | 4         |
| (2) わが国公認会計士の業務範囲 .....                                        | 6         |
| 1-4. 公認会計士による業務独占の影響 .....                                     | 8         |
| (1) 監査業務と保証業務の切り分けの必要性 .....                                   | 8         |
| (2) 監査類似業務の保証業務としての位置付け .....                                  | 11        |
| 1-5. アメリカにおける会計士業務の実態 .....                                    | 12        |
| 1-6. 「日本における公認会計士及び公認会計士制度のあるべき姿の提言プロジェクトチーム」中間報告（案）への言及 ..... | 16        |
| 1-7. 今後必要な具体的対応 .....                                          | 17        |
| (1) 監査証明業務の純化 .....                                            | 17        |
| (2) 保証業務の具体化とその基準化 .....                                       | 18        |
| <b>第2章 公認会計士の業務の展開 .....</b>                                   | <b>20</b> |
| 2-1. 保証業務以外の業務の位置付けについて .....                                  | 20        |
| 2-2. 監査・レビュー業務以外の業務の実施主体としての公認会計士・監査法人 .....                   | 20        |
| (1) 公認会計士の総合性 .....                                            | 21        |
| (2) 保証業務以外の業務（その他の2項業務）と独立性 .....                              | 21        |
| (3) 国際的潮流 .....                                                | 24        |
| (4) 視点 .....                                                   | 24        |
| 2-3. 税務業務 .....                                                | 25        |
| (1) 能力担保措置の不要性 .....                                           | 25        |
| (2) クライアント・ニーズ .....                                           | 26        |
| (3) 考えられる対応・選択肢 .....                                          | 26        |
| 2-4. PAIB（Professional Accountants In Business、企業内会計士） .....   | 27        |
| (1) 受入企業側の実態 .....                                             | 28        |
| (2) 公認会計士側の実態 .....                                            | 28        |
| (3) アンケートの実施 .....                                             | 29        |
| (4) 考えられる対応・選択肢 .....                                          | 31        |

|                                            |           |
|--------------------------------------------|-----------|
| 2-5. 2 項業務 .....                           | 32        |
| (1) デュー・ディリジェンス業務 .....                    | 32        |
| (2) 考えられる対応・選択肢 .....                      | 33        |
| 2-6. PT 中間報告（案）への言及 .....                  | 33        |
| <b>公認会計士の育成及び能力開発 .....</b>                | <b>35</b> |
| <b>第3章 資格取得前教育 .....</b>                   | <b>35</b> |
| 3-1. 資格取得前教育の考え方及び範囲 .....                 | 35        |
| (1) 公認会計士の育成及び能力開発の考え方 .....               | 35        |
| (2) 資格取得前教育の位置づけ .....                     | 36        |
| (3) 教育プログラムへの参加要件を設置する意義 .....             | 38        |
| (4) 資格取得前教育の内容 .....                       | 39        |
| (5) 実務補習の意義 .....                          | 40        |
| (6) 資格取得の要件等 .....                         | 41        |
| 3-2. 各国における資格取得前教育 .....                   | 42        |
| (1) 資格取得前教育と受験及び資格取得要件 .....               | 42        |
| (2) アメリカ .....                             | 43        |
| (3) 英国（ICAEW） .....                        | 43        |
| (4) フランス .....                             | 44        |
| (5) ドイツ .....                              | 45        |
| (6) 資格取得前教育におけるアメリカ型、英国・ドイツ型、及びフランス型 ..... | 45        |
| 3-3. 資格取得前教育の問題点 .....                     | 46        |
| (1) 資格取得前教育の問題点 .....                      | 46        |
| (2) 中間報告（案）への言及 .....                      | 47        |
| (3) 資格取得前教育に関する現行制度の代替案 .....              | 48        |
| <b>第4章 試験・資格 .....</b>                     | <b>52</b> |
| 4-1. 資格試験 .....                            | 52        |
| (1) 現在の試験制度等 .....                         | 52        |
| (2) 2003 年改正前の試験制度と現制度見直しの経過 .....         | 53        |
| (3) 多様かつ専門的な人材確保のための考え方と代替案 .....          | 54        |
| 4-2. 資格の取得、維持、管理 .....                     | 57        |
| (1) 資格の取得、維持、管理 .....                      | 57        |
| (2) 諸外国の資格制度 .....                         | 58        |
| (3) 論点と問題の所在 .....                         | 61        |
| (4) 司法試験・弁護士との比較 .....                     | 62        |
| (5) 試験合格と資格付与についての代替案 .....                | 64        |
| 4-3. 他国の公認会計士資格との相互承認とその影響 .....           | 66        |
| (1) 現状の外国会計士等に関する日本の制度 .....               | 66        |

|                                         |           |
|-----------------------------------------|-----------|
| (2)相互承認に係る現状.....                       | 67        |
| (3)相互承認後に予想される影響と対応.....                | 69        |
| 4-4. 中間報告（案）への言及 .....                  | 70        |
| 4-5. 小括.....                            | 71        |
| (1)資格試験のあり方に係る代替案.....                  | 71        |
| (2)代替案のメリット・デメリット.....                  | 72        |
| <b>第5章 資格取得後教育.....</b>                 | <b>74</b> |
| 5-1. 公認会計士にとっての資格取得後の教育の位置づけ.....       | 74        |
| 5-2. IES における資格取得後教育の要求 .....           | 75        |
| (1)IES7 における職業会計士としての継続的専門能力開発要件.....   | 75        |
| (2)IES8 における監査に従事する職業会計士に固有の能力開発要件..... | 75        |
| 5-3. 我が国の資格取得後教育の現状.....                | 75        |
| (1) 継続的専門研修(CPE)制度.....                 | 76        |
| (2)監査事務所の品質管理システムの構成要素としての教育・訓練制度.....  | 78        |
| (3)資格取得後専門研修の提供機関.....                  | 78        |
| 5-4. 与えられる論点とそれらに関する考察 .....            | 78        |
| (1)CPE 制度 .....                         | 78        |
| (2)監査事務所の品質管理システムの構成要素としての教育・訓練制度.....  | 87        |
| (3)資格取得後専門研修の提供機関.....                  | 88        |
| <b>公認会計士に対する規制.....</b>                 | <b>90</b> |
| <b>第6章 法制度 .....</b>                    | <b>90</b> |
| 6-1. 序 .....                            | 90        |
| 6-2. 各国法制度の概要 .....                     | 90        |
| (1) 日本.....                             | 90        |
| (2) アメリカ.....                           | 91        |
| (3) イギリス.....                           | 94        |
| 6-3. 日米英の比較 .....                       | 97        |
| 6-4. 主要各国の政府機関等による懲戒制度* .....           | 98        |
| (1) アメリカ.....                           | 98        |
| (2) イギリス.....                           | 98        |
| (3) フランス.....                           | 99        |
| 6-5. SEC による懲戒事例.....                   | 99        |
| (1) Savin 社* .....                      | 99        |
| (2) AIG* .....                          | 100       |
| 6-6. PCAOB による懲戒事例：Ligand 製薬* .....     | 101       |
| 6-7. 小括.....                            | 103       |

|                        |            |
|------------------------|------------|
| <b>第7章 自主規制</b>        | <b>105</b> |
| 7-1. はじめに              | 105        |
| (1) 会計プロフェッションにおける自主規制 | 105        |
| (2) 目的と構成              | 105        |
| 7-2. 各国における自主規制の概要     | 106        |
| (1) アメリカ               | 106        |
| (2) カナダ                | 111        |
| (3) 日本                 | 114        |
| (4) EU 加盟国             | 118        |
| 7-3. 自主規制に関する実証研究のレビュー | 119        |
| (1) 自主規制としての品質管理       | 120        |
| (2) 自主規制と法規制の比較        | 120        |
| 7-4. 品質管理制度の比較         | 121        |
| (1) 品質管理制度の分類          | 121        |
| (2) 法システムと会計監査制度       | 124        |
| (3) 制度オプション            | 125        |
| 7-5. PT 中間報告（案）への言及    | 128        |
| 7-6. 自主規制の在り方の検討に向けて   | 128        |
| (1) わが国が取りうる制度オプション    | 128        |
| (2) 自主規制の再構築に向けて       | 131        |
| <b>資料編</b>             | <b>134</b> |
| <b>アンケート調査資料</b>       | <b>134</b> |
| 1. PCAOB 登録事務所への質問     | 134        |
| 2. 1. への回答             | 134        |
| 3. 各国自主規制団体への質問        | 134        |
| 4. 3. への回答             | 134        |

## 公認会計士の役割

### 第1章 公認会計士と public interest

#### 1-1. 会計プロフェッションの意義

会計プロフェッションとは、会計に関連する業務を提供する専門職業のことを指し、会計専門職と称される。会計関連領域には、外部報告目的の財務会計に係わる業務のみならず、経営管理目的の原価計算や意思決定会計等の管理会計分野、会計情報の信頼性を保証する監査業務、さらにはそれらの研究・教育分野までもを包括して理解される。

そしてこのような業務領域を担う専門職業には、有資格の専門職業としては、計理士、税理士、公認会計士の他にも、会計に関連する研究・教育に従事する者が含まれる。本来、このような業務は、一定の資格を有さない無資格者であったとしても、その当事者の業務を受容するものが存在すれば、供給と需要の関係が成立するものである。

しかし、経済活動の拡大とともに業務提供者と需要者との間に個人的な繋がりがない環境においては、一定水準以上の会計専門業務を購入しようとする需要者からすると、自らの要求水準を満たしてくれるであろうことを事前に把握する必要が生じ、その点から有資格者の存在を必要とすることになる。この場合、もし事前に信頼に値する自らの要求水準を満たしてくれる当事者を探索しようとするれば、個人的繋がりがない環境下では際限なくコストが掛かる可能性すらある。このため需要者側からすると、有資格化された専門職業は自らの探索コスト削減という観点からも、また一定以上の水準の専門業務を確保できるという観点からも望ましいことになる。

一方、専門職業側からすると、自らを差別化し名声を高めるための手段として有資格化したうえで職業団体を組織し、単なる有資格であるだけでなく、当該団体の会員資格を付与する仕組みを構築することによって、ヨリ信頼できる当事者としてヨリ高水準の専門業務を提供できることを需要者に対してアピールしようとする。このことから、専門職業側からしても、有資格化とそれに加えての組織化は、他の相対的に低い水準の専門職業と差別化することができ望ましいことになる。

さらに一旦有資格化・組織化された専門職業は、提供する専門業務の品質を一定以上に確保するために自らが守るべき行為規範を設け自主規制の手段とする。またこの自主規制の存在とその内容を公表することによって、社会的な信頼を確保すると同時に結果的な参入障壁として当該自主規制を利用する。つまり専門職業としての特徴は、有資格化がなされただけでは不十分であり、自主規制による品質の維持を可能とする組織化が必須の条件となる。逆にいうと自主規制が可能な組織化は、その会員となることを専門職業に求め参入障壁として機能することが期待される。

このような高度の専門職業に対する需要と供給の関係から、何れの国においても会計プ

ロフェッションは有資格化され組織化されてきたのである。従って、会計プロフェッション<sup>1</sup>としての特徴も、有資格化と組織化という要件を満たした専門職業として捉えられよう。このため有資格化されたとしても、自主規制を可能とするような組織化が図られていないならば、それは会計プロフェッションとは解されない。つまり、現行のわが国会計専門職に当てはめて考えてみると、同じ会計専門職業に含まれる税理士が税務会計に特化した会計プロフェッションとして、税理士会連合会を組織し名簿登録制を採っているのに対して、1948 年公認会計士法制定当初から公認会計士は会計及び監査実務に特化した会計プロフェッションとして、公認会計士協会を組織し名簿登録制を採っていることに、有資格化と組織化という専門職業としての要件が顕現していると解される。

## 1-2. 諸外国の会計プロフェッション

先に見たように会計プロフェッションは、本来、法や規則によってその生成が義務付けられるものではなく、需要者からのニーズに応じて自発的に生成し組織化されてきたものであるが、わが国が範としてきたイギリス及びアメリカ<sup>2</sup>ではその生成過程が異なっている<sup>3</sup>。特に会計士制度そのものの起源はイギリスにあることから、以下では、イギリスにおける会計士制度とアメリカにおける制度を検討することにする。

### (1)イギリス

イギリスにおける会社法規定では、1844 年登記法当初、監査役の被選資格として何らの専門知識・技能も有さない素人である株主の地位が求められ、当該監査役の専門性の欠如を補うために、1845 年会社法第 108 条で監査役が外部の会計士を補助者として雇用できるよう措置したことから外部の職業会計士が少額で雇用された。その後、1855 年有限責任法にも監査役の株主資格は引き継がれるが、1856 年会社法でいったん監査役の強制規定は削除される。しかし、1856 年法はこれまでの会社法と異なり附表(Table B)を設け、その模範定款(model article)第 83 条において、決算書の監査に際して監査役を補助する会計士等を会社費用で雇用することを監査役に認めた。当時、独自の定款を登録していない会社が多かったため、この模範定款をそのまま採用することが常であったことから、従来通り監査役を設置し補助者として会計士を雇う会社が多かった。その後、1900 年会社法で監査役の年度監査の強制が本則に復活し、さらに 1947 年会社法では監査役の欠格事由として、「商務省によって、会社決算書の監査に適格であるとして選定された団体のメンバーでない者、

<sup>1</sup> このような経済学的な理解の他に、専門職業が社会に欠かせないサービスを高度な知識を使って提供する存在である点に着目し、社会との間には一定の社会契約が成立し、専門職業倫理がそれに基づいたものである、という社会学的理解もある。

<sup>2</sup> わが国の公認会計士は、敗戦後の GHQ 指導に基づくアメリカ公認会計士制度を導入したものであるが、わが国議会で初めてその会計プロフェッション制度が検討された「公許会計士制度」は、商農務省によるイギリスの勅許会計士制度とアメリカの公認会計士制度の調査報告から始まる（農商務省商務局[1909]）。

<sup>3</sup> JICPA 中間報告「I 公認会計士の使命・役割」及び「II 公認会計士の業務」では、公認会計士制度のあるべき姿について、会計プロフェッション自体の歴史的発展に基づく検討がなされていない。

及び会社決算書の監査に適格であるとして選定されなかった者」を規定し、事実上、職業会計士でない者が監査役に就任することができなくなった。この1947年法をもって素人監査から職業会計士による監査への移行が完了したことになり、その翌年の1948年会社法でICAEW、ICAI、ICAS、ACCA、外国の同党有資格者、ならびに当該協会会員に雇用される間に十分な知識と経験を身に付けた者と明文化される<sup>4</sup>。

つまり1844年当時、人名録には多数の職業会計士が登録されていたものの、その組織化はなされておらず、現在では重要な中核的会計士業務ともいえる監査に直接的に係わっていなかった。1844年法による監査への関与も間接的なものに留まり、他の種々のサービスを収入の中心としていた。イギリス会計士が職業専門家団体を形成する以前から自発的に提供していた業務として、以下のものが挙げられる<sup>5</sup>。

- (a) 差し押さえ財産の管理人及び保全人
- (b) 債権受託者に変わる補完人ないし管理人
- (c) 破産管財人
- (d) 清算会社整理及び会社利益の分配に関する責任者
- (e) 会計帳簿の記帳と決算整理
- (f) 未決算勘定の検査と調整
- (g) 訴訟前における賠償請求目的の計算書・報告書・請求書の作成
- (h) 長期末決済負債及び破産財産からの清算分配金の探索と回収
- (i) 会計士業務のその他の全ての分野

上記のリストには、監査業務は含まれておらず、その中心的業務の内容は破産処理業務にあったことが見出せる。また現在のように監査が破産処理業務に置き換わり、職業会計士の最重要業務となるのは、1880年以降の20年間とされるが、これは1862年会社法附表模範定款に監査役のうちの少なくとも1人に職業会計士が入っていることを求め、1879年会社法で年次及び他の株主総会に提出される全ての貸借対照表に監査役が署名することを規定したことが契機となる<sup>6</sup>。

以上のように、職業会計士にとって法定の会社法監査への道が開かれるのは、1845年会社法108条において株主から選ばれた監査役が外部の会計士を補助者として雇用できるよう措置したことからである。その後、1948年会社法が職業会計士であることを監査役の資格要件として規定し、ここに初めて職業会計士が法定監査を担う主体として認められたことになる。

---

<sup>4</sup> イギリス会社法における監査役の発展については、森(1959)に詳しい。

<sup>5</sup> Brown, R. (1968), pp. 201-202.

<sup>6</sup> Edey and Panitpakdi (1956) p. 350.

## (2) アメリカ

アメリカにおける職業会計士の生成を検討すると、公益企業の成長に対応して監査に対する重要性が認識された。つまり 19～20 世紀に至る経済的発展のなかで、代表的な公益企業である鉄道会社の会計帳簿作成のような記帳代行業務や、経営活動の地理的拡大に応じた各地域の支店帳簿の検証・監査のような経営者目的の監査に関して、アメリカ職業会計士への需要が生じた。また投資銀行等による企業統合の時代には、被合併会社の経営状態の監査(examination)や、金融機関の要請に応じた企業の担保能力検証を目的とした信用調査ないしは信用監査への需要が生じてきた。

このような当時の職業会計士の職域としては、経営管理全般が捉えられ、既述のような監査も調査も主に経営者や債権者の権利に係わる利害関係のもとでなされていた。さらに雇用者である経営者の側には、弁護士に対してと同様に、年間のコンサルティング報酬による顧問契約により会計士を雇うようになり、「コンサルティング会計士(Consulting Accountant)」という職業が生成した<sup>7</sup>。

この後の職業会計士の社会的認知レベルの獲得・向上が、1933 年証券法・1934 年証券取引所法の制定とともに証券市場向けの SEC 監査を専担できる地位を獲得させたことが判る。そして証券市場における投資者の意思決定を保護するという視点が、いわゆる公器としての市場へのサービス提供、或いは契約関係のない不特定多数の投資者へのサービス提供という公益(public interest)のための専門業務という理解が成立することになった。

以上のように、職業会計士に対する期待は、その生成当初からコンサルタントやアドバイザー、監査人といった多様な役割が混在していたことが判る。つまり職業会計士が自発的に生成した国では、非監査業務が中心に提供され、その結果として社会的地位が確立され、イギリスにおける監査役としての被選資格化やアメリカにおける証券市場向けの独占監査権の獲得へと結び付いたのである<sup>8</sup>。

わが国においてあたかも「監査業務を行なうものこそが公認会計士」という理解は、歴史的な経緯からすると適切な理解とはいえず、監査以外の業務に重きを置かない、或いは、できる限り独占業務に理解されるように、あらゆる類似業務を監査業務に取り込もうとする姿勢は、100 年以上の歴史を持つ職業会計士の姿勢としては極めて消極的なものということができる。

## 1-3. わが国の会計プロフェッションの特異性

### (1)わが国会計プロフェッションの生成過程

わが国の会計プロフェッションの中心となる公認会計士は、他の代表的な会計プロフェ

<sup>7</sup> アメリカ職業会計士のサービス範囲の歴史的展開については、Previts, G.J. (1985)を参照されたい。

<sup>8</sup> アメリカの職業会計士が証券市場向けの監査業務の独占的地位を勝ち取る経緯については、千代田邦夫(1987)を参照されたい。

ッションの1つである税理士を規制する1951年税理士法に先立ち、1948年に制定された公認会計士法によって創設され有資格化がなされた。

しかし職業会計士としての会計プロフェッションは、公認会計士がその端緒となるものではなく、わが国では1907年に自発的に生じた森田熊太郎氏による「会計商議事務所」とされている。またその後も、1909年にイギリスやアメリカの職業会計士制度を範として農商務省が提案した「公許会計士制度調査書」や、1908年に発覚した日糖事件を機に監査と会計の制度化を図ろうとした「会計監査士法案」が1914年に検討されたりしたが、何れの会計プロフェッションも制度化されるには至らなかった。このような提案が具体化しなかった理由として挙げられるのが、企業内部の秘密情報を外部かつ民間の職業的専門家がどのように責任を持って扱うことができるのか、また十分な誠実性を備えた専門職業が社会的に信頼できるものとして受容されるのか、という経済団体からの懸念表明にあったとされる<sup>9</sup>。こういった経済団体からの懸念の背景には、企業の資本調達や財務構成が、財閥中心の間接金融となっており、外部資本市場からの直接金融が非常に貧弱であったという事情が考えられよう。

職業会計士として、わが国で初めて有資格化が計られたのが、1927年制定の計理士法といえ、その職業領域は巡回記帳等の記帳代行業務や経理指導、金融仲介や債権取り立てといった内容から、中小企業の合併事務や会社設立の事務代行、そして戦時中においては戦費調達のための課税強化に対応した税務業務といった内容に広がっていったとされる<sup>10</sup>。故に、アメリカやイギリスで見た職業会計士の揺籃期に提供されていたサービス範囲との差は殆どない。

しかしながら、「第二次大戦後のわが国の経済社会の復興と発展を民主的に進めていくためには、計理士制度の限界を補い、より高度の資質と社会的な信頼を基礎とする『監査と会計に関する職業専門家』の制度化」<sup>11</sup>が必要とされた。この場合の最も大きな理由は、当時の民間外資の導入を図る重要な手段として、財務書類の真実性の確保とそのための自由職業者としての高い社会的信用を持つ会計士を整備することにあった。つまり諸外国の投資家が信頼を置いてくれる財務書類の監査証明によって、わが国の民間企業に外資が投資され得る態勢が速やかに確立されることが、従来からある、殊に国際的には信用に値しない日本固有の計理士ではなく<sup>12</sup>、英米で既に社会的信頼を確立していた会計プロフェッションとしての職業会計士制度を新規に導入することであったと解される。

以上の結果、わが国会計プロフェッションの生成過程は、第二次大戦での敗戦を契機に日本固有の計理士制度を排して会計プロフェッションとしての歴史を一旦断絶させた上で、

<sup>9</sup> 日本公認会計士協会(1997)。

<sup>10</sup> 羽藤秀雄(2009)、5頁。

<sup>11</sup> 羽藤秀雄(2009)、5頁。

<sup>12</sup> 計理士制度に対する社会的評価が低く制度として発展しなかった理由として、検査、調査、証明等の業務に対する社会的認識の低さ、当該業務をこなせる技能と倫理を備えた計理士の不足、業務の大半が税務代行等、計理士資格取得の容易さ、が挙げられる(日本公認会計士協会[2000]『50年のあゆみ』)。

新規に英米型の会計プロフェッションを移植したと捉えられる点が、イギリスやアメリカの会計プロフェッションの生成過程と大きく異なるのである。殊にアメリカの公会計士(Public Accountant)が自らの社会的存在を掛けて勝ち取った証券市場向けの独占的な監査業務が、わが国の公認会計士にはその導入趣旨から当初より保証されていたことは、わが国公認会計士の特異性として捉えることができる。

導入当初からわが国公認会計士は、依頼人对会計士という2当事者間での専門サービス提供という専門職業(職業会計士)生成以来の伝統的サービスと、100年以上の蓄積を経て英米の職業会計士がようやく獲得した証券市場ないしは投資者向けの監査サービス提供の権利を同時にアドホックに与えられたといえる。前者は他の専門職業である弁護士や医師にも見られる依頼人の利益のためにサービスを提供し、その見返りとして報酬を得るといふ典型的な職業的専門家としてのサービスであるのに対して、後者は公認会計士にのみ認められる契約関係のない投資者という目に見えないものに対するサービスの提供という公益的視点を有している。

## (2) わが国公認会計士の業務範囲

わが国公認会計士法は、公認会計士が提供する業務として、以下を規定している。

### (公認会計士の業務)

第2条 公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。

2 公認会計士は、前項に規定する業務のほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 第1項の規定は、公認会計士が他の公認会計士又は監査法人の補助者として同項の業務に従事することを妨げない。

第2条第1項の「財務書類の監査又は証明」は一般に監査証明業務(1項業務)と称されており、当該業務が監査の専門家としての公認会計士に期待される職能であり、現在の公認会計士の中核的業務と位置付けられている。他方、第2項に規定された業務は、会計の専門家としての公認会計士に期待される職能ではあるが、必ずしも公認会計士に限定されるものではなく、誰もが提供できる非監査業務(2項業務)である。両業務とも、他人(依頼人)の求めに応じること、報酬を得ること、業とすること、という3つの条件は共通している。相違は、公認会計士としての独占業務であるか否か、という点に求められる。

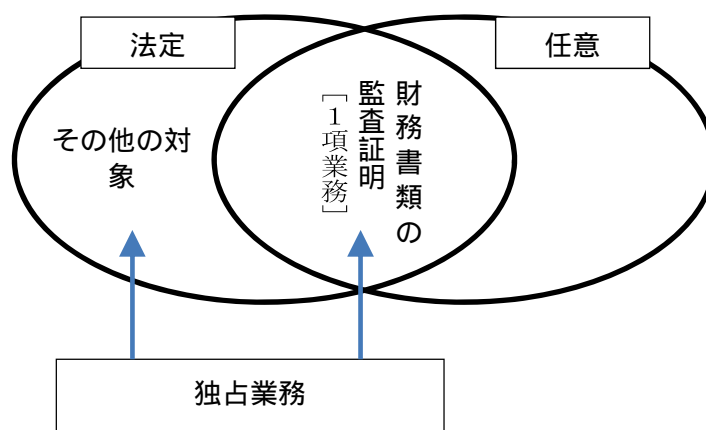
公認会計士の中核的業務である監査証明業務は、独立した公正な第三者として提供される業務であり、法により公認会計士のみに認められた独占業務とされる(公認会計士法第

47 条の 2)<sup>13</sup>。特に株式会社が情報の非対称性が存在する証券市場を通じて資金調達を行なう場合、経営者の作成し投資者に提示する財務書類の信頼性或いは依拠可能性は、必須の確保されるべき前提条件といえる。そのような誰が利害関係者として登場するか判らない、不特定多数の投資者が参加する証券市場では、何れの利害関係者の利益にも偏らない公正不偏・独立不羈の立場にある監査人による客観的証明が不可欠であり、そうでなければ経営者の作成した財務書類に信頼性を付与することはできないであろう。そしてもし財務書類に対する信頼性が確保できなければ、当該意思決定情報が存在して初めて成立する証券市場自体も存在が危うくなってしまう。つまり監査証明は、財務書類の信頼性を確保し、もって投資者の意思決定に資することによって、証券市場の流動性や証券取引の安全性を確保することが可能とすることになり、それは資本主義経済において不可欠のものといえるのである。

ここでの問題は、公認会計士法が意図する 1 項業務（監査証明業務）がどのような範囲までの業務を含んでいるのか、という点である。特に 1 項業務と位置付けられた段階で、当該専門業務が公認会計士の独占業務と理解される以上、独占性の判断をする上で、1 項業務に含まれる範囲が何処までなのか、という問題は解消されなければならない。

具体的に公認会計士にその独占権が与えられている監査証明業務か否かを検討する場合、1 項業務の文言から判断すると、監査証明業務であっても 1 項業務に規定されるように財務書類に係わらないものに対する業務は、別途法定されない限り独占業務としては位置付けられないであろう。加えて、任意契約による監査証明業務のうち財務書類に係わらないものは、当然独占業務には相当しないことになる。このような理解を図示すると、以下の〔図表 1〕のようになる。

〔図表 1〕監査証明業務の独占性・非独占性



もう 1 つの問題は、独占業務としての監査証明業務が、その制度的な趣旨から公益性を

<sup>13</sup> 公認会計士又は監査法人でないものが、原則として、1 項業務を提供することが禁止されることによって、当該業務の独占化が図られている。

意図して設けられた以上、想定利用者が3番目の当事者として存在しなければならない。

わが国では、現在の保証業務に関する実務指針（ISAE 3000）に準拠する形で、現在、公認会計士が提供する証明業務と保証業務の切り分けが必要である。すなわち、1項業務に相当する業務は、いわゆる証明業務であるが、現在、学校法人監査や自治体監査など、法律に基づき公認会計士の独占業務として提供される「監査」として理解されている。しかし、法定化された四半期レビューのように保証水準の相対的に低い限定的保証業務でも、わが国においては「監査証明」の範疇に含められた訳であるから、1項業務の外延を明らかにする必要がある。

その場合に重視されるのが、独占性のもう1つの根拠となる公益の観点である。財務諸表監査のように想定利用者と情報作成者との間の情報の非対称性を解消する目的で、第三者としての職業的専門家たる公認会計士が監査人として関与する業務は、法定の有無にかかわらず、証明業務として積極的に取り組む姿勢が求められる。このような対応には、利害関係のある当事者が3者存在するケースであり、かつ公益的な観点から重視されるサービスを1項業務とする協会の姿勢が前提となる。

一方、保証業務は、「想定される意思決定者に対する情報の質、或いはその内容の質を改善する独立した専門的業務」（Elliot委員会）であり、必ずしも公益の観点は要求されない。故に、先に見たように、これまでの監査人としての歴史が保証業務を提供する職業的専門家として最適かつ比較優位であることを対外的に示したとしても、他の専門家を含む実務家との競合関係は避けられない。このため保証業務に関して求められる協会の役割は、その独占性が認められない以上、自らの比較優位を対外的にアピールし続けることである。

#### 1-4. 公認会計士による業務独占の影響

##### (1) 監査業務と保証業務の切り分けの必要性

職業会計士が専担していたか否かにかかわらず、監査の起源自体は200年以上前に遡る。その後、種々の歴史的経緯を経て現在、各国において財務諸表の監査が職業会計士の独占とされていることは、2つのことを意味している。1つは、監査の対象となるものの特定の基準への準拠性を検証することに、公認会計士が長けていると社会的に評価されてきたという事実であり、2つは、年数を経る毎に、独占の対象となる財務諸表監査を必要とする企業数の増加が逡巡していき、監査市場も飽和化しつつあることである。

このため、諸外国でもわが国でも公認会計士の持つ強みをヨリ活かし、監査市場以外の市場にも業務範囲を広げることが志向される。このような姿勢は、独占的な監査業務を獲得できる以前に職業会計士が本来的に持っていたものとも言える。その代表的な業務領域が、監査以外の保証業務であろう。つまり、公認会計士には、財務諸表監査という独占業務を抱えた上で、その他の保証業務という関連業務領域への拡張を図れるという強味があるのである。にもかかわらず、日本公認会計士協会として保証業務を積極的に展開したと

いう事実は、残念ながら見受けられない。

日本公認会計士協会としては、過去、2004年に企業会計審議会が発出した財務情報に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書を前提に、2005年に「財務諸表監査以外の保証業務等に関する実務指針（公開草案）」を公表し、保証業務全般の実務指針としつつ、個別には2003年にWeb Trust サービスやSys Trust サービスといった保証業務の実務指針を出しながら積極的に普及させようとしたとは思われない。事実、2005年に公表した公開草案が確定されたのは、2009年の研究報告第20号「公認会計士等が行なう保証業務等に関する研究報告」であったことから、会計士協会として保証業務に戦略的な位置付けを与えていないことが示唆される。

同時に2002年「MCS業務におけるIT活用について（中間報告）」といった実務指針が、個々バラバラに発出されており、それらが会計士の強味である保証業務との関連で体系的に位置付けられていない。これに対し、AICPAでは1996年にElliot委員会が公認会計士の監査ないしは保証業務に関する研究報告書「保証業務に関する特別委員会報告書」を公表し、積極的に保証業務を拡大してきた。

またわが国会計士協会の対応は、Trustサービスの実務指針や環境報告書の保証業務指針などに留まっている。この最大の理由は、独占業務である財務諸表の監査証明で安定的な収益を獲得でき、かつ公認会計士の数も競争が激しくなるほど増加されないことが保証された環境に安住することが許されてきたからである。わが国においても同じ会計プロフェッションとして税務に関する独占権を与えられている税理士は、アメリカの20世紀初頭に流行した信用監査という融資申請目的での貸借対照表の保証業務に類似したものとして、日本税理士会連合会やTKCを通して税理士によるクライアント・サポートローンとして導入している。こういった実例は、会計士協会として質の違いはあれ保証業務を積極的に展開しようとしてこなかったことの証左といえよう。

JICPAが、本来の監査業務と保証業務として切り分けるべきであったにもかかわらず、あらゆる類似業務を自らの監査業務として位置付けようとしてきた、位置付けられることを受け入れてきた例として、[図表2]が例示できる。

[図表2]公認会計士による「監査」業務と位置付けられている業務(例示)

| 監査区分            | 根拠条文                                | 監査対象                               | 資格者        | 想定利用者   |
|-----------------|-------------------------------------|------------------------------------|------------|---------|
| 財務諸表監査          | 金商法 193 条の 2 第 1 項                  | 財務諸表                               | 公認会計士      | 投資者     |
| 内部統制監査          | 金商法 193 条の 2 第 2 項                  | 内部統制報告書                            | 公認会計士      | 投資者     |
| 会社法監査           | 会社法 436 条第 2 項第 1 号/ 第 444 条第 4 項   | 計算書類                               | 公認会計士      | 株主      |
| 信用金庫監査          | 信用金庫法第 38 条の 2                      | 計算書類                               | 公認会計士      | 会員      |
| 労働金庫監査          | 労働金庫法第 41 条の 2                      | 計算書類                               | 公認会計士      | 会員      |
| 協同組合監査          | 協同組合による金融事業に関する法律第 5 条の 8           | 計算書類                               | 公認会計士      | 会員又は組合員 |
| 農林中央金庫監査        | 農林中央金庫法第 35 条                       | 計算書類                               | 公認会計士      | 会員      |
| 学校法人監査          | 私立学校振興助成法第 14 条第 3 項                | 貸借対照表、収支計算書、その他の財務計算に関する書類         |            | 所轄庁     |
| 一般社団法人・一般財団法人監査 | 一般社団・財団法人に関する法律第 2 条、第 62 条、第 171 条 | 貸借対照表、損益計算書、附属明細書                  | 会計監査人      | 社員      |
| 労働組合監査          | 労働組合法第 5 条第 2 項第 7 号                | 全ての財源及び使途、主要な寄付者の氏名、現在の経理状況を示す会計報告 | 公認会計士・信託会社 | 組合員     |
| 社会福祉法人監査        | 社会福祉法人審査基準                          | 財産状況等の監査                           | 公認会計士・税理士  | 所轄庁     |
| 政党助成法監査         | 政党助成法第 19 条第 2 項                    | 会計帳簿、領収書等                          | 公認会計士      | 総務大臣    |
| 特定目的会社監査        | 資産の流動化に関する法律第 102 条第 5 項第 1 号       | 計算書類                               | 会計監査人      | 社員      |
| 投資事業有限責任組合監査    | 投資事業有限責任組合契約に関する法律第 8 条第 2 項        | 貸借対照表、損益計算書、業務報告書、附属明細書            | 公認会計士      | 組合員     |
| 投資信託及び投資法人監査    | 投資信託及び投資法人に関する法律第 130 条             | 計算書類、資産運用報告、金銭の分配に係る計算書、附属明細書      | 会計監査人      | 役員      |
| 独立行政法人監査        | 独立行政法人通則法第 39 条                     | 財務諸表、事業報告書、決算報告書                   | 監事・会計監査人   | 主務大臣    |
| 地方独立行政法人監査      | 地方独立行政法人法第 35 条                     | 財務諸表、事業報告書、決算報告書                   | 監事、会計監査人   | 設立団体の長  |
| 国立大学法人監査        | 国立大学法人法第 35 条                       | 財務諸表、事業報告書、決算報告書                   | 監事・会計監査人   | 文部科学大臣  |
| 放送大学監査          | 放送大学学園法第 10 条                       | 貸借対照表、収支計算書、その他の財務計算に関する書類         | 公認会計士      | 主務大臣    |

## (2) 監査類似業務の保証業務としての位置付け

監査証明業務として提供される公認会計士業務には、例示しただけでも [ 図表 2 ] のように合理的保証を提供する監査業務としての位置付けが妥当なのか、という疑念を頂くものも含まれている。既に見たように、監査証明業務として法令に規定された業務が、自動的に公認会計士の独占業務となっている。このため 1 項業務として、財務書類の監査証明が公認会計士の独占業務として位置付けられた趣旨とは異なるような業務まで、公認会計士の独占業務として位置付けられている可能性がある。また逆に、「巡回監査」と称される業務があるように、本来「財務書類の監査」に該当するような業務が、公認会計士以外の専門職業によって行なわれているケースもある。

監査業務と位置付けられる以上、保証水準は相対的に高いものであり、かつその高い保証水準を可能とする十分性と適切性を備えた証拠を入手できるような、必要十分な手続が実施できなければならない。合理的な保証を提供できるか否かは、以下のように想定できる。

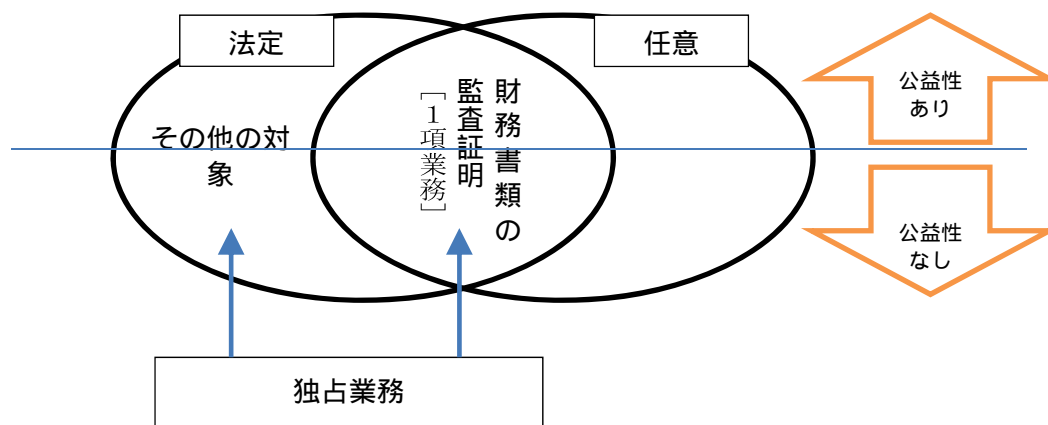
### [ 図表 3 ] 保証水準の決定要因

保証水準 = 保証の対象 × 保証の手続

[ 図表 3 ] から明らかなことは、たとえ保証の手続を財務諸表監査と全く同じものとして実施したとしても、保証の対象が異なれば、結果として提供される保証水準は異なるという事実である。このため法定であろうと任意であろうと、監査証明業務として契約する業務においては、保証の対象に応じて合理的保証が提供できるかどうかを慎重に検討する必要がある。

またもう 1 つ重要な点は、想定利用者の問題である。想定利用者が、金商法による監査証明業務のように、契約関係外の不特定多数の分散した利害関係者（投資者）であるような場合には、公益性が当該業務における最重要な特徴と解されるが、想定利用者が予め特定された利害関係者である場合や依頼人自身である場合には公益性がないため、通常の職業的専門家としてのサービス提供と変わりがない。

[図表 4] 監査証明業務の独占と公益性



### 1-5. アメリカにおける会計士業務の実態

日本公認会計士協会の協力のもとに PCAOB に登録するアメリカ国内会計事務所 523 社に対して、[図表 5]にあるように、会計士事務所として、(1)どのような業務を、(2)如何なる基準に従って提供しているか、に関する実態調査を行なった。その結果、2012 年 11 月 2 日及び 12 月 10 日という 2 段階の締め切りで回収したところ、12 月 10 日時点で 27 事務所の回答が得られた。

特に我々が注目したかったのは、監査以外の業務として、どのような業務を積極的に事務所として提供しているか、であったが、回答は [図表 6] のように纏められた。その概要は、以下のように集約できる。

[図表 5] アメリカにおける会計士業務の実態

#### (1) 業務の種類

保証業務  
コンサルティング業務  
税務

#### (2) 行為基準

SAS  
SSAE  
SSARS  
NACVA (National Association Of Certified Valuation Analysts) 基準  
その他 (PCAOB 基準)

#### (3) (2)に基づいた具体的な業務例

監査業務  
レビュー業務

合意された手続業務

調製業務

SOC 報告(Service Organization Control Report)業務

NACVA 業務

(4) コンサルティング業務の具体例

事業評価サービス

内部監査

税務戦略

内部統制サービス

M&A デュー・デリジェンス

財務報告・記帳業務

リスク評価

訴訟業務

人的資源管理

ベネフィット・プラン管理

その他

(5) (4)で適用する基準

AICPA によるコンサルティング基準(SSCS)

SSAE

上記の取り纏め概要からも判るように、PCAOB 登録の上場企業向け監査を行なっている事務所においても、実際には法定監査以外の業務提供を行なっていることが判る。これらの業務は、公益指向の観点から提供されるものではなく、歴史的に会計士が提供してきたクライアントの利益指向の業務であり、会計士本来の姿は他の職業的専門家と同様であることが確認できる。従って、アメリカにおいても会計士の独占業務とされる法定監査業務とともに他の会計士業務も提供しており、会計事務所は法定監査専門を指向してはいない。

またここで特に重要なのは、それらの会計士業務を提供するに当たって、個々の会計士及び会計事務所が拠拠とすべき基準が、主として会計士協会から提供されていることである。

| [図表6] アメリカにおける会計士業務の実態  |       |           |            |               |       |       |        |                                         |       |                                                           |                                        |                              |              |
|-------------------------|-------|-----------|------------|---------------|-------|-------|--------|-----------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------|--------------|
| PCAOB # (1) Engagements |       |           |            | (2) Standards |       |       |        | (3) examples                            |       |                                                           |                                        |                              |              |
| 73                      | audit | assurance | consulting | tax           | ssae  | sas   | ssars  | isae                                    | PCAOB | governmental audit-gas                                    |                                        |                              |              |
| 129                     | audit | assurance |            | tax           | ssae  | sas   | ssars  |                                         |       | compilation-ssae                                          | review-ssars                           | audit-sas/pcaob              |              |
| 154                     | audit | assurance | consulting | tax           | ssae  | sas   | ssars  | governmental auditing standards         |       | audits-sas/ gas                                           | review-ssars                           | aup-ssae                     |              |
| 266                     | audit | assurance | consulting | tax           | ssae  | sas   | ssars  | pcaob standards                         |       | audits-sas/ pcaob                                         | compilations/ reviews- ssars           |                              |              |
| 288                     | audit | assurance |            | tax           | ssae  | sas   | ssars  | pcaob standards                         |       | aup-ssae                                                  | audits-sas                             | reviews & compilations-ssars |              |
| 301                     | audit | assurance | consulting | tax           | ssae  | sas   | ssars  | pcaob standards                         |       | audits-sas, pcaob stds                                    |                                        |                              |              |
| 326                     | audit |           | consulting | tax           |       |       |        |                                         |       |                                                           |                                        |                              |              |
| 358                     | audit | assurance | consulting | tax           | ssae  | sas   | ssars  |                                         |       | compilation of projections-ssae                           | audit-sas                              | SOC reports-ssae             | review-ssars |
| 539                     | audit | assurance | consulting | tax           | ssae  | sas   | ssars  |                                         |       | audits                                                    | reviews                                | compilations                 | SOC Reports  |
| 587                     | audit | assurance | consulting | tax           | ssae  | sas   | ssars  | pcaob standards                         |       | private company-ssae/ sas/ ssars                          | public traded company-pcaob stds       |                              |              |
| 617                     | audit | assurance | consulting | tax           | ssae  | sas   | ssars  |                                         |       | audits-sas, ssae                                          | reviews-ssars, ssae                    |                              |              |
| 655                     | audit | assurance | consulting | tax           | ssae  | sas   | ssars  | isae                                    | isrs  | aup/ examinations-ssae                                    | compilations/ reviews- ssars           |                              |              |
| 656                     | audit | assurance | consulting | tax           | ssae  | sas   | ssars  |                                         |       | SOC #1 & SOC #2 Reports                                   | AUP Reports                            |                              |              |
| 674                     | audit |           |            | tax           |       | sas   |        |                                         |       | n/a                                                       |                                        |                              |              |
| 684                     | audit |           |            | tax           |       |       |        |                                         |       | none                                                      |                                        |                              |              |
| 785                     | audit | assurance | consulting | tax           | ssae  | sas   | ssars  | pcaob standards                         |       | audit and financial reporting services for SEC companies  |                                        |                              |              |
| 929                     | audit | assurance | consulting | tax           | ssae  | sas   | ssars  | isae                                    |       | ssae 16                                                   | audit/ review/ compilations-sas/ ssars | audit/ review-isae           |              |
| 933                     | audit | assurance | consulting | tax           | ssae  | sas   | ssars  |                                         |       | compilations                                              | audits                                 |                              |              |
| 1171                    | audit | assurance | consulting | tax           | ssae  | sas   | ssars  | isae                                    | PCAOB |                                                           |                                        |                              |              |
| 1269                    | audit |           | consulting | tax           | sas   | ssars |        |                                         |       | public-pcaob                                              | nonpublic-gaap.sas.ssars               |                              |              |
| 2237                    | audit | assurance | consulting | tax           | sas   | ssars | others |                                         |       | audit of fs-sas                                           | review of fs-ssars                     | audit of fs-pcaob            |              |
| 2454                    | audit | assurance |            |               | pcaob |       |        |                                         |       | review of quarterly interim financial activity-pcaob stds |                                        |                              |              |
| 2802                    | audit | assurance |            | tax           | ssae  | sas   |        |                                         |       | audit-pcaob                                               |                                        |                              |              |
| 3370                    | audit | assurance | consulting | tax           | ssae  | ssars |        |                                         |       | review of fs-ssars                                        | soc #1 & soc #2-ssae                   |                              |              |
| 3482                    | audit | assurance | consulting | tax           | ssae  | sas   | ssars  | NACVA Standards for Business Valuations | PCAOB | ssae 16                                                   | sas                                    | nacva                        | pcaob        |
| 4152                    | audit | assurance | consulting | tax           | ssae  | sas   | ssars  | pcaob standards                         |       | audit/ aup/ compilation-sas/ ssae/ ssars                  | audit-pcaob                            |                              |              |
| 5083                    | audit | assurance | consulting | tax           | ssae  | sas   | ssars  |                                         |       | audit-sas                                                 |                                        |                              |              |

| [図表6] アメリカにおける会計士業務の実態 |                                                   |                                          |                               |                                                |                     |                       |                                            |                            |                                        |
|------------------------|---------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------------|---------------------|-----------------------|--------------------------------------------|----------------------------|----------------------------------------|
| PCAOB #                | (4) Consulting Service examples                   |                                          |                               |                                                |                     |                       |                                            | (5) consulting standards   |                                        |
| 73                     | m&a                                               | tax consulting                           | litigation support            |                                                |                     |                       |                                            | sscs                       |                                        |
| 129                    | n/a                                               |                                          |                               |                                                |                     |                       |                                            | n/a                        |                                        |
| 154                    | strategic planning                                | tax planning                             | assumce with internal control | due diligence                                  |                     |                       |                                            | sscs                       |                                        |
| 266                    | general business consulting                       | uman resources                           | tax planning                  |                                                |                     |                       |                                            | sscs                       |                                        |
| 288                    | n/a                                               |                                          |                               |                                                |                     |                       |                                            | n/a                        |                                        |
| 301                    | internal control services                         |                                          |                               |                                                |                     |                       |                                            | sscs                       |                                        |
| 326                    | tax consulting                                    | accounting consulting                    |                               |                                                |                     |                       |                                            |                            |                                        |
| 358                    | tenant lease consulting                           | lease vs. buy, transaction due diligence | valuation                     | forensic accounting                            | network support     |                       |                                            | sscs                       | AICPA standards for Valuation Services |
| 539                    | benefit plan admin                                | internal audit tax & estate planning     |                               |                                                |                     |                       |                                            | AICPA Consulting Standards |                                        |
| 587                    | corporate financing                               | corporate restructuring                  |                               |                                                |                     |                       |                                            | none                       |                                        |
| 617                    | accounting advice regarding potential acquisition | tax advice                               |                               |                                                |                     |                       |                                            | ssae                       |                                        |
| 655                    | internal control services                         |                                          |                               |                                                |                     |                       |                                            | sscs                       |                                        |
| 656                    | business valuation services                       | technology solutions                     | M & A due deligence           | strategic planning                             | human resource      |                       |                                            | AICPA Consulting Standards |                                        |
| 674                    | n/a                                               |                                          |                               |                                                |                     |                       |                                            | n/a                        |                                        |
| 684                    | none                                              |                                          |                               |                                                |                     |                       |                                            | none                       |                                        |
| 785                    | U.S. SEC requirements                             | transaction structure                    |                               |                                                |                     |                       |                                            | ssae                       |                                        |
| 929                    | business valuation services                       | buy-sell analysis                        | litigation support            | review and implementation of accounting system | financial planning  | compensation planning | internal controls testing and documentaion | AICPA Consulting Standards |                                        |
| 933                    | sales tax                                         | quarterly sec audits                     | industry specific compliance  |                                                |                     |                       |                                            |                            |                                        |
| 1171                   |                                                   |                                          |                               |                                                |                     |                       |                                            |                            |                                        |
| 1269                   | controllershship & internal control               |                                          |                               |                                                |                     |                       |                                            | n/a                        |                                        |
| 2237                   | tax-us gaap compliance                            |                                          |                               |                                                |                     |                       |                                            | n/a                        |                                        |
| 2454                   | n/a                                               |                                          |                               |                                                |                     |                       |                                            | n/a                        |                                        |
| 2802                   | n/a                                               |                                          |                               |                                                |                     |                       |                                            | n/a                        |                                        |
| 3370                   | forensic accounting                               | business valuation                       |                               |                                                |                     |                       |                                            | sscs                       |                                        |
| 3482                   | wealth management                                 | tax/consulting and planning              | succession planning           | risk assessment                                | litigation services | forensic accouneting  | distressed companies                       | SSCS                       |                                        |
| 4152                   | financial reporting & bookkeeping                 |                                          |                               |                                                |                     |                       |                                            | SSCS                       |                                        |
| 5083                   | sec consulting                                    | accounting consulting                    |                               |                                                |                     |                       |                                            | sscs                       |                                        |

## 1-6. 「日本における公認会計士及び公認会計士制度のあるべき姿の提言プロジェクトチーム」中間報告(案)への言及

2012(平成24)年6月29日に公表された「『日本における公認会計士及び公認会計士制度のあるべき姿の提言プロジェクトチーム』中間報告(案)」(以下、PT中間報告(案)という。)では、本章の対象とする範囲について、「II 公認会計士の業務」で採り挙げられている。要点を纏めると以下ようになる。

### 監査業務を過度に重視した姿勢

監査業務に従事しているか否かにかかわらず、公認会計士事務所等での監査を中心にした実務の経験を有する者を公認会計士と称すること(9項)や、倫理観や独立性が監査実務の経験を積むことで培われるといった表現(10項)に、公認会計士の提供する業務のうちの「監査こそが会計士業務」という理解が現れている。

### 税務業務のあり方に対する姿勢

協会として、大都市圏以外の地域の公認会計士が、個人事務所において税務業務を中心に活躍しているという実態を把握していることから、公認会計士業務としての税務業務のあり方を制度上整備しておく必要がある旨を、将来の検討課題として挙げられる。

### 公認会計士法第2条第1項業務に関する理解

いわゆる1項業務を監査証明業務に限定的に捉えることなく、信頼を付与するための保証業務として捉えるべきと位置付けた上で、保証業務を遂行するための枠組や、保証の程度による概念整理を課題とされる。

に対して

PT中間報告の特徴は、公認会計士のあるべき姿を公認会計士法によってアドホックに与えられた監査業務に過度に求めている点にある。このような姿勢は、イギリスやアメリカの職業会計士の発展で見た会計士本来の提供業務とは異なるものであり、わが国の特異性をそのまま是認したものといえる。古来、会計士は、会計のプロフェッションであって、監査のプロフェッションではなかった。もちろんわが国の特異性から、公認会計士にとっての監査証明業務が重要であり中心的な業務であることは否定し得ないであろう。しかしだからといって、監査業務を経験しなければ、公認会計士ではない、という理解は、現在の繁栄に続く会計プロフェッションの長い歴史的経緯を無視してしまうことになりかねない。またこういった理解は、むしろ大正時代に法制化が議論された会計監査士制度とも言うべきものであろう。

に対して

公認会計士による税務業務のあり方に制度的な整備の必要性が、果たして職域確保のための法改正を意図する提案であれば、それは自らの業務に対して極めて消極的な対応といわざるを得ない。むしろ既に税務業務を提供している事実がある以上、法が会計士に認めた業務であることを争う必要はなく、税務業務を提供するための実務指針を積極的に策定し、公表することの方が建設的であるし、社会に対しても自らの受容可能性を高めることに繋がると思われる。

について

公認会計士法第2条第1項業務として規定される「財務書類の監査又は証明」を保証業務として位置付ける前段は、法の趣旨を拡大解釈したものと捉えられる。確かに監査業務を提供していることから、保証業務においても比較優位を持つことは認められるとしても、既に他の業務提供者が存在し、例えば環境監査やサーバの安全性証明といった保証業務が提供されている以上、そういった業務まで1項業務として自らの独占業務の範疇に捉えることは社会的に容認されないであろう。とはいえ、提案の後段にある保証業務の枠組や整理について、自主規制機関として積極的に行動することは、比較優位を持つ保証業務市場で競争するために不可欠であることは合意できる。

## 1-7. 今後必要な具体的対応

PT 中間報告とそれに対する理解に基づき、今後、必要となる具体的な対応として、以下のようなことが考えられる。

### (1) 監査証明業務の純化

監査証明に類似する業務について、監査の対象・監査の手続・結論の表明形式・想定利用者という点から、真に監査業務に相当するものかどうかを明らかにするとともに、既に「監査」という用語によって法定化されている業務については、当該法規や省令の改正を提案するか、或いは自主規制基準として保証水準の差に対応する基準化を指向すること。

監査証明業務に相当するサービスの内容を自主規制基準により明確にすることによって、公認会計士の独占性の程度、或いはその必要性の程度を社会的に明らかにすることができる。

公認会計士として監査業務のみならず会計業務、税務業務、保証業務、さらにはコンサルティング業務を提供しようとした場合、自主規制による専門職業である以上、その拠拠となる判断基準や行為基準が必須である。そのような自主規制団体による基準が存在しなければ、専門職業というべきものではなく個人的な技能者に過ぎない。従って、以下のような措置が必要となろう。

## (2)保証業務の具体化とその基準化

保証業務の内容や特性について、保証業務に関する包括的な実務指針を発出するだけでなく、個別具体的なサービスに関する指針を積極的に設定・公表すること。

将来的な公認会計士の職域は、監査証明業務に留まることなく、また法律によって担保された職域に限定されることなく、真の自由職業的専門家としてその強味を前提にして想定利用者の意思決定の質を改善できる幅広い職域に拡張していかなければならない。

自主規制機関として、保証業務の発展を期するためには、既存の企業会計審議会による「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組に関する意見書」を改訂し、ヨリ適用可能性の高いものへと改訂する働きかけが必要であろう。

公認会計士による保証業務の有用性について、専門職業として社会的に普及させるべく努力すること

保証業務に関する基準や実務指針を設定かつ公表し、公認会計士による保証業務が相対的に比較優位にあることを宣伝しなければ、社会的認知レベルも向上しないし職域も拡張されない。

アメリカにおける会計士業務の実態調査にも見られたように、PCAOB登録事務所においても、法定監査以外の保証業務やコンサルティング業務の提供が顕著である。このような業務提供を可能としているのは、自主規制機関である会計士協会がそれぞれの業務に適した基準を設定し公表しているからに他ならない。翻ってわが国では、四半期レビューの基準が公的機関から公表されているのにもかかわらず、任意のレビュー業務に適用できる基準すら協会から設定・公表されていない。

以上のように、独占権を与えられた公益性の高い法定監査については、その範囲を明確にし、その有用性や必要性に関して社会的な啓蒙活動を行なうことはいうまでもない。しかし、それと同時に、公益的視点を重視する余り、会計士本来の業務提供とその拡張を軽視してはならない。すなわち、会計士の生来的業務であるクライアント指向の業務提供が、それぞれの会計士や会計事務所にとって容易となるように、コンサルティング業務を含む種々の業務基準の設定と公表が協会に求められる。

## 参考文献

- 日本公認会計士協会(1997)『公認会計士制度 25 年史』日本公認会計士協会。
- 日本公認会計士協会(2000)年史編纂特別委員会『50 年のあゆみ』日本公認会計士協会。
- 農商務省(1909)『公許會計士制度調査書』農商務省商務局。
- 千代田邦夫(1987)『公認会計士——あるプロフェッショナル 100 年の闘い』文理閣。
- 羽藤秀雄(2009)『新版 公認会計士法』同文館出版。
- 森 實(1959)「英国における監査役の独立性と限定監査報告書——前世紀より今世紀初頭に掛けての英国監査事情——」『香川大学経済論叢』第 32 巻第 3・4・5 号。
- Brown, R., (1968), *A History of Accounting and Accountants* (New York, Augustus M. Kelley).
- Edey, H.C. and P. Panitpakdi, (1956), “British Company Accounting and the Law 1844-1900,” in Littleton, A.C. and B.S. Yamey, ed., *Studies in History of Accounting*, (London, Eastern Press).
- Previts, G.J. (1985), *The Scope of CPA Services* (New York, John Wiley & Sons).

## 第2章 公認会計士の業務の展開

この章では、第1章において論じられている公認会計士の監査・レビュー業務等に関する事項を基礎とした考察を行う。第1章で定義づけられている保証業務以外の業務（その他の2項業務）について、公認会計士が当該業務を担当することに関しての許容性やその必要性、また、当該業務範囲の発展性について、税務業務・PAIB・コンサルティング業務に絞り、選択肢を提示することを目的としたうえで論じていきたい。

### 2-1. 保証業務以外の業務の位置付けについて

公認会計士法第2条は、公認会計士の業務について規定している（第1章1-3(2)参照）。

現行の法制度を前提とすると、保証業務以外の業務について考察する当章においては、上記第2条第1項が監査・レビュー業務について言及しているところ、第1項の業務以外を規定している第2項に基づく業務について、論じていくことが前提となる。

しかしながら、あるべき姿を模索するという視点に立てば、現行の法制度及びその解釈慣行に照らした区分を用いて議論することが必ずしも有益とは思われないことから、第1章で論じられている事項を前提として公認会計士の業務区分を把握するべきと考える。

すなわち、第1章においては、公認会計士の中心的な業務を証明業務として捉え、その外延を明確にしたうえで、それ以外の業務を区別すべきとされている。証明業務と保証業務のメルクマールとしては、“公益(Public Interest)”の観点がいられしており、情報の利用者と作成者の間の非対称性を解消する目的で公認会計士が第三者として関与する業務は証明業務であるが、そうでないものは保証業務と区分されている。したがって、どのような区分の結果保証業務に該当する業務（その他の保証業務）と、その他の業務（その他の2項業務）を合わせた業務が、いわゆる2項業務を構成するものといえるのである。

### 2-2. 監査・レビュー業務以外の業務の実施主体としての公認会計士・監査法人

監査・レビュー業務以外のその他の保証業務及びその他の業務（すなわち2項業務）の適切な担当者は誰なのであろうかという点について検討する必要があるが、とりわけその他の保証業務に関しては、公益の観点から要請される証明業務に永年携わってきたことにより培われた知識・経験・倫理観等を有する公認会計士が、そのシナジー効果を自然に・如何なく発現するという点に鑑み、まずもって最適任者であることは自明なのではなかろうか。その他、下記観点からも、公認会計士の実施主体としての妥当性について検討してみたい。

## (1) 公認会計士の総合性

現行の公認会計士試験の試験科目の種類は、選択科目も含めて 8 科目と多岐にわたっている。かような幅広い分野における知識の習得を要請される公認会計士試験を合格した者には、まず入り口の段階で幅広い分野における一定レベルの知識があるものと考えられる。この点、司法試験が法律科目のみを要請していること、税理士試験が主に税法科目に重きを置いていることから、相違点として際立っているといえる。また、公認会計士試験（資格）が国家試験（資格）であることにより、信頼性が付与されている、という側面もあろう。

公認会計士試験は、バランス感覚や総合性といったものをも判断するための試験とも言い得るべき点が、特徴的ではないだろうか。幅広い知識と総合力を有している公認会計士が、証明業務のみならずその外延を超える業務を担い得る素地を有している者であることは、社会的見地からも十分理解し得ることである。

このように、素地として幅広い知識と総合力を有したものが、職務経験過程においても総合力・俯瞰力を優位に養える状況に置かれ、更に修了試験という篩にかけられたうえで、公認会計士という職業人が完成されることになる。ゆえに、総合力を有した公認会計士が実施すべき業務は、保証業務（監査・レビュー業務）に限定されることなく、その周辺業務を中心として広範な業務であるべきであろう。

## (2) 保証業務以外の業務(その他の 2 項業務)と独立性

現状において公認会計士が実施している保証業務以外の業務の例としては、財務情報または財務諸表の作成・編集の受託業務、依頼者のためだけに実施するコンサルティングや助言の業務、関与先の代弁者となる業務（税務業務を含む）合意された手続による業務等が挙げられる<sup>14</sup>。このような業務は、その他の 2 項業務として、いわゆる 2 項業務に分類されることになるが、当該業務を実施するための前提として、公認会計士の本来業務である監査・レビュー業務の提供との関連で、独立性に関する規制が加えられている。すなわち、現状において公認会計士が保証業務以外の業務を受嘱する際には、当該規制に抵触しないことを検討する必要があるのである。

金融商品取引法及び会社法は、監査人の独立性に関する具体的な規制を公認会計士法に委ねており（金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項、会社法第 337 条第 3 項第 1 号）公認会計士法においては、公認会計士またはその配偶者及び監査法人またはその社員（配偶者）が被監査会社等と特定の利害関係を有している場合に、当該会社に対して監査証明業務を制限している（公認会計士法第 24 条、公認会計士法施行令第 7 条等）。ここでいう特定の利害関係は、人的関係と経済的関係に区分されるが、被監査会社との便益に関連するものの一つとして、被監査会社等から税理士業務や監査・会計とは関連しない業務によって継

<sup>14</sup> 監査・保証実務委員会研究報告第 20 号「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」（日本公認会計士協会 平成 21 年 7 月 1 日）

継続的な報酬を受けていること、といった点が規定されている。また、独立性の充実・強化に鑑みた 2003 年及び 2007 年の公認会計士法の改正により、大会社等に対する規制が強化されており、「公認会計士は、当該公認会計士、その配偶者、または当該公認会計士若しくはその配偶者が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める関係を有する法人その他団体が、大会社等から公認会計士法第 2 条第 2 項の業務により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同第 1 項の業務を同時に提供してはならない」とされている（公認会計士法第 24 条の 2）。そして、公認会計士法施行規則第 6 条は、禁止される 2 項業務の具体例として、以下を規定している。

|                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------|
| 会計帳簿の記帳の代行その他の財務書類の調製に関する業務                                            |
| 財務又は会計に係る情報システムの整備又は管理に関する業務                                           |
| 現物出資その他これに準ずるものに係る財産の証明又は鑑定評価に関する業務                                    |
| 保険数理に関する業務                                                             |
| 内部監査の外部委託に関する業務                                                        |
| 上記の他、監査又は証明をしようとする財務書類を自らが作成していると認められる業務<br>又は被監査会社等の経営判断に関与すると認められる業務 |

上記は、米国規制を契機としたものであり、～ までの業務は、財務諸表作成者の業務であり自己監査を防止する観点から、・ は経営者から独立した立場にあるべき外部監査人が経営判断に関与することを防止する観点から、規定されたものである。

他方で、「独立性に関する法改正対応解釈指針第 4 号」(平成 20 年 2 月 13 日改訂 日本公認会計士協会)によれば、監査証明業務の一環として実施される業務、及び監査証明業務と直接的関連性を有する業務は、同時提供が禁止される非監査証明業務ではないとされている。前者は、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に基づき監査人が実施しなければならない過程であると認められる業務として、監査証明業務に包含されることが考えられることを理由とするものであり、後者は、監査人より提供されることが効率的であるとともに監査の質を向上させることにも有用であることや、法規制により監査人が実施することが要請されていることを理由とするものである。両者の具体例は、下記のとおりとされている。

#### < 監査証明業務の一環として実施される業務 >

|                             |
|-----------------------------|
| 監査の過程で行われる会計処理に関する助言・指導業務   |
| 監査対象となる財務諸表の作成方法に関する助言・指導業務 |
| 監査対象となる内部統制システムに関する助言・指導業務  |

< 監査証明業務と直接的関連性を有する業務 >

|                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------|
| コンフォート・レターの作成業務                                                                        |
| 海外等の法規制により内部統制の証明業務を監査人が提供することを義務付けられている場合における当該業務に係る基準に準拠して適切に実施しなければならない過程の業務        |
| 銀行等の金融機関に対する、金融庁による金融検査マニュアルに記載されている種々のリスク管理に関する「外部監査」に相当する業務                          |
| 業種別監査委員会報告第30号「自己資本比率の算定に関する外部監査を『金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針』に基づき実施する場合の当面の取扱い」における業務 |
| 業種別監査委員会報告第28号「証券会社における顧客資産の分別保管に対する検査業務等に関する実務指針(中間報告)」における業務                         |
| 監査基準委員会報告書第18号「委託業務に係る統制リスクの評価」における受託会社監査人の業務                                          |
| 監査対象となる財務諸表を含む開示書類又は上場申請書類等に関して実施される当該財務諸表に関連する項目に対する助言・指導業務                           |
| 規制による報告のための情報の分析及び集計                                                                   |
| 規制当局により要求される報告書等の提供に関する業務                                                              |

現行の法制度を前提とした場合に、公認会計士が新規に特定の業務を行う際、縦軸として、(a) 1 項業務を提供している被監査会社に対する業務であるか、(b) 2 項業務を提供しているクライアントに対する業務であるか、(c) 新規顧客に対する業務であるか、という検討と、横軸として、( ) 1 項業務を提供するのか、( ) 2 項業務を提供するのか、という検討を行うことになるが、(a) - ( ) 及び (b) - ( ) の場合には、上記規定を十分に考慮した対応を行う必要があるのである。

| 提供する業務<br>業務提供先 | 提供する業務    |           |
|-----------------|-----------|-----------|
|                 | ( ) 1 項業務 | ( ) 2 項業務 |
| (a) 1 項業務提供先    | -         |           |
| (b) 2 項業務提供先    |           | -         |
| (c) 新規見込顧客      |           |           |

公認会計士が業務開発を行うに際しても、このようなマトリックスにしたがい、それぞれの分野における顧客の特質・ニーズや自己の得手不得手を考慮したうえで、戦略的に対応していくのが望ましいといえるのであろう。

なお、上記はあくまで現行の法制度を前提としたものであるため、合理的保証業務と限

定的保証業務を同等に扱ってよいのか、公益の観点からの区分が必要なのではないか、という第 1 章における考察に立脚し、そもそも 1 項業務（監査・レビュー業務）の定義そのものを理論的に整理し直すべきであるとした場合には、同時提供禁止規定の解釈についても変更すべき点が生じてくるため留意が必要である。例えば、第 1 章で論じられているように、アメリカにおける公認会計士の歴史的な起源がそもそも「コンサルティング会計士」ということであるならば、かような本質の発現となる 2 項業務の提供範囲を拡大すべきとの視点に立ち、同時提供禁止規定の適用範囲を狭めて解釈すべきとの見解もあるのではなかろうか。

### (3) 国際的潮流

2010 年 10 月 13 日には、欧州委員会（EC）がグリーン・ペーパー「監査ポリシー：危機からの教訓」を公表しているが、その中では、非監査業務に関する否定的な見解が述べられている。すなわち、「監査事務所による非監査業務の禁止の強化を検討することはすなわち、潜在的に公的な検査機関と同種の純粋な監査事務所（pure audit firm）の創造という結果をもたらさう。監査人は、企業の財務上の健全性に関して独立した意見を提供したものであることから、理想的には、彼らは被監査会社といかなる事業上の関係も持つべきでない」とされているのである<sup>15</sup>。

このような見解からは、当然に、監査業務以外の業務を拡大することには懐疑的であるという結論が導出されよう<sup>16</sup>。仮に被監査会社以外に対する非監査証明業務（上記マトリックスにいう（b）・（c） - （ ））は容認されるとしても、被監査会社に対する監査業務で得た知識や経験を当該被監査会社に非監査証明業務として提供することができないということは、被監査会社が付加的なサービスを受けられないということになってしまう。また、非監査証明業務についての業務経験や知識の蓄積という面で、被監査会社に対して非監査証明業務を提供できる場合に比して非常に劣後することを意味するため、コンサルティング業務提供会社等の他企業に対する優位性を損なうことにも結びつくであろう。

当該論点に関しては、自己監査や馴れ合い監査につながり監査の独立性を阻害するため望ましくないという点と、非監査証明業務から得た情報・経験が監査業務の質を高めることに寄与するという点とを、双方検討したうえで結論付けるべきものであると思料される。

### (4) 視点

たしかに、現行における同時提供禁止規定の存在や、グリーン・ペーパーに見られた監査特化志向という国際的潮流もあろう。しかしながら、総合力を有した公認会計士が担う

<sup>15</sup> 町田祥弘・松本祥尚編著（2012）『会計士監査制度の再構築』中央経済社 p.82

<sup>16</sup> なお、2011 年 11 月 30 日に EC が公表した法案 REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on specific requirements regarding statutory audit of public-interest entities によれば、PIE(Public-Interest Entity)の監査人等の非監査業務の提供の禁止について規定されているが、被監査会社といかなる事業上の関係を持つことを禁止するまでには至っていない。

べき監査業務以外の業務範囲を拡大させ、適切な判断力や俯瞰力に基づいたコンサルティング等の効果を発現させる場を広げていくことは、会計インフラの拡大に寄与するとともに、その下支えをすることもつながる。

以上の視点を持ちつつ、以下において、個別業務等に関して検討する。

## 2-3. 税務業務

現行制度では、公認会計士（公認会計士となる資格を有するものを含む）は税理士となる資格を有し、税理士登録することにより、税理士業務を行い得る<sup>17</sup>。一方で、日本税理士連合会は、2010 年 5 月 31 日付で、「税理士法改正に関する意見（案）」をとりまとめ、「改正要望項目 2. 税理士の資格取得に関する規定（1）税理士の資格」において、「税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者を原則とする。弁護士・公認会計士（以下「隣接職種」という。）に対しては、能力担保措置として、弁護士は会計学に属する科目に、公認会計士は税法に属する科目に合格することを原則とする。」との方向性のもと、税理士法第 3 条及び第 8 条の改正案を提案している<sup>18</sup>。このような状況下において、公認会計士が税理士登録無く当然に本来業務（監査業務以外の業務）として税務業務を実施するか否か、監査業務提供先に同時に税務業務を提供できるか否かについて、以下検討したい。

### (1) 能力担保措置の不要性

公認会計士の税務業務遂行能力という点に関しては、日本税理士会連合会のいう能力担保措置は不要であると考えられる。すなわち、税務会計は会計領域の重要な一部分であるため、2. (1) で記載したとおり、公認会計士試験及び修了試験において必須科目として租税法科目が存在していることや、実務補習所の補習内容にも租税に関する項目が設置されていることから、ペーパーベースでの能力担保措置がとられていることは自明である。また、実際の監査業務において、公認会計士試験合格者は入所後 2～3 年目位の年次に、税務サイクル・科目の監査業務を担当・経験するのが一般的である。税務サイクル・項目は、あくまで財務諸表全体の中の 1 つのサイクル、1 つの項目としての位置づけられるとともに、当該業務の実施に際しては、当然ながら法人税や消費税等の申告書の作成・内容等に関する理解が必要とされることから、実務ベースでの能力担保措置についても特段問題視する現状にはない。すなわち、税務業務を実施するために、公認会計士が新たに税理士試験（科目）を受験する必要はないものと思われる。公認会計士の業務領域に税務業務が含まれることについては、何ら疑いがないだけでなく、その既設の能力担保措置からヨリ

<sup>17</sup> 税理士法第 3 条 1 項 4 号参照

<sup>18</sup> 日本税理士会連合会は、2012 年 9 月に「税理士法に関する改正要望書」を国税庁長官及び財務省主税局長宛に提出した。当該要望書において、「公認会計士は税法に属する科目に合格することを原則とするなど、税務に関する専門性を問う能力担保措置を講じるべきである。」と主張している。

高度な連結納税制度や移転価格税制度などの多角的・国際的な企業活動に連動する税務業務にも対応できると考えられる。

また、諸外国における現状に鑑みても、税理士制度自体を設置している国は限られており、税理士制度を有しているドイツでさえ、税務業務を経済監査士（公認会計士）の業務として、法律上規定している<sup>19</sup>。このように、公認会計士が税務業務を担当できることは国際標準であることから、海外からの信頼失墜を防ぐという国益確保の観点からも、公認会計士が税務業務を行えないことになる場合の弊害を強く認識しておく必要があるといえる。

## (2) クライアント・ニーズ

クライアント・ニーズを率直に表すコメントとしては、カルビー株式会社常勤監査役 石田正氏（役職は掲載当時）の発言<sup>20</sup>が参考となる。

企業側からは、ワンストップ・サービスの提供を受けたい、複雑化・国際化へ対応しうる者に税務業務を担当してもらいたい、という要請あるのではないと思われる。すなわち、企業の全体を知悉した特定の専門家から、監査・会計・税務等に関する総合的なサービスを受えたいと欲するのが、経済合理性を持った一般的な企業であり、全体像を把握した特定の専門家として現状で最も妥当し得る専門家は、おそらく公認会計士なのではないかと思料されるのである。また、複雑化・国際化への対応という点では、連結納税や企業再編に関する知識や国際税務・IFRS に関する習熟度といった点でも、総合力・俯瞰力を持った公認会計士の方が、業務担当者として望ましいといえるのではないか。

## (3) 考えられる対応・選択肢

上記のような、公認会計士の税務業務対応力、国際標準の維持やクライアント・ニーズへの対応を根拠として、公認会計士が税理士登録無く税務業務を実施しうるものと考えられる。また、公認会計士は独立性を有しており倫理規則の縛りを受けており、CPE による高度な教育訓練制度も設けていることから、公認会計士が税務業務を実施することがクライアントの納税業務に一定の信頼性を付与することとなるため、税務業務は一種の保証業務に類するものとも考えられる。なお、海外において、税務当局が公認会計士の署名を要請し、また、公認会計士の署名があれば申告書をスムーズに受理する実務があるのはこのような理由からと考えられる。

監査業務と税務業務の同時提供の可否については、2つのオプションが考えられる。

<sup>19</sup> 経済監査士法（Gesetz über eine Berufsordnung der Wirtschaftsprüfer）第2条

<sup>20</sup> 「、『私どもは税務はできませんので、ほかのところへ相談してください』と言われてしまうと、困ってしまいます。会計監査を通して会社のことをわかっている人たちから、税務的にはこういうことでしょうかというアドバイスがほしいのです。」（会計・監査ジャーナル 2012 年 1 月号 14 頁「公認会計士の活用に関するシンポジウム」）

### 同時提供を可とするオプション

税務申告書作成等の税務業務は税法に則った判断余地の介入しない業務であり自己監査の対象外と認識しうるのではないが、すなわち、税務業務は単純に税法規定に則った Compilation 業務であり判断業務ではないことから、税務業務は保証業務ではないと解釈できる。このような趣旨から、同時提供を許容している諸外国の実情にも鑑み、監査業務提供先に同時に税務業務を提供することも問題ないのではないかと考えられるのである。具体的には、例えば、公認会計士法第2条第2項に税務に関する業務を明記することや、会計法人（アカウンティング・ファーム）化を容認するような法改正を促すことも案として考えられる。勿論、1項業務と2項業務の理論的な区分整理がなされたうえでの法改正であるべきであろう。

### 同時提供を否とするオプション

前記したグリーン・ペーパーにおける提言内容等に鑑み、純粋な監査を追求するという思考のもと、現状のように同時提供を否定的にとらえる選択肢も考えられる。

また、現在のわが国において、一方で税理士制度が存在している以上、当該制度との棲み分け・統合に関して考慮する必要も生ずる。この点の検討無くして、公認会計士のサイドから一方的な主張をしたとしても、それでは平行線を辿るだけとなることは自明だからである。

まず、公認会計士が税務業務を実施する際に、税理士としての別途登録は不要としても、税務業務の実務経験を課するという選択肢が考えられる。そして、税理士が監査業務を行うための要件を検討するという選択肢も考えられる。現行の公認会計士試験制度では、税理士（となる資格を有する者）等に試験の一部免除が認めされているが、当該一部免除は、短答式試験の財務会計論と、論文式試験の租税法のみである。例えば、税理士にも監査や法律・経営学等に関する知識テスト（試験や単位認定等）と一定の監査実務経験を課した上で、CPE 要件を充足することで監査業務を実施してもよいとする措置が、選択肢として考えられるのである。公認会計士と税理士の会計プロフェッションとしての共通性に鑑みると、双方の試験制度と CPE 制度を包括的に再考し、土台部分をもう少し幅広く認識したうえで共通科目を増やしてみることも、一考かもしれない。

## 2-4. PAIB (Professional Accountants In Business, 企業内会計士)

PAIB に関しては、新卒採用・中途採用いずれの形態においても、現状では一般的にあまり普及していないという事実認識を持つ必要があると思われる。特に、新卒採用時における PAIB へのハードルは、会計士試験の難度から合格までに一定の期間が必要とされることや、修了試験が存在することから考えても、極めて高いものと認識しうる。なお、本報告

書では、PAIB に監査法人のリストラ対象者という意味を含ませていないことに、留意いただきたい。たしかに、そのような実態上の要請としての側面が否めない点もあるかと思われるが、それは単に監査法人等の経営の失敗による結果であり、本報告書では、本来の公認会計士のあるべき姿や提供すべき業務を模索する延長上、PAIB の増加を肯定的に捉えて論じている<sup>21</sup>。そのうえで、門戸が開放されやすいと思われる中途採用形態の PAIB について、企業側の受入意識を変えるにはどのような選択肢があるのか検討したい。

## (1) 受入企業側の実態

2011 年 8 月 3 日に日本公認会計士協会が実施した組織内会計士に関するアンケートに関する報告書<sup>22</sup>は、アンケートの対象を、(A) 会計専門家を育成・採用する上場企業、(B) 実際に企業等の組織内で勤務している会計専門家、(C) 潜在的に組織内会計士となる可能性のある監査法人等所属の公認会計士の 3 グループに分けたうえで調査されたものである。

まずは、受入側となるであろう (A) グループの回答 (593 社 : (複数回答) 東証・大証 1 部 355 社、東証・大証 2 部 84 社、マザーズ 19 社、JASDAQ 223 社、その他 40 社) について検討する必要があると思われるが、会計専門家である公認会計士と試験合格者の採用実績がない企業はそれぞれ約 85%、90% であり、社内に会計専門家が必要であるとする回答割合は 23% にとどまっている。また、企業が公認会計士・試験合格者を採用する際の懸念事項としては、「年棒」と「採用後の転職可能性」がその主要なものとされているようである。さらに、企業側が会計専門家を配属しようと考えている先としては、経理部門 (94% : 複数回答) が圧倒的に多いという結果であった。

## (2) 公認会計士側の実態

一方で、転職した組織内会計士 (グループ (B)) と監査法人所属の公認会計士 (グループ (C)) に対するアンケート結果としては、転職後の満足度として良かったとの回答が 76%、良くなかったとの回答が 4% であり、配属希望先としては、経理 64%、企画 57%、資金・財務 46% との結果であった。

また、転職動機に関しては、前向きの動機と後向きの動機の 2 つに分けて調査されており、前向きな動機としては、他組織・業種での仕事への興味や今後のキャリア・アップが上位を占め、後向きの動機としては、業界の将来不安や (監査業務において) 形式的側面

<sup>21</sup> 別紙のとおり、当研究会が実施した諸外国に対するアンケート結果からは、PAIB の増加について肯定的か否かという質問に対して回答のあった 3 団体 (日本公認会計士協会、ICAEW、ACCA) から、肯定的に考えているとの回答があった。なお、理由は次のとおり。「公認会計士が会計専門家としてその専門的能力を発揮し、企業等の財務諸表作成者側の立場から活躍することにより、経済社会の会計インフラの整備及び向上に寄与すると考えるから。」(日本公認会計士協会)「我々の会員に監査の業務経験を越えた広い機会を提供することになるため、また、職業専門家としての倫理観を幅広くビジネス分野に浸透させることになるため。」(ICAEW)

<sup>22</sup> 「組織 (企業) 内会計士に関するアンケート最終報告書」(日本公認会計士協会 組織内会計士対応プロジェクトチーム 平成 23 年 8 月 3 日)

が優先されていること、(監査法人内での)昇格ポジションの不足等が上位を占めている。

このうち、後向きの動機に関する分析コメントとして、「公認会計士は、我が国で唯一独占的に財務諸表監査を行うことができる国家資格を有する会計専門家である。しかし、今回のアンケートで、『転職した組織内会計士』や『監査法人所属の公認会計士』から、監査業務の根幹に係る理由で転職を意識する傾向が強いことが示されており、公認会計士業界全体として重く受け止める必要がある。」と総括されているが、至極その通りであろう。今後、追加で詳細な調査を行い、退職者の生の声から現状の監査業界の要改善点を検討していく余地もあろうかと思われる。

### (3) アンケートの実施

以上のアンケート結果から、解消すべき主な期待ギャップは「年棒」と「配属先」であると理解される。そのため、まず諸外国の機関に対して、PAIB に関する意識及びこの期待ギャップに対する施策に関するアンケートを実施した。PAIB に関しては、前記のとおりその増加について肯定的な見解が多かったものの、PAIB の年棒や配属先に関して網羅的に把握している機関の存在については、確認できなかった(結果は別紙1のとおり)<sup>23</sup>。

そこで、我が国における実態からの帰納的な考察を実施すべく、日本公認会計士協会の組織内会計士協議会の協力を得て、PAIB 個人に対して更にアンケート調査を実施した。なお、アンケートは、主に年棒ギャップと配属先ギャップに関するものであり、組織内会計士協議会のメンバーに対して実施し、18名中7名からの回答を得た。

転職時に希望していた年棒より転職時の実際の年棒が低い場合のギャップに関して、1. やむをえない、2. 何らかの対応で埋められた、3. 該当なし、という質問を行ったところ、1と回答された方が1名、2と回答された方が2名であった。1.の理由としては、「自分のキャリアステップのためベンチャー企業に転職したため、給料を犠牲に経験を買ったためです。」という回答が、2.の具体的な対応としては、「転職段階でのオファーは若干給与が下がる提示だったが、業績連動型パフォーマンスボーナスが多額支給されたため結果として年棒は下がらなかった。」、「ストックオプション」という回答があった。

一方で、転職時に希望していた部署・役職と転職時の実際の部署・役職が異なっていた場合のギャップに関して、1. やむをえない、2. 何らかの対応で埋められた、3. 該当なし、という質問を行ったところ、1及び2と回答された方はいなかった。

アンケートの結果、「年棒」に関するギャップや「配属先」に関するギャップに関して重大なものは見受けられなかった。これは、今回のアンケート回答者が、PAIB の中でも転職に納得している方であったことに起因にしていることと考えられる。

「年棒」に関するギャップに関しては、自己のキャリア・アップ意欲のために年棒についてそもそも重視していないという趣旨の回答もあった。このように、自己を高める意識

<sup>23</sup> 諸外国の PAIB に対しても、PAIB 個人にアンケートやインタビューを実施すべきであったかもしれない。

をもった会計プロフェッションが増えていくようであれば、年棒に関するギャップは意識しなくても良いのかもしれない。また、「配属先」に関するギャップが全くなかったことは、希望する職種でなければ転職しなかったことと、PAIB が十分に準備し納得したうえでの転職という意味で、PAIB の側に選択の優位性があったと推察できる。このことから、転職に納得している PAIB の思考や習慣について帰納的に整理していくような調査を今後実施していくことが、スムーズな受入企業への移行、PAIB の増加に寄与するのではないかとと思われる。

参考までに、当アンケートの中で、「今後 PAIB を志している方に対して、経験上アドバイスをするならばどのようなことをおっしゃりたいですか」という項目に対する回答を、以下に提示したい。

- 即戦力として知識と経験がなければ会計士を採用するメリットはないと思われるので、是非とも組織内で実力を発揮して認められる存在となって、組織内会計士の拡大に寄与して頂きたい。
- 会計のプロフェッショナルではなく、会計の知識があるプロのビジネスマンを目指すべき。この点で、経理財務業務にこだわって仕事をすべきではないと思う。
- 自分ひとりひとりに合う 職種 業態 仕事内容 組織風土があると思うので、それらを一回じっくり考えて、合う会社を選ぶべきだと思います。
- 監査出来ますというだけの人は、事業会社に行ってもバリューがないです。しかし、会計士の知識があって、様々な会社の管理の仕組みを学んで活かしたいですという人は、会社ではとても重宝される人材になります。給与は会社に貢献して利益をもたらせば、後からついてくるものだと思います。転職は 20 代にした方がいいと思います。
- 私は、一般企業→監査法人→一般企業という経歴ですので、今の会社に移る際も、その後も特に苦労はなかったのですが、監査法人しか経験のない方だと、一般企業に慣れるのに少し時間がかかるかもしれません(毎日、同じオフィスに同じ時間に出社し、同じ上司・仲間と仕事をする等)。向き・不向きがあると思いますので、転職にあたってはその是非を慎重に考えられた方が良くと思います。監査法人から一般企業に転職したものの、合わなくて失敗している例をいくつか見ているので、本件あげさせていただきました。
- もしチャンスがあるならば会計監査業務を経験してから組織内会計士になることをお勧めします(できればインチャージくらいまでの経験)。会計監査業務を通じて企業経営の根幹に多少なりとも触れることができ、自身のスキルアップを効率的に行うことができると思うからです。
- 会計士だからといって会計の仕事に拘る必要は全く無く、自分が興味を持った事業等に積極的にチャレンジして欲しい。どのような業態、職種でも会計士としての資格がマイナスになることはないと思いますので

上記からは、自らに合った業種や組織風土を慎重に選ぶことや、会社に付加価値を与える意識があること、スキルアップ意欲や積極性が重要であると読み取れる。

#### (4) 考えられる対応・選択肢

「年棒」に関するギャップについては、監査法人側のリストラ効果により今後は縮小していくのではないと思われる。また、年棒の期待ギャップを埋めうる、やりがいや満足度について向上させる余地が必要となろう。監査法人の業務が益々魅力的でないものになることにより、期待ギャップが埋まっていくといった事態も今後十分に考えられる。「配属先」のギャップに関しては、公認会計士の総合性を前面にアピールしたうえで、企画部門へ売り込むことを積極的に行う必要があるのではないかと。實際上、公認会計士は財務諸表を作ることからではなく、見ることにより業務経験を積んでいくのが一般的であるため、俯瞰的な能力を発揮し得る部署へ配属された方が、企業にとっても有益な場合が多いのではないと思われる。以下、考えられるオプションについて検討する。

##### 試験合格者を減少させるオプション

公認会計士試験の合格者を減少させ、公認会計士のブランド力を相当程度高い状況に保つことにより、企業に公認会計士であることに対する付加価値を意識してもらうという施策も選択肢として考えられる。ただし、その場合には、監査法人等からの退職者、すなわち潜在的な PAIB が、そもそも大幅に減ってしまうというデメリットを認識すべきである。

##### 試験合格者を増加させるオプション

仮に、リストラ対象者を企業に受入れてもらうことを前提として考えると、試験合格者を増加させ、潜在的な PAIB を増やすことにより、受入企業が適切な PAIB を選ぶ際の対象者を増加させることが必要なのではないかと考えられる。このことは、本報告書が会計インフラを拡大するためには、会計プロフェッションを増加させるべきである、との主張を前提としていることから導きうる。試験合格者を増加させ、監査法人からの輩出者を増加させることを前提とした場合には、公認会計士には社会常識に欠けているものが少なくない、と認識している企業も多いであろうことから、そのことに配慮する必要がある。例えば、相当程度の中途退職者の輩出を前提とした研修制度を設けること、すなわち、一般教養やビジネス・マナー、語学や IT に関する研修時間の密度を高めていくこと等の措置を講ずる必要があろう。単なる監査ツールの操作研修や、規制当局等のレビューで指摘事項を減らすことを主目的とした研修を行っていれば由という訳ではないのである。そして、このような土壌を作り出すための制度として、増加させた試験合格者の雇用形態を有期雇用としたうえで、希望者全員を監査法人に就職させ、年収も 200～300 万円と現在の 50% 程度に減少させる、ということも考えられる。監査法人に入所した新人を、5 年後に監査法人が継続して雇用するか否かを判断できるような制度にすれば、監査の実務経験に裏打ちされた潜在的 PAIB を市場に輩出することができる。企業が求める PAIB は実務経験のあるものであることは間違いないことから、中途採用の可能性を高める意味では、望

ましい選択肢であるといえる。そもそもの年収が低いことから、企業と PAIB の年収ギャップも解消できることにもなるが、年収の低減や監査法人への一括就職については、監査法人の自主性に任せるよりは、日本公認会計士協会が積極的に主導する必要があると思われる。

さらに、日本公認会計士協会が各企業に PAIB の斡旋を積極的に行うための組織を組成・運用していくということも選択肢として考えられよう。昨年創設された組織内会計士協議会を発端として、このような動きが高まってゆくことに期待したい。

## 2-5. 2 項業務

2-1. で記載したとおり、2 項業務をどのように位置付けるか・整理するかという点については、1 項業務の定義に関連させて包括的・論理的に行わなければならない。そして、当報告書では、その他の保証業務とその他の 2 項業務を合わせて、いわゆる 2 項業務と括することとしているが、以下では、その他の 2 項業務の典型例としてのデュー・ディリジェンス業務に関して多少の検討を行いたい。

### (1) デュー・ディリジェンス業務

2-2.(2) に記載のとおり、公認会計士法施行規則第 6 条に、同時提供が禁止される 2 項業務の具体例として、その 3 号で、現物出資その他これに準ずるものに係る財産の証明又は鑑定評価に関する業務が挙げられている。「独立性に関する法改正対応解釈指針 第 4 号」(日本公認会計士協会)によれば、被監査会社の投資等に関する意思決定のために行う財産に対する評価証明若しくは鑑定評価業務、企業価値評価業務又は公正な価額(時価)に係る意見表明業務で、かかる業務の結果が、個々に又は全体として、監査期間中に被監査会社等の財務諸表の監査対象となる場合、及び被監査会等の財務諸表に重要な影響を及ぼすことが合理的に推測される場合には経営者の機能を担うことになり、かつ、自己監査に陥ることになるので同時提供が禁止される業務に該当する、とされている。そして、禁止される具体的な業務としては、会社法第 199 条における現物出資の財産の評価証明業務、企業買収における企業価値(株式)に関する意見表明業務、営業譲渡・譲受における事業価値に関する意見表明業務、合併、株式交換、株式移転、会社分割等を行う場合の第三者的観点からの合併比率等に関する意見表明業務、が挙げられている。

これに関連して、デュー・ディリジェンスについて、一般に依頼人と契約当事者の「合意された手続(agreed-upon procedures)」により特定の利用者のみを前提とし、当該手続を実施した範囲にかかる調査結果に限り依頼人に報告される業務であるとしたうえで、それが実質的な評価に関する意見表明業務にまで及ぶものであれば、自己監査を防止する観点から禁止業務に該当するので留意を要する、とされている。

## (2) 考えられる対応・選択肢

現状の実務においては、企業価値を算定する場合、例えば、個別の財務諸表項目について監査と概ね同様の手続を実施したうえで、GAAP に対する非違事項を検出し、当該事項をまとめて純資産に対する修正額として提示することが考えられる。このような場合において、各々の項目に対して手続を実施したその結果のみを記載し、修正額の集計を行わず、純資産に対する修正額を報告書上開示しなければ、それは合意された手続の範疇に留まり、意見表明業務を行うものではないと解釈する実務慣行が存在しているかもしれない。

しかしながら、非違事項の集計を行わず要修正額の総額を開示しないとしても、報告書に記載された個別の非違事項を手計算で集計していけば、企業価値として修正すべき額を把握することは容易であるため、上記のような区別は、実質的には何ら無意味であるといえる。独立性の観点から規制される評価業務の意義について、もう少し本質的な整理を行う必要があるのではないかと考えられるのである。また、そもそもデュー・ディリジェンスに関しては、実務において広範な裁量余地のある企業評価に関する手法を利用することからも、業務の受嘱や実施に際して、受嘱者の倫理観に基づいた適切な対応が欠かせないと思われる<sup>24</sup>。

## 2-6. PT 中間報告(案)への言及

中間報告(案)で提言されている論点のうち、「 ．公認会計士の業務」においては、「公認会計士の業務の原則のあり方は如何にあるべきか(論点2)」、「公認会計士が業務を遂行する上で具備すべき要件をどのように考えるか(論点3)」、「公認会計士の行う保証業務の範囲をどのように考えるか(論点4)」、「公認会計士の“活躍の場(業務の拡大)”をどのように考えるか(論点5)」という4つの論点が提示されている。

今後の検討課題(以下「検討課題」という)として、指導的機能が求められる業務と公認会計士固有の独立性との関係を整理し、必要に応じ指針等を取りまとめていくことが必要であることが挙げられているが(検討課題(2))、そもそも公認会計士とはどのような職業人なのであろうかという議論から考察する当報告書のアプローチから導出される結論とは、多少相入れない部分がある。例えば、アメリカのように、公認会計士の起源はコンサルティング会計士であると認識した場合には、指導的機能がまず必要になることに鑑みると、検討課題(2)にいう公認会計士“固有”の独立性という表現は、そもそもの公認会計士の属性から導かれる機能の優劣関係について、検討が十分でないのかもしれない。また、1項業務は、「監査証明」に限定されるものではなく、「信頼を付与するための保証業務」として捉えるべきであり、これら保証業務を、枠組み、保証の程度等により整理する必要があることとされている(検討課題(5))。1項業務を監査業務に限定しないとする点については、本報告書も同様の立場である。しかしながら、あくまで公認会計士法第2条の規

<sup>24</sup> 2012 年 7 月、日本公認会計士協会の自主規制・業務本部は、平成 24 年審理通達第 3 号「公認会計士等が企業価値評価等の評価業務を依頼された場合の対応」を会員向けに公表している。

定を所与として考察されている点について、公認会計士のあるべき姿を模索するという趣旨に鑑みると、その検討方法として十分でないのかもしれない。

税務業務に関して、公認会計士が当然に税務業務を行うことができるということについては、もはやその「歴史的経緯」や「能力を備えていること」に重点を置いて主張する段階ではないこととされている（検討課題(4)）。この点について、当報告書の主旨と異なることはないと思う。ただし、税理士との業際問題に関しては、税理士という固有の制度の無い国が一般的との前提に立脚すれば、公認会計士が税務業務を当然に遂行するという片面的な議論だけではなく、税理士を同じ会計プロフェッションとして括ったうえで、どのような客体がどのような要件をもとにどの業務を実施し得るのか双方向的に検討していくことも、選択肢として考えられるかもしれない。その点の考察に関しては、2-3.(3)を参照されたい。

PAIB に関しては、中堅公認会計士の流動化は必須と考えられ、この流動化に向けた施策は日本公認会計士協会が指導性を発揮して取り組む課題であることとされているが（検討課題(10)）、この点について、本報告書の主旨と異なることはない。

## 公認会計士の育成及び能力開発

### 第3章 資格取得前教育

#### 3-1. 資格取得前教育の考え方及び範囲

##### (1) 公認会計士の育成及び能力開発の考え方

公認会計士の育成及び能力開発は、単に資格試験によって判定されるだけではなく、公認会計士の生涯を通じて行われるものと捉えることができる。国際教育基準（International Education Standards: IES）においては、公認会計士の育成及び能力開発は、資格取得前教育、資格試験、及び資格取得後の教育（Continuing Professional Education: CPE）又は能力開発（Continuing Professional Development: CPD）に分けて、それぞれに求められる教育内容が規定されている。第 部では、本章において、次の第4章において、さらに第5章においてを検討することとする。このうち、資格取得前教育、資格試験については、共通する論点が多い。

第1章で論じたように、公認会計士資格は、公認会計士が社会的に期待される専門能力を具備していること、言い換えれば、社会との間での一種の契約によって独占的な業務権限を付与されるために必要な専門的能力を具備していることを、社会制度として安定的に保証する制度である。そうした前提に立つとき、資格試験は、公認会計士としての専門能力を確かめる手段ということになる。公認会計士資格の付与に際して求められる要件としては、公認会計士としての知識水準、及び実務能力を有していることであり、もしさらに加えるならば、その後、長期にわたって展開される CPE 又は CPD に対応することができることであろう。そのうち、資格試験において問われるのは、主に知識水準であり、実務能力を有しているという点については、資格登録要件において求められる実務経験ということになる。資格取得前教育から資格取得までの一連のプロセスを区分することは難しいが、本章では、主として知識水準の問題としての資格取得までを扱うこととし、次章では、実務経験の要件を扱うこととする。

ここで留意すべきは、知識水準というのは、決して筆記試験（ここでは、マーク方式であれ、論述であれ、いわゆるペーパー試験のすべてを含む）のみによって判定されるとは限らないということである。筆記試験は、受験生たる公認会計士志願者の知識を一律に判定するには簡便な方法であるが、知識水準は、筆記試験以外にも、大学や大学院における単位履修によっても判断することが可能であるし、知識という範疇に、記憶しているデータをいかにして利用して活用するかという点も含むとすれば、口頭試問や一種の実務的な試験をも含めることができるかもしれない。たとえば、後述するように、アメリカにおいて公認会計士の受験要件として、会計関連科目 150 単位の履修を求めているのは、知識水

準の判定を、それらの履修認定と資格試験の合格認定とに分けて確かめているものと解することができるのである。

また、もう1つの前提として確認しておくべきは、資格試験は、公認会計士たる会計プロフェッションへの参入に当たっての一種のハードルないし障壁であるという点である。そうしたハードルは、多くの国々においては、会計プロフェッション自らが資格を設け、試験合格を含む資格取得要件によって確かめてきた。そのことで、会計プロフェッションとしては、自分たちの同僚に専門能力の低い者が入ることを防ぎ、自らの実務の円滑な実施とともに、社会に対しても、自分たちの同僚が社会からの負託に応えられる専門能力を有していることをアピールすることとなる。

そうした前提にたつとき、資格試験のみならず、資格取得前教育は、公認会計士となるに相応しい者を事前に選別していくプロセスであり、資格取得後教育は、公認会計士資格を取得した者に対して、その専門能力の維持を求め、不適応者を排除するプロセスであるとも解される。

以上の前提に立って、以下、資格取得前教育について検討していくこととする。

## (2) 資格取得前教育の位置づけ

日本においては、資格取得前教育は、専ら資格取得のための受験勉強として捉えられてきた。しかしながら、IESで謳われている資格取得前教育の内容は、必ずしも、資格試験の内容として想定されているものではない。たとえば、職業倫理などは、資格試験で問うことは必ずしもできないし、問うべきものでもないであろう。資格取得前教育においては、資格試験とは別に、高等教育機関等においてプロセスとしての十分な教育プログラムを経おくべき事項があるとの前提に立って、IES<sup>25</sup>では、資格取得前教育に委ねられるべき項目を例示しているのである。

また、日本では、公認会計士試験の難易度が高いこともあって、公認会計士となろうとする者は専門学校等において受験勉強に特化して、一層、資格取得前教育として高等教育機関等において学ぶべき教育プログラムの内容が疎かにされている現状がある。さらには、資格取得前教育の脆弱性を所与として、それを補うとの名目で、試験合格後の実務補習において職業倫理や租税科目の履修が義務付けられている。これは本末転倒の議論であり、資格取得前教育の充実を図る方策を検討することを検討する必要がある。

なお、2003年公認会計士法改正によって設置された会計大学院については、資格取得前教育のみを使命として設立されたものではないが、職業倫理教育をほぼ必須のプログラムとして備えていることや、そのうちの多くの大学院において、公認会計士試験の試験科目

<sup>25</sup> 本章での議論では、現行のIESの規定をもとに検討を進めている。現在、国際教育基準審議会では、IESの全面的な改訂作業を実施しており、IESの規定の緩和が図られている部分もあるが、それらの点については確定基準ではないということで本章では考慮に入れていない。IESの改訂作業が終了した時点で、本章も含めて第 部の内容は、再度、検討する必要がある。

に限らない教育プログラムを備えていることからみて、日本における資格取得前教育の不備を補う役割を果たし得る機能を有しているものと考えられる。しかしながら、一方で、会計大学院に対して、資格取得前教育のいかなる部分を担わせるのかという点が必ずしも明確ではなく、同時に、近年の公認会計士試験合格者の未就職問題を始めとして、資格試験に関する議論が錯綜して解決を見ない中で、公認会計士志望者の減少と軌を一にするように会計大学院の志願者も激減している状況にあり、早急に、試験制度のみならず会計大学院の役割等に関する見直しが必要となっている。

資格取得前教育は、基本的に、[図表 1]のとおりに分類される。

[図表 1] 資格取得前教育についての IES と日本の現状

|                           | IES                                                                                                                     | 日本                                                                                                                 |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 資格取得につながる教育プログラムへの参加要件 | IES#1 par.6<br>大学への進学要件又はそれと同等の能力                                                                                       | 参加要件なし                                                                                                             |
| 2) 教育プログラムにおける教育科目等       | IES#2 par.14<br>1. 会計、ファイナンス及びその関連知識、<br>2. 企業等の組織及びビジネスの知識、<br>3. ITの知識及び能力、<br>4. 会計職業専門家教育プログラムの中には、一般教育を含まなければならない。 | 公認会計士試験： 会計及び監査に関する科目、 企業法<br><br>実務補習： 会計に関する理論及び実務、 監査に関する理論及び実務、 経営に関する理論及び実務、 税に関する理論及び実務、 法規及び職業倫理、 IT に関する知識 |
| 3) 資格取得前の専門教育期間           | IES#2 par.11 他<br>1. 会計の専門知識については、少なくとも 2 年以上のフルタイム又は同等の教育が必要<br>2. 専門知識を習得するために、会計学の学位または職業専門家の資格を取得しなければならない。         | 実務補習： 土日、夜間を中心に 3 年間                                                                                               |
| 4) 修得すべきスキル               | IES#3 par.11 他<br>1. 知的スキル<br>2. 技術的及び機能的スキル                                                                            | 明文規定なし                                                                                                             |

|               |                                                                                                          |                                                                      |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
|               | 3. 人的スキル<br>4. 対人関係及びコミュニケーション関連スキル<br>5. 組織及び経営管理関連スキル                                                  |                                                                      |
| 5) 価値観、倫理、心構え | IES#1par.7<br>職業専門家としての価値観、倫理及び心構えを修得させる必要                                                               | 実務補習：公認会計士が従うべき法規、倫理についての教育を実施                                       |
| 6) 資格取得の要件    | IES#5 par.11<br>1. 資格取得前において少なくとも 3 年間の実務経験が必要<br>2. 大学院等で実務面に特に重点を置いて会計を応用するような教育を行った場合、実務経験の 12 ヶ月分に相当 | 資格取得前において 2 年間の業務補助、実務従事が必要<br>上記とは別に、最低 1 年以上の実務的な教育期間として実務補習の修了が必要 |
| 7) 実務経験の監督    | IES<br>1. 実務経験は、経験豊かな公認会計士の指導の下で行われるべき<br>2. 実務経験の記録は定期的に指導者によりレビューされるべき                                 | 業務補助については、公認会計士の指導を受ける、実務従事については、会社の監督以外の監督はない、実務経験は、試験前の経験でも良い      |

### (3) 教育プログラムへの参加要件を設置する意義

このうち、まず IES では、資格取得につながる教育プログラムへの参加要件が定められていることが特徴的である。公認会計士になるための育成プログラムは「大学への進学要件又はそれと同等の能力」が要件となっていることからわかるように、大学入学時から開始されることを想定しているのである。

なお、教育プログラムへの参加要件は、資格試験の受験要件として事前の実務経験を求めない場合には、受験要件と同義となる。この点について、IES では、実務経験の獲得を資格試験の前後いずれとするかについて限定していないため、受験要件という用語法はとられていない。

日本には、こうした要件はないが、かつて 2003 年改正以前の公認会計士法では、第 1 次試験が設けられており、その免除要件が大学の一般教養科目を履修することでほぼ満た

されたことから概ね大学 2 年生までの単位履修によって資格試験の受験要件となっていた。すなわち、かつての公認会計士試験では、第 1 次試験によって、実質的に大学 3 年生以上という要件が設けられ、公認会計士試験の受験までに高校教育はもとより大学の一般教育科目の教育を受けることが要件とされていたとも解されるのである。

現行の公認会計士試験にはそうした受験要件はなく、会計大学院の修了による短答式試験の一部受験科目の免除を除いては、公認会計士試験と高等教育機関における教育との連携は断絶されてしまっているのである。

IES が設けている「資格取得につながる教育プログラムへの参加要件」という考え方は、公認会計士試験の勉強を開始するには、それ以前に一般的な教育を受けることが必要であるとの考え方に立っているものと考えられる。また、社会的に見て高度な専門職業たる公認会計士になるための一連の教育プロセスは、一定の年齢ないし年齢と言わずとも一定の社会的経験を有するに足る段階に達した者によって始められるべきであるとの考え方がとられているとも解されよう。単なる筆記試験であれば、知識の獲得能力が旺盛な 10 代の学生の方が秀でているであろう。しかしながら、IES の要件にも見られるように、その公認会計士試験で問われるような専門的知識の習得は、一定の一般教育ないしリベラル・アーツ的な知識や、年齢を経るにしたがって獲得される経験等を前提に行われるべきであると考えられているのである。

以上のことは、資格試験における知識水準の認定を筆記試験と同義として捉えるか、それ以外の方法も含めて捉えるかという点とも関連してくる。わが国では、筆記試験のみによって知識水準を認定しているが、そうした方法は、IES に準拠している国々はもちろんのこと、後述するように IES に意図的に準拠していないアメリカとも異なって、国際的には特異な方法とさえいえるのである。そうしたわが国の方法を、高等教育機関による教育を受けられない者にも開かれたものであるという見解もあるが、資格取得前教育において質的に高度な内容を要求するという観点や、単に筆記試験のみによって問われる知識以外の知識を求めるという観点、あるいは、平成 15 年公認会計士法改正の趣旨の一つでもある、いわゆる受験勉強の弊害を意識して、一発勝負による資格取得ではなくプロセスとしての教育を導入するとともに、多様な経験を有する人材の参入を促すという観点からすれば、わが国の現行制度は、矛盾するものとなっているといえるであろう。

#### (4) 資格取得前教育の内容

次に、教育プログラムにおける教育科目等を見てみると、IT 教育が含まれていることと、一般教育が要請されていることが特徴的である。

一般に、今日、日本における大学教育においては、IT リテラシーの講義は行われているものの、その習得は必須ではない。また、近年、日本の大学教育は専門科目にシフトしてきている傾向にあり、1 年次から専門科目等を履修するケースも見受けられる。

IES の規定は、会計やその関連科目における知識の他に、会計士となるために受けなけ

ればならない教育があることを示唆している。それに対して、日本では、試験科目とその出題範囲の提示をもって、資格取得前教育の範囲を示していることになるが、その範囲は、会計及び監査に関する領域と隣接領域に限られている。

実際に、IT や一般教育は、大学教育や専門技能試験においては筆記試験が実施されているケースもあるものの、少なくとも全国一律の筆記試験によってその水準を問うことは困難であろう。また、4)及び5)に示されている、人的スキルや対人関係及びコミュニケーション関連スキル、あるいは公認会計士としての倫理観や心構えについては、そもそも筆記試験で問うことはできないであろう。言い換えれば、IES で想定している資格取得前教育には、資格試験では問うことができない事項を教育の場で身に着けること、あるいは、教員等による教育・指導等を通じて、徐々に身に着けることを期待しているものと考えられるのである。

## (5) 実務補習の意義

資格取得前教育の期間については、IES では、2 年間のフルタイムでの教育を求めている。これは、たとえば、人文科学系の学部を卒業した学生であっても、大学院において会計専修の教育を2年間受けることを想定しているものと考えられる。

日本の場合には、先に述べたように、高等教育機関での教育を前提としていない制度となっていることから、これに相当する教育要件は置かれていない。ただし、実際には、日本の会計士試験受験生は、2 年間のフルタイムの大学教育よりも多くの勉強時間を試験科目に直結した科目に費やして受験に臨まざるを得ないことから、結果としては十分な時間をかけて会計知識に関しては身に着けているものと考えられる。しかしながら、合格のみを目的とした受験勉強による単なる知識の「学習」と、大学等における関連諸領域の学習、他者からの評価、さらには同級生等との討議を含む「教育」とを一緒にすることはできないであろう。

他方、わが国では、資格取得要件として、公認会計士協会の実務補習所における教育として、3 年間の実務補習の履修が義務付けられている。実務補習は、制度に関する知識を中心としたわが国の資格試験に対して、実務的な知識や技能を教育するため、すなわち、[図表 1]における「4) 修得すべきスキル」を担うものとされているが、同時に、日本の大学等における会計教育あるいは倫理教育の不備ないし不在を背景として、「5)公認会計士としての倫理観や心構え」に関する部分をも担っているといわれている。

ここで、職業倫理教育を担うために補習所が必要であるという議論は本末転倒である。1,000 名以上に及ぶ公認会計士試験合格者を一括して全国各地の補習所において教育するといったプログラムは、世界的にも例を見ない。現在では、e-learning 等の導入によって若干の多様化が図られているものの、一般には、監査法人に就職して実務についた者が補習所に夜又は週末に通うことで実施されており、実務についた者を奏した形で「補習」しなくてはならないとする考え方は、少なくともプロフェッションの教育プログラムとして

は、常識的ではないからであろう。

実際、2003年公認会計士法改正の際には、実務補習は廃止される可能性があったのであり、税理士会等との調整の中で、公認会計士に税理士登録を認めることを継続するために、税務業務の実践的な教育を行う必要性があったといわれている。

実務補習において担うべきとされている職業倫理や税務業務等の実践的教育については、補習所以外の教育プロセス、たとえば会計専門職大学院の活用や、公認会計士協会が設置した会計教育研修機構又は同機構によって認定された機関ないし団体が担うことを検討することも可能ではなかろうか。

## (6) 資格取得の要件等

IESにおいては、資格取得前において少なくとも3年間の実務経験が必要とされているが、この規定からすると、制度上、日本の現行規定は実務経験の要求水準が不足している。また、2011年の公認会計士法改正の議論でも提起されていたように、会計大学院における実践的教育によって、実務経験の1年分が代替されるとしている点も留意すべきであろう。

何よりここで指摘しておかなければならないのは、IESにおいては、そうした実務経験は、「経験豊かな公認会計士の指導の下で行われるべき」としている点である。わが国では、従来、実務従事の要件は、資本金5億円以上の会社において、監査等の業務に携わることとされていた。これは、一般企業における人事ローテーションや、新入社員の配属等を考えた時には、実際には非現実的な要件であり、多くの公認会計士試験合格者は監査法人において実務経験を積むこととなったのである。しかしながら、そのことが結果として、「経験豊かな公認会計士の指導の下で行われるべき」との規定を満たすこととなっていた側面も見いだせるであろう。

日本では、未就職者問題の解決を図るために、2012年に実務従事の要件を緩和する内閣府令の改正案が示されているが、こうした要件の緩和は、実務経験の本質的な意義を損なう可能性がある。公認会計士は公認会計士の下でしか実務経験を積むことができないというのは、実務的スキル以外にも、公認会計士のもとでしか学べない事項があるからに他ならない。それは、public interestへの貢献という使命や、実務の現場における職業倫理、さらには、監査業務に関する経験であろう。それらを掛け替えのないものと捉えるならば、安易な実務従事要件の拡大は、将来に禍根を残しかねないと思われる。

将来的に、日本において一般企業にも多くの公認会計士が輩出される状況が現出した後であれば、一般企業において実務経験を積むということも現実的なコースとして考えられるが、ほとんどの公認会計士、とくに「経験豊かな公認会計士」が、監査法人等にしかいないわが国の現状では、監査法人が後進の実務経験等を指導・教育する場として機能する方策を検討する必要があるのではなかろうか。

## 3-2. 各国における資格取得前教育

### (1) 資格取得前教育と受験及び資格取得要件

前述のとおり、資格取得前教育は、資格取得に当たっての知識水準と実務経験の習得からなる。知識水準については、一般に、高等教育機関における教育を前提として、受験に当たっての学歴要件と資格試験の判定によって問われることとなる。他方、実務経験については、資格試験の受験要件として実務経験を置くか否かによって位置づけが異なり、資格試験の前に実務経験を有することが期待されるケースでは、受験要件に実務経験が含まれ、逆に、資格試験の後に実務経験を積むことも認められるケースでは、受験要件ではなく、資格取得要件として実務経験が課せられている。

そこで、以下では、各国における資格取得前教育の制度を比較するために、各国における受験要件と資格取得要件を、学歴要件を中心に検討することとする<sup>26</sup>。その前提として、前節で検討したところであるが、わが国とIESにおける受験要件及び資格取得要件について纏めておくこととする。

わが国の場合、現在の公認会計士法上は、学歴要件は課されておらず、知識水準は公認会計士試験のみによって問われている。また、公認会計士試験の受験要件はない。資格取得要件としては、2年間の実務経験（業務補助又は実務従事）と補習所における実務補習を修了し修了試験に合格することが求められている。

一方、IESにおいては、会計専門職業教育への参入要件として大学入学レベル、資格取得要件として大学卒業レベルという2段階の学歴要件を求めている。また、資格取得要件として、経験豊かな公認会計士の下で少なくとも3年間の実務経験が求められている。

ここで留意すべきは、学歴要件は、単に会計専門職業団体や、資格試験等の問題ではなく、各国における大学及び大学院等の高等教育機関での教育制度や、各国の学生の就職慣行等が密接に関連してくることから、各国において多様な様相を呈することになるという点である。このことは、日本においても、文部科学省が所管する大学等での教育制度と、日本に特徴的な新卒信仰と呼ばれる新卒者に偏重した企業の採用慣行をある程度所与としながら、公認会計士候補者たちの資格取得前教育を考えていく必要がある、ということの意味している。ただし、各国における現状としては、IESが求める学歴要件を基本的に満たすよう制度が構築されており、単にわが国の教育制度や就職慣行を理由として、資格取得前教育の現状をそのままにすることは容認されるものではないであろう。

<sup>26</sup> 検討に当たっては、次の文献及び本研究会によって実施した各国協会へのアンケート調査結果（付録参照）を参考にしている。

株式会社ビジネスブレイン太田昭和（BBS）「主要国の公認会計士試験・資格制度に関する調査」、2010年3月。（金融庁による委託調査）

<http://www.fsa.go.jp/news/22/20110627-10.html>（visited at 2013/01/31）

## (2) アメリカ

### a. 受験要件

受験要件としては、次の事項を満たすことが求められている。

大学相当教育機関において 120 単位以上を取得していること、かつ、  
財務会計、管理会計、税務、監査の各科目において単位を取得していること  
上記には、次の免除要件がある。

- 米国公認会計士 (USCPA) の直接監督の下で、15 年以上にわたって公開会社に対する会計実務を経験していること (その実務経験の認定は、各州の公認会計士資格を管轄する公共会計審議会(State Board of Public Accountancy)が行う)

### b. 資格取得要件

次のいずれかの事項を満たすことが求められている

各州の教育省 (Education Department) が認定した内容の会計関連科目 150 単位を取得し、かつ、学士又はそれより高位の学位を取得していること

大学ビジネススクール振興協会 (Association to Advance Collegiate Schools of Business: AACSB) によって認可された、会計コースを置いているビジネススクールにおいて、会計学修士の学位を取得していること

学士またはそれ以上の高位の学位を取得し、かつ、大学またはそれに相当する教育機関において、会計学科目 33 単位及び経済学科目 36 単位を含む、最低 150 単位を取得していること

上記には、次の免除要件がある。

- 米国公認会計士 (USCPA) の直接監督の下で、15 年以上にわたって公開会社に対する会計実務を経験していること (その実務経験の認定は、各州の公認会計士資格を管轄する公共会計審議会が行う)

### c. 学歴要件

学歴要件に関しては、IES では、資格取得要件として大学卒業程度を求めているが、アメリカでは、会計関連科目 150 単位の取得や会計学修士号の取得によってそれをカバーしている。

他方で、実務経験としては、各州の規定によって異なるが、最低 1 年間の実務経験しか求めていない場合もある。この点については IES に準拠していないといえるが、その部分を上記の学歴要件で補っているとも解される。

## (3) 英国 (ICAEW)

### a. 受験要件

受験要件としては、次の事項を満たすことが求められている。

ICAEW により認可された会計事務所等と訓練契約 ( Training Agreement ) <sup>27</sup> を締結すること、かつ、  
訓練契約を締結した後に、勅許会計士 ( ACA ) 訓練者として ICAEW へ登録を行うこと

b. 資格取得要件

次のいずれかの事項を満たすことが求められている

高校卒業者の場合

- 1) 英語と数学を含む 5 科目において、発展レベル ( 18 歳による受験水準 ) 2 科目及び中級レベル ( 16 歳による受験レベル ) 3 科目を履修済みであること
- 2) 高校において、最低 2 科目において A2 の成績を取得し、かつ、大学入試機構 ( Universities & Colleges Admissions Service; UCAS ) によって換算された成績評価が 260 ポイント 以上であること

大学卒業者の場合

- 1) 英語と数学を含む 5 科目において、発展レベル 2 教科及び中級レベル 3 教科を履修済みであること
- 2) 高校において、最低 2 科目において A2 の成績を取得し、かつ、大学入試機構によって換算された成績評価が 260 ポイント 以上であること
- 3) 大学での取得科目のいずれかの成績が、最上位又は第 2 水準の評価を得ていること  
ファイナンス、会計及びビジネス資格 ( Certificate in Finance, Accounting and Business: CFAB ) 取得者であること

会計技術者協会 ( Association of Accounting Technicians: AAT ) の資格取得者の場合  
会計技術者協会のレベル 4 の資格を有すること

c. 学歴要件

学歴要件に関しては、IES では、資格取得要件として大学卒業を求めているが、英国では高校卒業レベルでの資格取得の道も開かれている。これは、職業資格としての歴史的経緯に鑑みて、そうしたコースを残しているのであって、一般的には大学卒業後、会計事務所に就職して、受験資格を得るケースが多いと解される。

(4) フランス

a. 受験要件及び b. 資格取得要件

資格試験の受験要件と資格取得要件に区別はない。

<sup>27</sup> 訓練契約は、会計事務所に就職した者が会計士となるための訓練を含む教育を受けることができることを雇用契約に盛り込むものであるが、同時に、会計士試験に一定期間 ( 3 年ないし 5 年 ) のうちに合格しなかった場合にはそれを理由としての解雇が認められること、及び試験合格までの間は、低額の報酬 ( 正規雇用による報酬に比べて半額程度 ) によることが認められている。

また、会計士試験構造は 3 段階からなっており、それぞれにおいて、以下のような学歴要件が定められている。

会計及び経営認定試験 (Diplôme de Comptabilité et Gestion: DCG)

大学入学レベル (バカロレア取得) に達していること

上級会計及び経営認定試験 (Diplôme Supérieur de Comptabilité et de gestion DSCG)

会計及び経営認定試験に合格していること

会計士資格試験 (Diplôme d'Expertise Comptable: DEC)

上級会計及び経営認定試験に合格していること、及び

会計士又は会計監査役の下で、3 年以上の会計又は監査に関する経験があること

c. 学歴要件

学歴要件に関して、IES は学士取得者以上であることを推奨しているが、フランスでは、大学入学レベルを容認している。結果としては、資格取得後に大学卒業資格を得ることが想定されることから、早期に実務経験を得る道を確保しているとも解される。

(5) ドイツ

a. 受験要件及び b. 資格取得要件

資格試験の受験要件と資格取得要件に区別はない。

学歴要件によって、受験要件となる実務経験に差異を設けている。

大学卒業者 (経営学、経済学、法律学の学士又は工科大学、農業経済大学、経済諸科学開設大学等の卒業資格を有すること)

卒業後、経済監査会社 (Wirtschaftsprüfungsgesellschaft: WPG) において、3 年間の監査業務経験を得ていること

大学を卒業していない者

経済監査会社において、10 年間の監査業務経験を得ていること

税理士の場合

大学卒業の有無にかかわらず、5 年間の税務業務経験を得ていること

c. 学歴要件

学歴要件に関して、大学卒業者を中心的な受験対象者としていることから、IES 同様に大学卒業を推奨しているとも解されるが、英国同様に、職業資格としての歴史的経緯に鑑みて、大学を卒業していない者や、税理士資格からの移行にも道を開いている。

(6) 資格取得前教育におけるアメリカ型、英国・ドイツ型、及びフランス型

上記に示した通り、学歴要件を中心とした資格取得前教育における比較すると、3 つの類型を認めることができる。

1 つは、高等教育機関における会計関連科目 150 単位の取得を受験要件としているアメ

リカ型である。アメリカでは、通常、大学院教育を経なければ取得できないほどの多くの単位数を義務付けることで、大学低学年での受験を排除するとともに、高等教育機関での教育との連携を図っていると解される。また、取得単位を課すことで受験のハードルを上げることで、資格試験が有する参入障壁としての機能——すなわち、大量の不適格な人材が流入することを防ぐこと——を有効ならしめていると解されるのである。

第2は、英国やドイツに見られるもので、大学教育を受けた者に対するコースとともに、大学教育を受けなかった者に対するコースを用意するものである。一般に両国においては、会計士試験の受験は、実務についた後に、あるいは、会計事務所に就職して一定期間を経た後に行われるものとなっており、不適格者の排除は、会計事務所への就職とその後の雇用期間中における人事考課等を通じて行われ、その中で、一定の資質を認められた者のみが、資格試験に臨むという形で実施されていると解される。したがって、そうした国々では、高等教育機関との連携よりも、職業教育的な環境での資格取得前教育が重視されるのであろう。

第3にフランスの方法もある。これは、最もシンプルに、資格試験を幾度も重ねていくものである。しかしながら、資格試験の過程で実務経験が要件となっていることから、どちらかといえば、英国・ドイツ型に近いかもしれない。また、資格試験の内容も、教育課程を経ることで免除が認められたり、高等教育機関において資格試験に関する教育が行われていることなどから、単なる資格試験の連続というよりは、何度にもわたって選抜を繰り返して、人数を絞り込むという形式になっていると解されるのである。

### 3-3. 資格取得前教育の問題点

#### (1) 資格取得前教育の問題点

資格取得前教育に関しては、大学の学位課程との連携が必要となるが、日本では、大学等における会計教育、並びに倫理、IT及び一般教養の教育が、専門職業教育の前提としては脆弱である。

同時に、大学教育は、文部科学省管轄であることから、会計士試験・資格の制度改革においても、十分な対応がとられないことが想定される。

先に挙げた資格取得前教育の区分に沿って述べれば、以下の問題点がある。

#### 1) 資格取得につながる教育プログラムへの参加要件

- ・ 参加要件がないこと

#### 2) 教育プログラムにおける教育科目等

- ・ 教育プログラムを会計士試験の科目の設定による受験準備と、実務補習という受験後の一律研修による教育に委ねていること

- 一般教育課程が含まれていないこと
- 3) 資格取得前の専門教育期間
- 実務補習は3年間と長い、基本的に IES が想定しているのは、短期間に集中的に学習することであり、2年間のフルタイムの学習を求めていること
- 4) 修得すべきスキル
- 知識偏重の学習ばかり求められており、専門職業として求められているスキルが掲げられていないこと
  - 会計専門職大学院の実務教育において行われているのか？
- 5) 価値観、倫理、心構え
- 倫理教育についての専門職業人開発の要請がなく、その標準的プログラムも確定していない
- 6) 資格取得の要件
- 実務経験の要件が2年間であり、IES に比べて1年足りない
  - 大学院等での教育が実務経験に代替されない
- 7) 実務経験の監督
- 業務補助と実務従事の区別が行われており、「経験豊かな公認会計士の下で行われる」という要件を満たしていない

以上のように考えてくると、最大の問題点は、以下の2つであると考えられる。

- 大学教育を実務補習で代替することが可能なのかということ、及び
- 資格取得前から資格取得後に至る一貫したプログラム（デザイン）が描けていないということ

## (2) 中間報告(案)への言及

日本公認会計士協会のあるべき PT による中間報告（案）では、主に、以下の点において資格取得前教育について言及されている。

「 公認会計士の育成教育・試験

論点 8： 公認会計士に必要とされる知識・能力はいかに教育・育成されるべきか。

論点 9： 我が国固有の実務補習のあり方はいかにあるべきか。

論点 10： 公認会計士試験制度の基本フレームはどのように考えられるか。」

大部にわたることとなるため、関連する箇所を全部引用することは避けるが、「今後の課題」として提示されている以下の点は、われわれの問題意識と共通のものであると考えている。

「(14) 会計プロフェッションとして求められる専門知識と倫理観については、国際教育基準（IES）への準拠に十分配慮していく必要がある。

(18) 公認会計士であるためには、“公認会計士事務所等での監査を中心とした実務の経験”が不可欠である。また、その実務経験を提供できるのは、公認会計士事務所等しかない。

(21) どのような制度を想定するにしても、資格取得までに最低必要とされる教育（能力開発）の内容及びその評価基準は協会が統一的に策定していくことが必要と考えられる。」  
他方、次の点は、われわれとやや見解が異なる。

「(16) 職業会計専門家（公認会計士）の社会におけるステータスを考えたとき、資格取得のための最終段階の試験は、難易度が一定以上の国家試験とすべきであると考えられる。」

すなわち、資格取得試験は、業界への参入障壁としても機能するものであり、その位置づけは、いかなる公認会計士の育成プロセスを想定するかによって異なるからである。（この点については、次章において検討されている。）

また、中間報告（案）で検討されていない点として、わが国の資格取得前教育の問題として、大学及び大学院教育は、文部科学省における教育行政の一環として行われており、たとえ日本公認会計士協会が主体的に働きかけたとしても、それだけでは、あるべき資格取得前教育が実現するとは考えにくいということである。

資格取得前教育を考えるに当たっては、大学及び大学院（とくに会計専門職大学院）の現状と、日本公認会計士協会がそれらにおける講義等を評価する「評価基準」の利用、及び文部科学省との連携を図ることのできる金融庁との密な連携とを総合的に勘案して、臨む必要があるであろう。

### (3) 資格取得前教育に関する現行制度の代替案

日本において資格取得前教育の改善を考える際に、前提としなければならないのは、以下の点であろう。

- 企業において公認会計士がほとんど存在せず、企業においては「経験豊富な会計士の下での実務経験」を積むことができないこと
- 一般に、企業社会において新卒信仰が根強く、大学生の多くが大学3年次の途中から就職活動に奔走していること
- 大学教育においては、一般教育科目の教育が脆弱であり、とくに倫理教育はほとんど行われていないこと
- 職業倫理やIT等の科目については、国家試験としての公認会計士試験で知識を問うことは難しく、また、そもそもそうした科目は、単なる知識の習得を目的として学習される性質のものではないこと
- 実務補習は、公認会計士試験合格者の未就職者問題の大きな要因の一つであり、実務補習を行わないで資格取得ができ、かつ社会に出ることができるようにすることが一つの解決策であること。

これらを踏まえて考えると、現行制度の代替案を次のように考えることができる。

まず、資格取得前教育のうち、受験要件については、わが国における現行の公認会計士試験合格後に監査法人等に就職する状況を前提とするのであれば、IESにおいて、資格取得前教育への参入要件として「大学入学程度」としていること、及び、別規定において、「資格取得前教育には一般教養科目を含めよ」と要請されていることに鑑みて、それらを充足する意味でも、「大学教養課程修了程度」という受験要件を追加するのが現実的ではないであろうか。

少なくとも、国際的に見て、高等教育機関での教育プログラムとの連携を持っていない試験・資格制度は、日本だけであるという問題点は克服すべきである<sup>28</sup>。

ただし、欧州型のように、監査法人等において採用され、実務経験を経た後に受験する試験・資格制度を構想する場合には、受験要件は、実質的に実務要件によって規定されることとなる。ただし、その場合には、監査法人等に採用されるのが大卒者であるということらを想定すれば、実質的に受験のタイミングは、大学教養課程修了時点よりも大幅に遅くなるため、上記の大学教養課程修了程度という受験要件と矛盾することはない。

また、後述するように、知識水準の要件として、ITや英語、職業倫理等を含める場合には、「大学教養課程修了程度」という受験要件の規定に代えて、具体的な科目として、IT、英語、職業倫理等を規定して、大学又は大学院における単位取得(個別科目の履修も含む)を義務付けることも考えられる。

次に、資格取得要件は、一定レベルの「知識水準」と、「実務経験」からなる。繰り返しになるが、知識水準は、必ずしも試験合格ではないということに留意する必要がある。資格試験は、あくまでも制度として知識水準を確かめる一つの方法に過ぎない。

IESでは、知識水準を「大卒学位程度」及び資格試験の内容によって規定しており、実務経験は3年間としている。

わが国の現状は、知識水準を確かめる方法は、公認会計士試験合格と、部分的に実務補習及びその後に予定されている修了試験への合格である。また、実務経験については、規定上は2年であるが、実務補習及び修了試験の関係で、実質的には、IESの実務経験3年の要件が充足されている。

この現状についてとりうる代替案としては、知識水準について、従来通り、試験のみによって判定するか、試験に加えて大学等での単位取得を組み込むかの2つが考えられる。

後者の場合、単位取得は大学、大学院、会計教育研修機構等の講義を利用することが考えられる。また、その場合であっても、単に形式要件によっていかなる大学及び大学院等の単位を認めるのではなく、日本公認会計士協会が認定することが必要であろう。こうし

<sup>28</sup> これまで議論の遡上に上がったことがないものの1つが、国際会議や国際市場における学歴の差である。本章で明らかにしているように、わが国制度上は、中学卒業や高校卒業者が公認会計士という資格を名乗ることができるのに対して、諸外国ではそのような職業会計士はあり得ない。果たして、このような学歴要件で、国際的に職業的専門家として受け入れてもらえるのか、という問題が、会計士の国際化とともに顕在化することが危惧される。

た方法をとることによって、先に述べた資格試験に馴染まない、IT、英語、職業倫理等を受験要件として取り込むことができるようになる他、受験勉強に専念した末の公認会計士試験合格者の参入を抑制することができるであろう。

そして何より、現在の補習所の機能の一部又は全部を代替させることができる。

他方、そうした単位認定を求める場合には、知識水準の判定に占める筆記試験の割合を下げる必要があるであろう。そうでなければ、現状の試験制度に、そうした単位を追加することとなり、知識水準の判定が過重な制度となってしまうおそれがある。新たな単位認定を求める場合には、現在の筆記試験の合格に必要な知識量を減らし、受験勉強にかかる負荷を引き下げる必要がある。筆記試験をマークシート式のみとしたり、アメリカの公認会計士試験のようにディスプレイに向かって実施する形式等を検討することも必要であろう。

また、実務経験については、現行制度のように、実務経験を試験合格後、又は試験合格の前後いずれでも可とするか、あるいは、試験合格前として、実務経験を受験要件とすることが考えられる。

この実務経験を資格取得前教育のどの段階に位置づけるかは、試験・資格制度を構想する際の大きな課題であり、当該制度の性質を決定づける最も重要な要素の 1 つであるといえよう。

先の 2011 年の公認会計士法改正案においては、短答試験の受験者に対して、上位の成績であれば、そのまま実務経験を経ずに論文式試験の受験を認め、下位の成績の者又は不合格者に対しては、実務経験を経た上での受験を求めるという、複雑なものであった。また、かつての公認会計士試験では、会計士補という中間資格を置くことによって、試験合格後に実務経験をj得ることに資格付与によって支援をしていたとも解される。

実務経験を試験の前後いずれに置くかという問題は、公認会計士という職業資格をどのように位置づけるかという問題に他ならない。

実務経験を試験後に置くという形式は、欧州諸国における一種のギルド的な会計士資格に見られるものであり、会計事務所又は会計プロフェッションに属したもののの中から、選別的に資格を与えようとする考え方である。そこでは、公認会計士試験は、監査業務につくための試験に特化するものであって、会計事務所に就職して一定の年数を経た者を対象として実施することになる。この場合、専門知識の習得は、実務を行いながらでは難しいことから、監査法人に就職した後の教育プロセスや、あるいは、就職前の大学院等での教育プロセスにおいて、十分な専門知識を得られるようなプログラムを提供する必要があるとともに、試験の難易度も相対的に低いものとなる。すなわち、実務経験の中での選別プロセスを通じて「同僚」となることが認められた者に対して、比較的容易に資格を付与するという考え方である。

他方、実務経験の前後を問わないとするアメリカ型の形式は、あくまで会計プロフェッションとなる最低限の知識水準を判定するために資格試験を位置づけ、その後、競争下で

会計事務所における職位等を確保することが想定されているのである。そこでは、公認会計士試験を通じて、会計に関する一定の知識水準を有する者としての試験合格者が数多く輩出される。その中で監査業務につく者については、各監査法人の選別に委ね、その上で一定の監査証明業務の補助者としての業務を経た者のみが、監査人たる監査実施の責任者になることができるという体制をとることである。その場合の資格取得前教育は、専門知識については、比較的難易度の低い試験に応じた内容であっても構わないが、その後のプロセスにおいて職業倫理等の教育がCPEに委ねられることを踏まえて、一定の教育要件を課すことが考えられる。

以上のように2つのアプローチが考えられることから、わが国の現状、とくに新卒者の就職状況等を考慮に入れて、両アプローチのいずれか、又はその折衷案的な方法を構想することが求められるであろう。

また、わが国の公認会計士資格が、導入当初から今日までずっと国家資格として運用されてきたことから、いずれの場合においても、会計プロフェッションのみによる運用という制度を想定することは現実的ではなく、かかるプログラムの管理は、公認会計士・監査審査会等の管理の下で、公認会計士協会やその別組織たる会計教育研修機構が担うことが必要であろう。

## 第4章 試験・資格

### 4-1. 資格試験

#### (1)現在の試験制度等

公認会計士試験は、2002年12月に金融審議会公認会計士制度部会(以下、「2002年制度部会」という。)から報告された「公認会計士監査制度の充実・強化」に基づき<sup>29</sup>、2003年に公認会計士法が改正され、2006年から現行の制度下で実施されている。受験資格要件はなく、必要な学識及びその応用能力等を有するかどうかを判定することを目的として、短答式(マークシート方式)及び論文式による筆記の方法により行われている。

公認会計士・監査審査会(CPAAOB)は公認会計士法第6章に規定されており、同法第35条1項に基づき2004年4月1日に設置された。また、同法第35条2項3号で「公認会計士試験を行うこと。」が審査会の司る事務業務のひとつとして規定されており、CPAAOBが公認会計士試験を実施している。なお、公認会計士法における内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任されており(第49条の4、1項)、CPAAOBの会長及び委員は衆参両院の同意を得て内閣総理大臣が任命するものの、事務局の要員確保等を含め、金融庁が運営を担っている。

試験科目は、年2回(論文式試験(8月頃に実施)の前年12月と同年5月)実施される短答式試験においては、財務会計論、管理会計論、監査論及び企業法の4科目、短答式試験に合格した者及び免除された者が受験する論文式試験においては、会計学、監査論、企業法、租税法及び選択科目(経営学、経済学、民法、統計学のうち受験者があらかじめ選択する1科目)の計5科目について行われる。

さらに、公認会計士としての資格を取得して業務を行うためには、試験合格後、公認会計士名簿に登録する必要がある(公認会計士法第17条)、その要件のひとつに実務補習の修了が挙げられている。実務補習の修了にあたっては「修了考査」が実施される。実施者は日本公認会計士協会(JICPA)であり、修了考査運営委員会が実際の運営を行っている。

修了考査は年1回実施され、会計、監査、税、経営の4分野に関する理論及び実務、公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理の計5つの科目による。2日間、延べ12時間におよぶ試験である。

なお、試験合格者数の推移は[図表1]のとおりであり、JICPAへの登録会員数は、1990年末に11,401名、2000年末に16,656名、そして2011年末に31,273名<sup>30</sup>と、20年間で

<sup>29</sup> 報告では、試験制度の見直しの必要性について「公認会計士については、量的に拡大するとともに質的な向上も求められている監査証明業務の担い手として、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、さらには、企業などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会における重要な役割を担うことが一層求められて」おり、「我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割にかんがみ、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくことが必要不可欠である。」としている。

<sup>30</sup> JICPA ホームページ「概要/会員数」

約 3 倍になっている。

[図表 1] 公認会計士試験合格者数の推移

| 年別   | 願書提出者<br>(A) | 論文式受験者<br>(B) | 合格者<br>(C) | 合格率(%)<br>(C)/(A) | 合格率(%)<br>(C)/(B) |
|------|--------------|---------------|------------|-------------------|-------------------|
| 2003 | 14,978       | 3,404         | 1,262      | 8.4               | 37.1              |
| 2004 | 16,310       | 3,278         | 1,378      | 8.4               | 42.0              |
| 2005 | 15,322       | 3,548         | 1,308      | 8.5               | 36.9              |
| 2006 | 16,311       | 5,132         | 1,372      | 8.4               | 26.7              |
| 2007 | 18,220       | 6,320         | 2,695      | 14.8              | 42.6              |
| 2008 | 19,736       | 7,034         | 3,024      | 15.3              | 43.0              |
| 2009 | 20,433       | 5,361         | 1,916      | 9.4               | 35.7              |
| 2010 | 25,147       | 5,011         | 1,923      | 7.6               | 38.4              |
| 2011 | 22,773       | 4,254         | 1,447      | 6.4               | 34.0              |
| 2012 | 17,609       | 3,257         | 1,301      | 7.4               | 39.9              |

( 2012 年の「公認会計士試験 合格者調」より抜粋 )

## (2)2003 年改正前の試験制度と現制度見直しの経過

2003 年の公認会計士法改正前の試験( 試験実施年度は 2005 年度まで )は、1 次、2 次、3 次の各試験が金融庁によって実施されていた。1 次試験は事実上の受験要件確認のための試験であり、大学の教養課程を修了した者等、一定の受験要件を充たした者は 2 次試験から受験することができた。

2 次試験は 7 科目一括の合格が求められ、合格後は「会計士補」として、公認会計士の業務補助ができた。監査法人に勤務し、1 年間の実務補習、2 年間の業務補助を経て、3 次試験の受験資格を得る、というルートが一般的であった。実務補習は週 2~3 回と頻度が高く、業務補助は補習期間との重複あるいは試験合格前期間は認められなかった。したがって、この 3 年間で有給で過ごすためには、2 次試験合格後の監査法人への就職は必須といっても良い状況であった。また、3 次試験では筆記試験に加え口述試験が行われていた。公認会計士の業務が単なる数字のチェック作業ではないという実感を踏まえると、実務家養成の観点から、口述試験の実施は合理的だったと考える。

公認会計士法の改正により 2006 年度から前節で整理した新試験制度が実施され、金融商品取引法で上場会社に対して内部統制監査が義務付けられることに合わせて、試験合格者数は大幅に増加した。

その後、内部統制監査実施に伴う工数増のための要員確保が 1, 2 年で終了すると、監査法人の新規採用枠が大幅に縮小され、結果として、平成 22 年度合格者までに多数の「未

就職者」が生じているとして問題とされた。これがいわゆる「公認会計士試験合格者の未就職者問題」である。これに対して金融庁は平成 2009 年 12 月から「公認会計士制度に関する懇談会」(以下、「懇談会」という。)を設置した<sup>31</sup>。

しかし、約 1 年にわたる懇談会の議論を踏まえた公認会計士法の改正案は平成 23 年に国会の議決を得られず、制度改正には至らなかった。そして 2012 年 1 月、金融庁は CPAAOB に対して「公認会計士試験については、公認会計士・監査審査会において運用され、平成 23 年の合格者数は 1 千 5 百人程度であったところであるが、合格者等の活動領域の拡大が依然として進んでいないこと、監査法人による採用が低迷していることに鑑み、平成 24 年以降の合格者数については、なお一層抑制的に運用されることが望ましいものとする。」との方針を明らかにした<sup>32</sup>。結果は表 1 のとおりであり、前年をさらに下回る合格者数となった。

これにより、2002 年制度部会報告で提言<sup>33</sup>された以下の点は、一旦棚上げされたと考えるべきであろう。

日本の経済社会を支える公認会計士の規模について、一定の目標と見通しを有することが適切である。すなわち、例えば、

- 平成 30 年頃までに公認会計士の総数を 5 万人程度の規模と見込むこと
- 年間 2,000 名から 3,000 名が新たな試験合格者となることを目指すこと

### (3)多様かつ専門的な人材確保のための考え方と代替案

2002 年制度部会の報告にあるとおり、当時の部会には広く実務界、産業界から委員が選ばれ、その結果として上記の報告がなされている。したがって、少なくとも当時の各界は公認会計士がもっと多くなっても良いし、もっと公認会計士として多様な人材を確保すべきである、との報告に明確に異を唱えていたわけではない。

では、そこで言われていた「多様な人材」とは、どのような人材か。

部会報告によれば、公認会計士を取り巻く環境の変化に伴い「公認会計士に対しては、より高い資質・モラルが期待されており、深い専門的能力に加えて、幅広い識見、思考能力、判断能力、国際的視野と語学力、指導力などが一層求められている。」としており、さらに受験者数の増加については「社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験

<sup>31</sup> 懇談会設置にあたり、以下の趣旨が挙げられている。「現状においては、合格者の経済界等への就職は進んでおらず、社会人の受験者・合格者についても十分増加していないなど、現行制度の狙いは道半ばの状況にある。また、現状のまま推移した場合、公認会計士になるために必要な実務経験を満たすことができないことも懸念され、試験に合格しても公認会計士の資格を取得できないというおそれが高まることとなる。これは、試験制度の魅力を低下させる可能性もある。」

<sup>32</sup> 平成 24 年以降の公認会計士試験合格者数のあり方について(金融庁、2012  
<http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120105-1.html>)

<sup>33</sup> 公認会計士監査制度の充実・強化(金融審議会公認会計士制度部会、2002、3-4 頁  
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/singi/f-20021217-1.pdf>)

制度への見直しが必要」としている。実は「多様な人材」という表現が用いられるのは、この「受験者数の増加」の項目のみであり、実際に期待される受験者は既に就業している社会人である。つまり「企業などにおける実務経験を通じて専門資格者と同等の能力を有すると認められる者などに対して試験の一部を免除すること」を提言しており、産業界から見た即戦力が想定されていた。

実際、各年の会計士試験合格者調「4. 職業別合格者調」における「会社員」(2005 年は「銀行・会社員」)の合格者数と構成比を見ると、[図表 2]のとおり、旧試験の最終年である平成 17 年が 0.8%であったのに対して、以後は 3%以上である。さらに、合格者数が大幅に減少した平成 23、24 年においても、3%台後半の構成比を維持している。

[図表 2] 全合格者数と会社員合格者数及びその構成比の推移

| 年別                | 2005  | 2006  | 2007  | 2008  | 2009  | 2010  | 2011  | 2012  |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全合格者数<br>(除、会計士補) | 1,308 | 1,421 | 2,739 | 3,045 | 1,939 | 1,930 | 1,454 | 1,308 |
| 会社員合格者数           | 11    | 53    | 82    | 97    | 84    | 77    | 55    | 52    |
| 会社員構成比(%)         | 0.8   | 3.7   | 3.0   | 3.2   | 4.3   | 4.0   | 3.8   | 4.0   |

このように入口の多様化は少しずつ結果が出てきたものの未だその割合は低く、出口である就職先のバリエーションも広がりを見せていない。結局のところ、産業界、会計士業界、そして政官界で、どのような監査制度が必要なのか？公認会計士になにを求めるか？のすり合わせが十分でなく、同床異夢であったことも未就職者問題の主たる原因のひとつであろう。

2002 年制度部会報告が想定した上述のような高付加価値の公認会計士であれば、どのような企業においても適切な業務の遂行が可能であり、監査委嘱者からの信認も得られるであろう。しかし、一人の公認会計士が高度の多様性を保持しながらそれぞれの分野で高い専門性を発揮するというのは、現実的ではない。また、一度の試験でそれらの幅広いニーズに応えることも難しく、合格直後にそのレベルに達することはない。

まず多様性については、例えば「語学力」について、他の一般に知られている試験などの結果を参考にしたり、それによって置き換える等の対応を図ることも必要ではないか。この点について、詳細は前章のとおりであるが、英語を例にとれば、「TOEIC の点数で○○点以上を合格とする」といった対応である。他にも様々な専門分野の資格試験が存在するので、それらを組み合わせて受験科目を構成したり、合格必要科目のうち 2 つまでは一定の資格等で置き換えられる、というものにすれば、この「多様性」はかなり充たされるのであろう。

この場合、試験科目が一律でないとすれば、受験科目やどの資格で置き換えたかによって、得意分野や専門分野に差異が生じることを懸念する意見もあると思う。そこで他の資

格試験の受験科目の選択状況を把握してみる。先述のとおり、公認会計士試験の論文試験の試験科目(計 5 科目)の内訳は次のとおりである。

|    |                                  |
|----|----------------------------------|
| 必須 | 会計学、監査論、企業法、租税法の 4 科目            |
| 選択 | 経営学、経済学、民法、統計学のうち受験者が予め選択する 1 科目 |

次に、税理士試験(計 5 科目)については、税理士法第 6 条で次のように規定されている。

|      |                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------|
| 必須   | 簿記論、財務諸表論の 2 科目                                           |
| 必須選択 | 所得税法と法人税法のいずれか 1 科目                                       |
| 選択   | 以下の ~ のうち、2 科目( 相続税法、 固定資産税、 国税徴収法、 消費税法または酒税法、 住民税又は事業税) |

科目選択の幅は 5 分の 3 であり、試験科目から見れば、すべての税理士が所得税法と法人税法の双方、あるいは消費税法に詳しいとは限らない、ということになる。

また、司法試験(計 4 科目)の論文試験の試験科目は司法試験法第 3 条及び司法試験法施行規則第 1 条で次のように規定されている。

|    |                                                                      |
|----|----------------------------------------------------------------------|
| 必須 | 公法系(憲法等)、民事系(民法等)、刑事系(刑法等)の 3 分野から各 1 科目                             |
| 選択 | 倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)、国際関係法(私法系)のうち受験者のあらかじめ選択する 1 科目 |

科目選択の幅は 4 分の 1 である。

単純な比較はあまり意味をもたないが、公認会計士試験の論文試験の科目選択の幅が 5 分の 1 であることと比較すれば、司法試験でさえそれより広い。それをもって資格への信認が下がっているという話も聞かない。ただ、司法試験の論文試験科目には選択科目も含め、法律以外の科目はない。なぜなら、司法試験の合格者が「法律の専門家」として広く認知されているからである。税理士法にしても、必須 2 科目が「会計専門家としての必須科目」であるとすれば、それ以外の 3 科目は選択科目を含め、すべて税法に係るものである。税理士は「税に関する専門家である」という認識が社会に定着しているからであろう。

それに対して公認会計士試験には、会計、監査以外に企業法や租税法といった、他に専門家が存在する科目を必須としている上に、「経営学、経済学、民法、統計学」という選択肢が示されており、司法試験、税理士試験と比べても幅広い。それでも、公認会計士第 2 次試験が 7 科目の論文試験だった際には経営学と経済学が必須であったことを鑑みれば、求められる知識分野の多様性は狭まっている。

次に専門性を向上させるためには、知識だけではなく、資格要件に限らない広い経験が必要であり、多くの場合「長い時間」がかかることを、改めて認識することが必要と考える。

例えば、会計処理は基準やマニュアルがあれば実行可能であるが、専門家として期待されていることは、実際の商行為や取引に対してどの会計処理を適用することが最適か、そしてどのように開示することが最適かを判断することであろう。あるいは、監査を行う上で必須の前提である内部統制の整備・運用状況を評価し、必要であればそれを改めることが、公認会計士に期待される専門性の主なものであろう。

仮に試験科目の多様化を行い、間口を拡大しても、結果的に各分野に広く薄い知識があるだけでは、上述のような期待に応えることはできず、「公認会計士に多様性が不足している」という意見の背景にもなっていると考える。業務に従事し、経験を積み、さらに会計ルールから商慣習まで幅広い知識の習得に努めることを重ねていくことによってようやく期待される専門家となるものと考える。

懇談会でも、企業側委員から試験の科目合格や短答式試験の合格有効期間の延長を求める提案がなされている<sup>34</sup>。これは社会人の受験に対するハードルを下げる観点から求められる提案であるだけでなく、専門性を高めるためにも重要な示唆であると考える。

## 4-2. 資格の取得、維持、管理

### (1) 資格の取得、維持、管理

公認会計士資格を取得するためには、(a)公認会計士試験に合格した者(全科目免除者を含む)であること、(b)業務補助又は実務従事の期間が通算して 2 年以上である者であること、(c)実務補習を修了し、内閣総理大臣の確認を受けた者であること、の 3 つの要件を満たし、公認会計士名簿に登録される必要がある(公認会計士法第 17 条)。同法第 4 条の欠格条項及び同法第 18 条の 2 の登録拒否の事由に該当しなければ、公認会計士名簿に登録され、公認会計士を名乗り、業務を行うことが可能となる。

資格の維持については、特段の法律の規定がないことから、公認会計士試験の合格という事実は、不正の手段によった場合を除き、取り消されることはないと解される。また、修了考査についても同様と考える。

公認会計士登録については、公認会計士法第 21 条で登録の抹消について規定があるほか、第 29 条各号において懲戒処分が定められており、同条 3 号に「登録の抹消」が規定されている。この 3 号の規定が適用されるのは、第 30 条 1 項(公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合)及び第 31 条 1 項(公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反した場合又は第 34 条の 2 の規定による指示に従わない場合)に該当する場合である。

JICPA 会則第 50 条において「会員及び準会員の懲戒」の定めがある。協会の懲戒処分は金融庁長官の行う処分を除き、戒告、会員権停止、退会勧告、除名の 4 段階であり、除名処分は準会員のみに適用されるものであることから、会員である公認会計士に対しては 3 段階のみである。

資格の管理方法については、JICPA が名簿への登載をもって登録管理を行っている。また、資格維持の前提として継続的専門研修制度(CPE)を採用しており、年間 20 単位(時間)の履修と 2 単位の職業倫理研修の受講、さらに法定監査業務従事者に対して 6 単位の監

<sup>34</sup> 公認会計士制度に関する懇談会 第 6 回 太田委員説明資料 (2010 年 5 月 17 日  
[http://www.fsa.go.jp/singi/kaikeisi/siryoku/20100517/03\\_b.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/kaikeisi/siryoku/20100517/03_b.pdf))

査の品質に関する研修の受講等が JICPA 会則第 116 条で義務付けられている。同第 117 条で義務不履行者に対する措置が明記されており、さらに、同第 50 条 6 項に該当した場合には、同第 51 条に規定する懲戒処分を受け、当該懲戒処分の事由となった事業年度の翌事業年度に同第 117 条 1 項に規定する義務不履行者となったときには、戒告以上の懲戒処分を受けることになる。

それでも、この CPE 義務不履行者が会員資格停止や登録抹消に至る年限については明文の規定はない。また、CPE に関する規則第 14 条において、「会則 117 条第 1 項の規則で定める必要な措置は、次に掲げるものとする。」として「一 当該会員が従事する監査業務の辞退勧告」とあるが、これはあくまでも会員本人に対する勧告であり、監査委嘱者に対する通知ではない。

## (2)諸外国の資格制度

日本、アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、フランスの 6 か国、7 つの会計士団体にアンケート調査を行い、このうちカナダの Canadian Institute of Chartered Accountants (CICA)以外の 5 か国 6 団体から回答が得られた。

まず、資格登録についての質問に対しては、日本、アメリカ、ドイツにおいて、資格登録と開業登録(業務実施登録)の区別はない、との回答があった。

### アメリカ

American Institute of Certified Public Accountants (AICPA)の回答によれば、資格に区別はないが業務を行うためには 1 年ないし 2 年(州によって異なる)の実務経験が必要としており、試験合格のみでは公認会計士としての登録ができないのが一般的である、としている。

ニューヨーク州を例にとると<sup>35</sup>、NYSED(New York State Education Department)が認めた 150 単位を取得している場合、同州登録会計士の下での 1 年間の業務経験が登録要件として必要である。また年齢制限があり、21 歳以上とされている。

### ドイツ

Institut der Wirtschaftsprüfer(IDW)の回答によれば、実務経験が受験資格要件とされているため、試験合格後の資格登録、開業登録に当たっては受験要件以外の要件はない。

### イギリス

Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW)と Association of Chartered Certified Accountants (ACCA)については、資格登録と開業登録は区分されているとの回答があった。

まず ICAEW については、アンケートへの回答によれば、開業登録のためには、資格試験の合格に加え 2 年の実務経験が必要である、としている。登録要件については、金融庁の Web サイトで公表されている「主要国の公認会計士試験・資格制度に関する調査」に詳し

<sup>35</sup> New York State Education Department Office of the Professions (<http://www.op.nysed.gov/prof/cpa/cpalic.htm>)

く<sup>36</sup>、資格登録のためには、学歴要件(学歴又は他の資格取得を要する。)のほか、受験要件にもある Training Agreement を締結した雇用者のもとで 450 日の実務経験が必要とされている。開業登録については、主に ICAEW への登録が求められているだけだが、監査実務を行うためにはさらに 3 年間の実務経験(そのうち法定監査に 120 日、Registered Auditor の下での監査業務に 240 日、など必須業務が定められている。)を経て、Audit Qualification を取得することが必要とされている。

ACCA については、HP での公表情報によれば、基本資格取得の要件として 36 か月(試験合格前後は問わない。)の実務従事があり、13 分野の業務目標を達成することが求められている<sup>37</sup>。また、監査従事の要件として Practice Certificate を取得する必要がある、ACCA Approved Employer の下で 3 年の実務経験などが必要としている<sup>38</sup>。

#### フランス

Compagnie Nationale des Commissaires aux Comptes(CNCC)の回答によれば、資格登録と開業登録は区分されており、資格登録には 3 年間の会計・監査事務所での業務経験が必要であるとの回答があった。

ただし、フランスの会計専門職としては Experts-comptables が存在し、3 段階の試験をクリアして初めてこの資格にたどり着く。3 段階目の試験の受験のためには、2 段階目の試験に合格し、Experts-comptables 又は Commissaire aux Comptes の下での 3 年以上の実務経験が必要になる。

そして会計監査を業務として行うためには、Commissaires aux Comptes として登録する必要があるが、Commissaires aux Comptes 登録のための 3 年間の職業実習と職業適性試験の合格が Experts-comptables については、これらが免除される<sup>39</sup>ため、実質的に監査業務を行える会計専門家となるまでに 3 年間の実務経験が必要ということになる。

次に、試験合格以外に資格登録する方法があるか、という質問に対しては、日本、アメリカ、ドイツからそのような方法はないとの回答を得た。

なおドイツでは、EU 域内等において同様の専門資格を保持して業務を行っている者に対して、簡略化した適性試験(ドイツの法律を中心とした科目)の合格を要件としてドイツの公認会計士資格を認めている旨の記述が IDW の HP にある<sup>40</sup>。

一方、イギリス(ICAEW と ACCA)、フランスについては、「あり」との回答があった。

ICAEW については、他国の同等資格との相互承認がなされるとの回答があったが、

<sup>36</sup> 主要国の公認会計士試験・資格制度に関する調査(株)ビジネスブレイン太田昭和、2011、  
<http://www.fsa.go.jp/news/22/20110627-10.html>

<sup>37</sup> ACCA Practical Experience requirement (<http://www.accaglobal.com/en/employer/supporting-trainees/per.html>)

<sup>38</sup> ACCA Application for a Practising Certificate  
(<http://www.accaglobal.com/content/dam/acca/global/PDF-members/practisinginfo/PC%20App%202013.pdf>)

<sup>39</sup> 金融庁委託業務「主要国の公認会計士試験・資格制度に関する調査」(2011年3月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 p.22)

<sup>40</sup> IDW Aptitude test (<http://www.idw.de/idw/portal/n589244/n589116/n589110/n589158/index.jsp>)

ACCA については詳細の回答はなかった。

フランスについては、同一の資格ではないが、15年以上の会計専門業務に従事していたことが特別の法的手続きによって認められた場合には、Expert-comptable(専門会計士)と資格が付与される、としている。

3点目として、資格保持要件を質問したが、すべての国で継続研修の受講等による専門家としての質の維持が要件とされている。一方で、破産、会費未納、死亡他の事実により資格がはく奪される場合がある、とされている。

なお、ドイツ(IDW)からの回答には、"In their professional business, Wirtschaftsprüfer may use their official professional title."との記載がある。これを文言どおり読めば、「Wirtschaftsprüfer (WP)は、法律で定められた業務を行う場合において、公式な専門家としての肩書を使用することが認められる」となる。

実際にドイツにおける WP の登録は Wirtschaftsprüferkammer(WPK)が所管している。業務を行うためには登録が必要であり、登録しなければ名称使用できないという点において日本と同様である。また、登録を維持するためには継続研修の受講等が義務付けられており、これに違反すれば当然資格が抹消されることになる。

しかし、WP 試験合格自体が取り消されるわけではないこと、WP 資格の返上について規定が設けられていることを鑑みれば、資格登録に関して日本の制度と大きな違いはないと考えられる。

アンケートの結果、受験資格要件に実務経験が必要とした国が、ドイツ、イギリス(ICAEW)、フランスの3か国であり、資格登録までには日本、アメリカを含むすべての国で実務経験が必要とされていることがわかった。また、他国各団体の HP 等によれば、登録しようとする資格を保持する会員の下で実務経験を積むことが求められており、より専門的な実務経験が必要とされていることがわかる。

日本の実務経験は、必ずしも監査業務に限っておらず、また監査法人・会計事務所等での業務であることも義務付けられていない。高い専門性を求められることへの対応として、他国の制度と比較して十分あるいは日本がより望ましいとする根拠はみつけれない。

次に、公認会計士が各国の監査業務の中でどのような役割を担っているのか、について考える。各国各団体の公認会計士の登録数は次のとおりである。

[図表 3] 各国の公認会計士登録数と法定監査対象会社数

| 国 | 団体    | 登録数                    | 時点         | 法定監査<br>対象会社数 <sup>41</sup> |
|---|-------|------------------------|------------|-----------------------------|
| 米 | AICPA | 342,490 人              | 2009/8     | 約 12,000                    |
| 英 | ICAEW | 117,475 人(UK 及びアイルランド) | 2011/12/31 | 約 542,900                   |
| 英 | ACCA  | 75,305 人(UK 及びアイルランド)  | 2011/12/31 | 同上                          |
| 独 | IDW   | 12,321 人(WP の 86%)     | 2012/10/1  | 17,388                      |
| 仏 | CNCC  | 14,373 人               | 2010/1     | 約 200,000                   |
| 日 | JICPA | 31,892 人(除く、監査法人)      | 2012/11/30 | 20,633                      |

単純に人数や対象会社数のみで状況を把握することは、時点も異なるため困難であるが、法定監査対象会社数に対する登録公認会計士の数は、一概に日本が他国に比べ小さいとは言えない。

その一方で、日本の監査法人の監査業務はほとんどが資格者によって行われる傾向は強い。結果として、監査手続が不足するなどして十分な心証が得られていないのではないかと、という疑念を生じさせることになっていると考える。

また、金融庁資料によれば、ドイツ、フランスの登録公認会計士はそのほとんどすべてが監査・会計関連業務に従事しているとのことであり、十分な監査の実施が必要とされていることを示していると考えられる。

### (3)論点と問題の所在

2002 年制度部会では、公認会計士の会計専門家としての側面に焦点が当てられたため、内部統制報告制度の導入や国際的な基準の導入等を視野に入れ、監査の担い手だけでなく、財務諸表作成者側を含めた、我が国の会計インフラの強化を目指し、より多数の多様な会計専門家が必要である、との点で意見の一致をみたものと思われる。また、部会では、「資格や試験の話と『食える、食えない』の話を一緒にするのはおかしい」という意見が複数あり、当然のことながら、専門家の試験に合格しただけで仕事が黙っていても与えられることは、どのような職業領域でもないことについて、共通理解はあった。

しかし、現実には合格を目指す受験者に対して、法改正により公認会計士試験の目的が従来の「監査法人全入&監査人養成」から「会計専門家認定試験」に変化した、という認識を持たせることができていなかった。仮に合格までに 2 年間の準備が必要であるとすれば、2009 年度の合格者は 2007 年から準備しているのであり、その 1 年前から受験の是非や可否を検討してきたとすれば、新試験制度が導入された 2006 年まで遡るのである。その頃に「あなたが試験に合格する頃は、合格しても監査法人への就職は約束されていません」

<sup>41</sup> 諸外国の監査法人制度等の比較 (2006 年 5 月 29 日 公認会計士制度に関する懇談会 第 6 回 資料  
[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/kounin/siryou/20060529/04.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kounin/siryou/20060529/04.pdf))

と告げることは困難であっただろう。

また会計士業界も、部会では合格者の増加を希望していながら、景気動向を理由に採用枠を絞ったことについて、反省が必要であろう。監査法人は、一般の事業会社と同様に監査等を業務として行うとともに、損益責任は各法人の社員・パートナーが負っている。会計士業界も上場会社数の停滞、監査報酬の頭打ちや下落傾向が続けば、闇雲に試験合格者を採用することはできないのが実態である。にもかかわらず、そのようなリスクを十分に考慮した意見を会計士業界側の委員が発言していた形跡がないからである。

さらに、毎年2,000人から3,000人を合格させた際に、合格者がどのような方法で社会進出するのか、想定が十分になされていた形跡がない。仮に監査業務に従事する公認会計士数が全体の半数だとしても約15,000人の中に毎年3,000人が追加されるというのは、監査の現場からしても「とても面倒見きれない」水準である。一つの監査チームが7,8人で編成されているところに2人の試験合格者が加わっても、それに充てる仕事は多くない。また、それが数年に1度ならまだしも、2009年、2010年頃は2度、3度と続いたことから「現場は実務経験の少ない人で一杯」という状況も生じていた。

懇談会において、会計士業界の代表者から1,500~1,800人が業界として引き受けられる水準であるという発言があった<sup>42</sup>。そして、2011年、2012年の合格者数、合格率は引き続き下落し、2005年までの旧試験制度時代と比較しても大差無いものとなった。これは、公認会計士試験合格者を増やし、会計専門家を増やそうという2002年度制度部会の合意を棚上げし、旧来の「合格＝会計監査の担い手」、さらに言えば「試験合格者＝監査法人が採用すべき人」に逆戻りすることを意味している。

繰り返しになるが、日本の公認会計士試験が、会計監査に必要な人材の選別のためだけに実施されるのであれば、合格者数は会計監査業界の採用希望者数にあわせたものにならない。

#### (4) 司法試験・弁護士との比較

2006年、法曹人口の拡大とより一層の専門化を期待してなされた司法制度改革の一環として、法科大学院の設置と試験制度の改正が行われ、現在の試験制度(新試験制度)が導入された。2010年に3,000人を合格させること、2018年には法曹人口5万人を目指した試験制度改革だった。

新試験制度においては、法科大学院を卒業するか、予備試験に合格しなければ司法試験を受けられない。そして、司法試験合格後の資格取得要件として、実務修習と集合修習を包含した「司法修習」の修了があるが、司法修習生は最高裁判所に採用された、公務員に準じた身分である。2010年の入所者までは国から給費も支給されていた。

法科大学院の卒業を受験資格としていることから、法科大学院において実務教育が済ん

<sup>42</sup> 公認会計士制度に関する懇談会 議事録(第1回 2009年12月10日  
<http://www.fsa.go.jp/singi/kaikeisi/gijiroku/20091210.html>)

でいるとみなされ、旧試験制度(法科大学院の卒業要件はなかった。)下の司法修習が 1 年 4 か月間であったのに対して、新試験制度下では 1 年に短縮されている。

そして司法修習の修了試験(司法修習生考試)に合格しなければ、検察官や裁判官への採用(任官)はなく、弁護士になる資格も与えられない。この点、公認会計士試験に合格しても、実務補修所の修了審査に合格しなければ公認会計士を名乗れず監査業務ができないことと同様と言える。

「弁護士になる資格」とは、弁護士も公認会計士と同様で、弁護士を名乗り業務を行うためには、日本弁護士連合会に登録の請求を行い(弁護士法第 9 条)、名簿に登載されなければならない(弁護士法第 8 条)。

司法修習生に対して公務員に準じて給費が支給されていた時期は、それでも弁護士登録まで生活の安定が確保されていたが、現在、給費支給はない。検察官や裁判官という公務員の養成機関という側面はあるものの、大半の修習生は修了後民間に職を求めており<sup>43</sup>、公認会計士制度と比較しても給費支給がなくなったことに違和感はない。

その結果、司法試験、弁護士業界でも公認会計士業界と同様の事象が起きている。

まず、司法試験の合格者数及び合格率は次のような推移である。

[図表 4] 司法試験の受験者数、合格者数及び合格率の推移

| 年別     | 受験者数<br>(A) | 短答式合格者数<br>(B) | 最終合格者数<br>(C) | 対受験者合格率<br>(%) (C)/(A) |
|--------|-------------|----------------|---------------|------------------------|
| 2004   | 43,367      | 7,438          | 1,483         | 3.42                   |
| 2005   | 39,428      | 7,637          | 1,464         | 3.71                   |
| 2006   | 30,248      | 3,820          | 549           | 1.81                   |
| 2006 新 | 2,091       | 1,684          | 1,009         | 48.3                   |
| 2007   | 23,306      | 2,219          | 248           | 1.06                   |
| 2007 新 | 4,607       | 3,479          | 1,851         | 40.2                   |
| 2008   | 18,203      | 1,605          | 144           | 0.79                   |
| 2008 新 | 6,261       | 4,654          | 2,065         | 33.0                   |
| 2009   | 15,221      | 1,599          | 92            | 0.60                   |
| 2009 新 | 7,392       | 5,055          | 2,043         | 27.6                   |
| 2010   | 13,223      | 742            | 59            | 0.45                   |
| 2010 新 | 8,163       | 5,773          | 2,074         | 25.4                   |
| 2011 新 | 8,765       | 5,654          | 2,063         | 23.5                   |
| 2012 新 | 8,387       | 5,339          | 2,102         | 25.1                   |

( 法務省公表資料より抜粋 )

<sup>43</sup> 就職状況説明資料(法務省「法曹の養成に関するフォーラム」第 7 回会議 資料 6、5 ページ、[http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/housei01\\_00044.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/housei01_00044.html))

「平成 22 年に 3,000 人」という制度改革当時の目標には及ばないものの、平成 19 年からは新旧両試験の合格者合計が 6 年連続で 2,000 人を超える水準で推移している。その結果、弁護士数は、2000 年の 17,126 人から 2012 年の 32,088 人まで 12 年間で 87%増となっている。また、単純比較はできないが、受験者数が 2004 年の 43,367 人から 2012 年の 8,387 人と 1/5 に激減しており、実質的に法科大学院卒業生のみ入門が開放されている現状は、「多様性」の議論とは対極にある。

2012 年の司法試験合格発表にあたり日弁連会長は「司法試験合格者数については、現在の法的需要を上回る急激な弁護士の増員ペースを緩和して漸増に改め、まずは合格者数を 1,500 人に減少してその動向を検証することを提言している。しかるに、本年の合格者数は、なおこれまでの急増ペースに沿うものであり遺憾であると言わざるをえず、政府が設置した法曹養成制度検討会議において、活動領域の拡大、法科大学院制度の改革、給費制復活を含む経済的負担の軽減などとともに、合格者数について議論が深まることを期待する。」との談話を発表している<sup>44</sup>。

司法試験の合格者のほぼすべてが司法修習生として採用され、そのうち 90%以上が司法修習の修了考試に合格し、試験合格後 1 年で登録さえすれば弁護士業務ができる点は、公認会計士試験に合格しても実務要件を満たさないため修了考査の受験資格が与えられず、公認会計士になれない状況とは異なる。

しかし、実態は弁護士業界も公認会計士業界と全く同様である。弁護士になったは良いが仕事がない人ばかりでなく、そもそも裁判官や検察官に任官せず、弁護士登録もしていない司法修習所考試合格者が 400 名もいることは重大な問題であろう。「どうせ試験に受かっても、仕事がないのではリスクはとれない」として受験を諦める、志半ばで別の道を選ぶ人が増えることは容易に想像できる。

日弁連会長談話にある「法曹養成制度検討会議」は 2012 年 8 月に閣議決定を経て設置されており<sup>45</sup>、法曹養成の在り方、また法曹人口のあり方について協議検討されることになっている。政権が交代したことからこれらについてどのような取扱いになるかは定かではないが、結果的に国家試験であるがゆえに国策、政策に試験制度だけでなく資格制度そのものが左右されていることは、公認会計士制度以上の困難さがあると考えられる。

## (5)試験合格と資格付与についての代替案

(2)では、公認会計士試験の合格者を財務諸表監査従事者とするか、会計専門家とするか、という試験・資格制度の前提における根本的な論点を挙げた。現実的な代替案を示すと次のようになる。

まず「財務諸表監査の従事者」方式については、現状のような合格後の監査法人での採

<sup>44</sup> 平成 24 年司法試験最終合格発表に関する会長談話 (2012 年 9 月 11 日  
<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2012/120911.html>)

<sup>45</sup> 法務省法曹養成検討会議 ([http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\\_00001.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00001.html))

用を前提とした制度全体の枠組みを想定するのであれば、以下のような対応が考えられる。

- JICPA を中心とした試験合格者数検討団体が、事前に会員事務所の採用予定・希望者数を取り纏め、試験合格者数がこれに近似する人数とするよう、CPAAOB に勧告する。
- 合格者は、財務諸表監査受嘱事務所に全数を引き受け、少なくとも修了考査受験資格が付与されるまでの期間、育成を行う。
- 修了考査受験資格が付与されるまでの期間の給与は、国家公務員等の給与水準に準じたものとし、監査法人の引き受け対象者についてはすべて一律とする。
- 修了考査終了後、公認会計士として引き続き財務諸表監査業務に従事する者は、JICPA が会員全体に行う CPE による継続研修に上乘せして、事業環境や社会の要請に応じた監査人として必要とされる様々な教育・研修・訓練を、財務諸表監査受嘱事務所が行い、当該内容について当該事務所の開示書類等で開示する。

もちろん、CPAAOB は監査法人、会計事務所、個人の公認会計士に対する監督権限を保持しているので、仮に監査法人が単に「儲かってないから人は採用しません」という姿勢で採用希望者数を極端に減らしたような場合は、実態の把握と、必要な場合の指導を行うことができるべきであろう。

この案のメリットは、試験合格者がすべて職を得ることができ、実務経験を積むことができることである。「未就職者問題」は再発しない。

デメリットは、2002 年制度部会で掲げられた「我が国の会計インフラ強化のための専門家養成」には程遠いことである。毎年 1,200 人公認会計士が純増しても、50,000 人になるのは 15 年後の 2028 年頃、2002 年制度部会の目標より 10 年も先である。財務諸表作成者側への浸透はさらに遅れる。また、監査法人の「経営」に行政が深く関与することになるため、現実の運用には慎重を期す必要があると考えられる。さらに、合格者数、合格率あるいは合格水準が経済動向によって激変するような資格試験では、多様で有為な人材を集めることは困難であろう。

次に、2009 年、2010 年のような「合格 ≠ 監査法人への就職」という状況が再び生じれば、「合格 = 監査法人への就職」と期待する受験者層は少なくなり、「合格 = 専門家と認定」と考える受験者が相対的に増加し、「会計専門家」の考え方を採用することも可能と考える。その場合、次のような選択肢が存在すると思われる。

- 試験合格者については、一定の実務経験を持つか実務従事を終え、かつ、実務補習またはそれに準じた教育・研修・訓練を受けた者については、「公認会計士」の資格を付与する
- 実務経験や補習に準じた教育等の幅については、公認会計士の多様性を増やすため、引

き続き拡大していく

- ただし、財務諸表監査従事を希望する者については、監査法人等の財務諸表監査受嘱事務所において2～3年の監査実務経験を積み、JICPAが所管する「監査従事者認定考査」(仮)の合格を必要とする
- この監査受嘱事務所における実務従事については、監査法人が必要に応じて採用し、上述の認定考査受験要件を満たした後は退職勧奨や解雇について裁量をもつ

このような制度を設ければ、公認会計士試験の合格は会計専門家としての社会的認知を獲得するための資格取得を意味し、監査法人等が行う財務諸表監査の担い手としてのキャリア形成や監査従事者の認定とは別、という構造が確立する。

この方法のメリットは、試験の合格水準を一定に維持し続けることで、我が国の会計インフラを支え、社会的に認知された会計専門家を輩出することができる点である。また、会計監査に従事する者の専門性を確保するため、監査従事者に対してより厳格な資格取得後教育や認定試験等を求めることで、会計監査の水準を維持することも可能である。

一方、デメリットとしては、「公認会計士」という単一の資格に関わらず、監査従事が認められている人とそうでない人が生じる、という点が挙げられる。また、監査従事希望者に対する会計事務所等での実務従事を有期とし、期間経過後に労務契約の解除を会計事務所に認めることは、制度的な手当が必要となる。この身分的に不安定な処遇も、公認会計士を目指す人にとって、マイナスの要素となるだろう。

#### 4-3. 他国の公認会計士資格との相互承認とその影響

##### (1)現状の外国会計士等に関する日本の制度

公認会計士法第16条の2には以下の規定がある。

外国において公認会計士の資格に相当する資格を有し、かつ、会計に関連する日本国の法令について相当の知識を有する者は、内閣総理大臣による資格の承認を受け、かつ、JICPAによる外国公認会計士名簿への登録を受けて、第二条に規定する業務を行うことができる。ただし、第四条各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、前項の資格の承認をする場合には、内閣府令で定めるところにより、公認会計士・監査審査会をして試験又は選考を行わせるものとする。

したがって、CPAAOBが試験又は選考を行った結果、日本国の法令について相当の知識を有するとした者が、外国公認会計士としてJICPAの名簿に登載され、日本の公認会計士と同様の業務を行うことができる、としている。監査業務だけでなく、監査法人設立に必要な社員にも就任することができるので、外国公認会計士のみで日本において監査法人を設立することは可能である。

しかし、実際にJICPAに外国公認会計士として登録されているのは、監査法人を除く会

員数が 2 万人の超える中、2012 年 11 月末で 4 人だけである。この制度が諸外国の公認会計士に広く活用されている、という評価は困難であろう。

一方、外国監査法人については、2007 年に「公認会計士法等の一部を改正する法律」(平成 19 年法律第 99 号)で届け出制度が創設され、公認会計士法に「第 5 章の 4」として規定が設けられている。公認会計士法第 34 条の 35 第 1 項では以下のように規定されている。

外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者は、金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者その他内閣府令で定める者が同法の規定により提出する財務書類(以下「外国会社等財務書類」という。)について第二条第一項の業務に相当すると認められる業務を行うときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、外国会社等財務書類について同項の業務に相当すると認められる業務を行う者に対する監督を行う外国の行政機関その他これに準ずるものの適切な監督を受けると認められる者として内閣府令で定めるものについては、この限りでない。

つまり、この外国監査法人は届け出を行うことで、日本国内において外国会社等財務書類に対して監査業務を提供できる。これは、外国公認会計士と異なり届け出制であり、試験や選考の実施は前提とされていない。2013 年 1 月 1 日現在で金融庁に届け出を行っている外国監査法人は 79 法人ある。

これらは、届け出の対象である「財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等」欄に記載されているもののみを対象として業務を提供することになる。

## (2)相互承認に係る現状

(1)で整理したとおり、現状では一定のハードルを設け、それをクリアした者に対しては日本の試験に合格し登録した者と同様の業務提供を認める外国公認会計士制度があるほか、届け出をもって特定の業務に限ってこれを認める外国監査法人制度が並立している。

これに対して、2011 年に締結された「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」(以下、「日印 EPA」という。)においては、その第 65 条第 3 項において、次のように規定している。

両締約国は、一方の締約国から他方の締約国への書面による要請があった場合には、規制されているサービスの分野におけるそれぞれの専門職能団体に対し、当該サービスの分野において、得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を相互に承認するための取決めに付き、早期に成果を上げることを目的として交渉し、十二箇月以内にそのような取決めに締結するよう奨励する。(以下、省略)

つまり、仮にインドから日本に対して公認会計士の業務分野において書面による要請があった場合は、当該分野に関する資格の相互承認について 12 か月以内に取り決めがなされるよう国として奨励することが明記された。

これは、現状の制度とは異なり、資格の相互承認を意味し、個別の試験や選考、届出等を必要とせずに業務が行えることまで視野に入れた規定である。EPA（経済連携協定）だけでなく、TPP（Trans Pacific Partnership、環太平洋パートナーシップ協定）においても「政府調達」や「越境サービス貿易」など複数の項目で会計や監査サービスについて検討がなされている<sup>46</sup>。

日本は今後の各国との EPA、TPP などにおいて対象とされる専門資格の相互承認について、いかなる対応を図るべきか、今回の日印 EPA が試金石となっている。

(1)の外国監査法人 79 法人のうち、主たる事務所の所在地がインドである法人は 2 法人である。これらの届け出に際しては、添付書類に以下の事項の記載が求められている。

届出者の主たる事務所の所在する国における監査制度の概要

- ・監査基準その他の監査制度の内容
- ・監査証明業務に相当すると認められる業務を行う者を所管する外国の行政機関その他これに準ずるもの（「行政機関等」）の名称及び所在地
- ・行政機関等による監査証明業務に相当すると認められる業務を行う者に対する監督に関する制度の内容

したがって、この仕組みは、届け出法人所在国の監査制度を日本の行政機関として認識したうえで届け出を受理していることになる。インド所在の監査法人が届け出を受理されているということは、日本としてインドの監査制度や監督に関する制度を認識しており、特段の不足はないと判断していることを示しているといってい良いだろう。

さらに、外国監査法人制度が導入された際のパブリック・コメントにおける質疑において、以下のものがある<sup>47</sup>。

コメントの概要

法第 34 条の 35 第 1 項ただし書においては、「外国会社等財務書類について同項の業務に相当すると認められる業務を行う者に対する監督を行う外国の行政機関その他これに準ずるものの適切な監督を受けると認められる者として内閣府令で定めるものについては、この限りでない。」とされているが、規則案において該当する規定は置かれていない。外国当局との相互承認に基づく届出の適用除外の制度は実施されないのか。また、今後の予定如何。

金融庁の考え方

ご指摘のとおり、公認会計士法では、外国当局による適切な監督を受けると認められると内閣府令で定められる場合、届出免除をいうこととされていますが、現時点では、届出免除規定を用いることは考えておらず、内閣府令でも要件は定められていません。届出免除規定を用いる場合には、相互

<sup>46</sup> TPP 協定交渉の分野別状況(2011 年 10 月 内閣官房他  
[http://www.npu.go.jp/policy/policy08/pdf/20111014/20111021\\_1.pdf](http://www.npu.go.jp/policy/policy08/pdf/20111014/20111021_1.pdf))

<sup>47</sup> 「外国監査法人等に関する内閣府令」等の公表について 別紙 1 主なコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方(2008 年 3 月 14 日金融庁 <http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20080314-1.html>)

主義が前提となり、当該外国における日本の監査法人に対する監督のあり方も考慮する必要があると考えます。外国当局の検査・監督体制、諸外国の動向等を注視しつつ、今後の対応を検討していく予定です。

この質疑から、既に2008年3月の段階で金融庁はこの外国監査法人届け出制導入にあたって、相互承認の是非や要否について既に想定していたことが読み取れる。当時は「届出免除規定を用いることは考えておらず、内閣府令でも要件は定められていません」としていたが、逆に既に届け出免除規定はコメントにあるとおり、公認会計士法第34条の35第1項ただし書きで設けられている。

もちろん、現在の外国監査法人制度は、外国会社等の財務書類に対する監査業務のみを認めたものであり、国内会社に対する監査業務は範囲外である。個々の公認会計士に対して日本の公認会計士登録者と同様の業務を認めたものでもない。しかし、法律や制度の枠組みはできている。この法律の規定を有効とし、対象業務を外国会社に限定せず、実際の運用を可能にするような内閣府令が設けられれば、相互承認はいつでも可能、ともいえる。日印EPAによれば、最短で締結(2011年8月)から12か月以内に取り決めがなされるよう、奨励することが約束されており、準備が整っているといっても過言ではない。

なお、アメリカは既に他国との間で公認会計士資格の相互承認に関する協定を締結している。National Association of State Boards of Accountancy(NASBA)のWebサイト<sup>48</sup>では、相互承認協定により、締結国の公認会計士はアメリカで業務を行うことが認められると同時に、アメリカの公認会計士も締結国で業務ができることになる、と明記されている。そして、AICPAとNASBAの共同設置機関であるU.S. International Qualifications Appraisal Board(USIQAB)が、2012年12月現在6つの国と地域(締結順に、オーストラリア、カナダ、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、香港)の会計士団体とMutual Recognition Agreement(相互承認契約)を締結している。

### (3)相互承認後に予想される影響と対応

では、仮に日印両国の公認会計士資格が相互に承認された場合、どのような影響があるか。例えば、公認会計士であることにより、登録によって他の資格が付与されるものとしては、税理士と行政書士が挙げられるが、インドの公認会計士資格を保持する者が、日本で税理士登録できるのか、という問題である。

公認会計士資格の相互承認を考えた場合、公認会計士法第2条1項に定める業務が日本における公認会計士の独占業務である。したがって、この業務を行うためには日本の公認会計士資格をもつ公認会計士及び監査法人でなければならない、とされている。これに対して、公認会計士の相互承認がなされるということは、日本がインドの監査制度及び監督制度が日本と同等と認めることで、日本の公認会計士法第2条1項業務を行えるのは日本とインドの公認会計士である、ということと考える。

<sup>48</sup> Mutual Recognition Agreements (NASBA <http://www.nasba.org/international/mra/>)

このように考えると、現状で税理士他の資格制度や試験制度が想定あるいは前提にしている公認会計士制度は、日本の公認会計士であり、インドの公認会計士ではない。したがって、それら他の資格制度等が直接あるいは自動的に公認会計士資格の相互承認の結果如何に左右されるものではない、と考える。

しかし、既に日印 EPA では弁護士、税理士等多数の専門資格職に係る業務が議論・検討の対象として挙げられており、そもそも他の資格制度への間接的な影響を議論する必要がなくなる可能性も否定できない。

また、相互承認対象となった国の公認会計士のみで日本に監査法人を設立することが可能かという論点も生じる。業務提供相手国に事業所を設置する必要性については、日印 EPA でも言及されているが、それが日本における監査法人の設置まで求めているか否かについては定かではない。

現在の公認会計士法では、監査法人の設立は外国公認会計士を含む公認会計士と特定社員によることが求められており<sup>49</sup>、仮に相互承認が認められた場合でも、インドの公認会計士だけでは監査法人の設立はできないと考えられる。もちろん、支店や支社の設置のみで良い、という解釈であれば、そもそもこの問題は生じない。

現在採用されている外国監査法人制度の前提を鑑みると、相互承認による外国会計士資格による日本市場参入は、少なくとも制度上は「すぐ、そこ」という状況といえる。

#### 4-4. 中間報告(案)への言及

PT 中間報告(案)では、「公認会計士の資格」として、議論の経過が記述されている。

仮に「公認会計士とは、こういう人物である」という要件が明示できれば、資格付与の是非はその要件を具備していることを確認すれば判断できることになる。常に高い専門知識と能力、高い職業的倫理観の保持を確認できるような仕組み、つまり試験を設けることによって、公認会計士資格のクオリティを維持・向上させることができる。

要件に加え「社会の中でどのような役割を担うのか」の設定によっては、資格が示す意味やそれを取得するための試験についても大きく変化するだろう。

他の項目でも述べているとおり、我が国の会計インフラの広範囲をカバーする会計専門家と、法定監査の担い手として監査人は、ベースとなる知識や経験に重なりは大きいですが、求められる社会的な役割には大きな違いもある。これを全く単一の資格や試験制度で整理することには、大きな困難が伴うということは、明確に主張すべきであろう。

現行制度でも、監査実務の経験が全くなくても公認会計士登録できる実態を明らかにし、それについても議論や検証をしたうえで、改めて「我が国の公認会計士とは」を議論しなければ、試験、教育制度、自主規制の在り方などの議論も、選択肢の列挙に止まる。

<sup>49</sup> 公認会計士法 第34条の2の2

また、今後の検討課題(11)において「公認会計士の数・規模は...(中略)...その時々を経済情勢、制度の変化等に応じ、その数は多寡、増減するものであると考えられる。」とある。公認会計士に求められる社会的な要請が時代によって変化することは明確だが、基礎となる能力、スキル、倫理観の水準が変化するわけではないと考える。公認会計士が必要とされる業務量に変化が生じるのみである。試験合格者が数年で数倍も変わることが、より幅広い有能な受験者を集めようとする資格試験の適切な姿勢とは言えないと考える。

## 4-5. 小括

### (1)資格試験のあり方に係る代替案

我が国の会計インフラを強化するためには、世界第3位の経済規模を踏まえ、会計専門家の増加とその広い浸透が必要と考える。また、それら専門家に対しては、幅広い知識と経験を身に着けることが求められる。

このような目標を達成するために、4-2(5)で挙げた代替案を踏まえ、我が国が採用することができる選択肢は大きく分けて次の2つであると考ええる。

#### 知識水準確認型

受験要件に実務経験を含めず、一定の知識水準に到達したものを合格させるもので、アメリカの仕組みに近いものとする。国家試験の公平性確保の観点から、受験希望者の理解は得やすいと考える。試験の合格者数と会計事務所での採用者数に直接的な需給関係を持たせないため、経済環境に比較して合格者数が多ければ2009年、2010年頃の「未就職者問題」が再燃しかねない。

ただし、大量合格、大量採用は専門家同士の競争を促し、監査事務所においても昇格者の厳しい選抜がなされることになる。これらの競争や選抜の結果、比較的高水準の経験や知識を保持する専門家が監査事務所から輩出され、企業等が必要とする人材層とマッチすることにより、社会インフラの底上げが図られることが期待される。

また、監査業務従事者の育成については、監査業務受嘱会計事務所が自主規制団体と協力して長期的なプログラムの下で、より専門的に行っていくことが期待される。

#### 監査責任者養成型

イギリス、ドイツ、フランスの例を見ると、最終的に監査業務に従事するためには、数段階の教育、試験をクリアするとともに、その間に実務経験を積むことが求められている。

イギリスは実務経験の充足を受験要件にはしていないが、実務経験を積むことができるよう、しかるべき教育担当法人等との雇用契約が結ばれることが条件とされている。

ドイツ、フランスは、そもそも受験要件に会計事務所・監査法人における実務経験が含

まれており、「監査を適切に行える人材の養成」という意味合いが強い仕組みになっている。

日本も従来は試験合格者のほとんどが監査法人等に採用され、3年間の実務経験を積み、3次試験の合格により公認会計士になる、という仕組みであった。

必要な人材を必要なだけ用意するものではあるが、多様化には逆行し、人材の専門化とともに固定化も図られることになる。

## (2)代替案のメリット・デメリット

(1)の 、 の仕組みは、いずれもメリット・デメリットがある。

まず の方法を採用する場合は、2005年以前の旧試験制度時代の制度を再度用いることで、隣接業務や法令に関する形式的な問題は解決すると考える。しかしこれは、日本の会計プロフェッションの広がりや会計インフラの強化という長期展望を掲げた2002年制度部会の検討をまったく無視し、時代に逆行するものである。また、アメリカ、イギリス、中国などが10万人以上の公認会計士を擁する相互承認の時代の中で、5万人に満たない日本がどのように対応していくのか、明確なビジョンが見えない。

一方 の方法は、2006年からの新試験制度において失敗したと考えられている。すなわち、合格者数を増やしていけば、未就職者問題が生じ、その解決に追われることになるからである。

しかし、現時点で日本の会計インフラは十分であろうか。5万人を目指した公認会計士の数は、現状で不足がないのだろうか。監査現場の人員の質的ひっ迫状況を鑑みれば、未だ2002年制度部会の目標は10年経った今も達成されていないと考える。社会が期待する監査水準を維持するための公認会計士の増員はまだ必要であり、試験合格者の減員ではなく、多くの試験合格者の競争によって解決を図らなければならない。

試験合格者に実務経験を踏ませるためには、監査法人等が行う監査業務にチームの一員として従事することが最適であることは間違いない。会計士の経験とは、まず監査業務において、様々な取引や判断の会計処理への反映について検討することであると考え。そして、監査法人等がより多くの試験合格者を採用し、OJTを行い日本の会計インフラの底上げに貢献するため、次のような方策を講ずることが考えられる。

### 1) 低額・低廉な給与・報酬を前提とする

試験合格者が監査法人等に就職することは、修了考査の受験、合格後の公認会計士として最低限必要とされる実務経験を積むためであり、クライアントサービスを行うことを一義的な目的にしない、またはその水準にないと考え、試験合格者の給与・報酬を国家公務員等のテーブルと同一とし、不必要な高額な報酬は支払えないこととする。

### 2) 試験合格者の採用は有期雇用を原則とする

試験合格者は修了考査の受験要件を満たすために監査法人等に就職するので、当該要

件を満たした場合、雇用契約は解消されることが適切と考える。修了試験に合格しない可能性もあるが、これは自己責任の範囲であるので、原則として3年の有期雇用とし、試験に合格しない場合でも最長5年を限度とする有期雇用とすることが考えられる。

上記の1)、2)の方策を講ずることにより、現状の1.5～2倍程度の人員が監査法人等に吸収され、実務経験を積むことが可能となり、より多くの人材が日本の会計インフラを底上げすることになるものとする。

また、本報告書では言及していないが、監査法人の経営強化、監査法人を主体とした監査水準の向上にも、上記1)、2)の方策は極めて大きな支えとなると考える。

これに加えて、2章でも述べているが、日本公認会計士協会がPAIBに対する支援を強化し、企業への公認会計士採用の働きかけを強化することにより、監査法人等からの人材輩出圧力も強まり、理想とする状況に近づくことが可能になると考える。

## 第5章 資格取得後教育

### 5-1. 公認会計士にとっての資格取得後の教育の位置づけ

近年の会計、監査、周辺ビジネス領域のめまぐるしい変化は、会計プロフェッショナルの知識・スキルのアップデートの必要性を高めるとともに、領域毎の高度な専門化を進展させつつある。

財務会計の分野だけをとっても、例えば、金融商品の領域などでは会計基準の高度化を受けて高い専門性が要求されるようになってきているほか、企業の事業活動や資金著達の国際化の進展を受けて、我が国の会計基準に限らず国際財務報告基準(IFRS)や米国会計基準等の知識や技能が求められることも多くなっている。また、監査の領域では、近年の会計不祥事等を踏まえた社会的期待の高まりを受けて、監査人には、不正の検知能力を高めるための職業的懐疑心の保持と不正スキーム等の理解が求められるようになってきている。さらにIT化の進展やXBRLの利用の広がり、監査人の証拠収集活動に変化をもたらす可能性や、新たな保証業務等の提供機会の可能性を生じさせている。

公認会計士の勤務形態も幅広く、個人で開業する者、会計事務所等に勤務する者、あるいは、企業等の組織に雇用される者など様々である。また、プロフェッショナル・サービスを提供する公認会計士のなかにも、ジェネラリストとして比較的広い領域をカバーする業務に従事する者がいる一方で、スペシャリストとして比較的狭い領域において高度に専門化した業務を行う者もいる。このようななかで、公認会計士として求められる専門的能力は、勤務形態や業務領域によって異なりうる。

もっとも、公認会計士の能力は実務従事を通じて醸成される部分が多い点是否めないであろう。しかし、上述のような変化やニーズに対応して自己の専門性を維持・向上させていくためには、単に実務経験を有していることだけでは十分ではなく、資格取得後も明確に自己の専門的能力の向上を目的とする活動に継続的に取り組んでいく必要がある。IESにおいても、資格取得後の継続的専門的能力開発(IES7)が資格付与の前提としての実務経験(IES5)とは明確に区別して定められている。

一般的な公認会計士にとって、資格取得前と資格取得後の期間を比較すれば、圧倒的に長いのが資格取得後の期間である。資格取得によりプロフェッションへのエントリーを果たした公認会計士は、プロフェッショナルとしてのキャリアを通じて自己の能力を高めていくことがますます求められるようになってきている。このようななかで、公認会計士の資格取得後の専門的能力開発を担保する制度としてのCPE/CPD制度の重要性は高いといえる。

また、我が国において、資格取得後の専門的能力開発の担い手として重要な役割を果たすのが公認会計士を雇用する監査事務所等である。このため、CPE/CPD制度のほか、監査事務所等の教育・訓練制度がどのような考え方で設計・運営されているのかが、公認会計士の資格取得後の専門的能力開発のあり方に大きな影響を及ぼしうる。

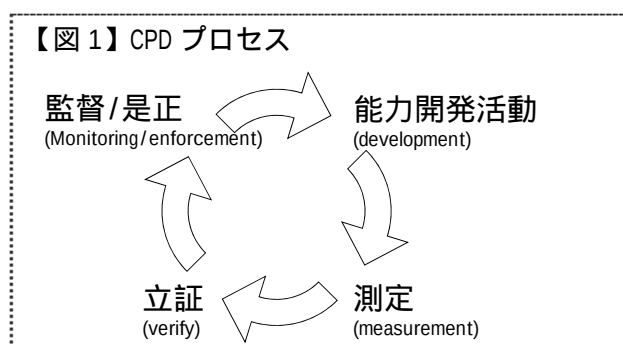
以下では、このような問題意識をもとに、公認会計士の資格取得後教育について検討し

たい。

## 5-2. IES における資格取得後教育の要求

### (1) IES7 における職業会計士としての継続的専門能力開発要件

IFAC(国際会計士連盟)の公表している国際教育基準(International Education Standards, 以下 "IES" という)第7号(IES7)は、各加盟職業団体に対して、すべての職業会計士に対して自身の業務の性質や職業的責任に関連する継続的専門的能力開発(Continuing Professional Development, "CPD")を求めることを要求している(para.12)。なお、ここでのCPDとは、資格取得に至る教育(Initial Professional Development, IPD)に引き続き、職業会計士が自身の役割をそれにふさわしい能力をもって(competently)果たしていくために必要な能力を開発・維持する学習及び能力開発活動として定義される。IES7は、各加盟職業団体が、職業会計士に求めるべき制度(プログラム)としてのCPDの要件について定めており、そのプロセスは【図1】のように表される。



### (2) IES8 における監査に従事する職業会計士に固有の能力開発要件

また、IES8は、特に監査に従事する職業会計士の資質要件について定めている。このなかでIES8は、財務諸表監査にあたっては専門的な知識と技術が要求されることに加えて、財務諸表監査は一般公衆や他の第三者からの信頼が寄せられる業務であることから、一般的な職業会計士としての資格取得・維持のための教育や能力開発に加えて、さらなる学習・能力開発が必要な場合があるとしている(para.23)。

## 5-3. 我が国の資格取得後教育の現状

上記の前提を踏まえて、はじめに、我が国の公認会計士に関する資格取得後教育の現状についてまとめておきたい。

## (1) 継続的専門研修(CPE)制度

我が国の公認会計士の資格取得後教育に関する制度として中心となるものは、継続的専門研修（CPE）制度である。公認会計士のCPE制度は、平成10年4月から日本公認会計士協会による任意参加の取組みとして始まったが、平成14年からは日本公認会計士協会の自主規制として義務化された。さらに、平成16年度からは公認会計士法に基づく法定義務（公認会計士法第28条）となり、現在に至っている。

当該制度の下では、日本公認会計士協会の会員である公認会計士は、集合研修、自己学習、著書等執筆及び研修会等講師のいずれかの方法により、下記に掲げる必要な単位数を履修し、申告しなければならないとされる（会則第116条第3項、CPE規則第6条第1項）。特に法定監査業務に従事する者は当該履修単位のなかに「監査の品質」の分野の6単位を含むことが求められる。なお、計算期間は毎年4月～3月である。

### (a)合計単位要件

直前3事業年度で120単位以上、1事業年度に最低20単位以上

### (b)領域別単位要件

「職業倫理」2単位

法定監査業務に従事する者は「監査の品質」6単位

上記の義務の不履行者（すなわち、必要単位数の履修または申告を行わなかった者）に対しては、日本公認会計士協会会長はCPE規則に定める措置等を行うことができる（会則第117条）。当該措置には次のものが含まれる。

### (a)履修勧告(CPE規則第14条第4号)

### (b)監査業務の辞退勧告(CPE規則第14条第1号)

### (c)日本公認会計士協会の役員等の辞任勧告(CPE規則第14条第2号)

### (d)各種外部委員等への推薦の除外(CPE規則第14条第3号)

### (e)氏名等の公示(会則第51条)

### (f)会員権停止1年及び行政処分請求（会則第50条第6項第1号）

### (g)規律調査会に処分提案書の作成指示(会則第50条第7項)

なお、CPE制度の法定化以降の義務履行状況の推移をみれば、法定化直後の平成16年度の法定義務達成率は94%であったものの、その後は95%以上で年々上昇傾向を示している<sup>50</sup>。なお、日本公認会計士協会は、義務不履行者の全員を対象として上述のCPE規則第14条に基づく履修勧告を行っているほか、不履行者の業務の状況や不足単位数に応じて抽出された会員に対して監査業務等からの辞退勧告や氏名等の公示などの処置を講じている。なお、平成24年度以降は、【表1】及び【洋2】のとおり、CPE義務不履行者への措置・懲戒の判定基準の明確化がはかられた。

<sup>50</sup> 金融庁公認会計士制度に関する懇談会資料  
( <http://www.fsa.go.jp/singi/kaikeisi/siryou/20100413/05.pdf> )

【表 1】判定基準表

|                  |            | 当該事業年度の「20 単位以上」と「職業倫理 2 単位以上」の達成状況 |                           |                           |
|------------------|------------|-------------------------------------|---------------------------|---------------------------|
|                  |            | 両方達成                                | 一方達成                      | 両方未達成                     |
| 連続する3事業年度合計履修単位数 | 120 単位以上   | 義務達成                                | 履修勧告<br>(上記の(a))          | 履修勧告<br>(上記の(a))          |
|                  | 100～119 単位 | 履修勧告<br>(上記の(a))                    | 履修勧告<br>(上記の(a))          | 辞退勧告等<br>(上記の(b),(c),(d)) |
|                  | 80～99 単位   | 履修勧告<br>(上記の(a))                    | 辞退勧告等<br>(上記の(b),(c),(d)) | 氏名等公示<br>(上記の(e))         |
|                  | 60～79 単位   | 辞退勧告等<br>(上記の(b),(c),(d))           | 氏名等公示<br>(上記の(e))         | 氏名等公示<br>(上記の(e))         |
|                  | 0～59 単位    | 氏名等公示<br>(上記の(e))                   | 氏名等公示<br>(上記の(e))         | 氏名等公示<br>(上記の(e))         |

【表 2】最終判定表(平成 24 年度以降の判定)

|   | 平成 23 年度         | 平成 24 年度       |   |                      |
|---|------------------|----------------|---|----------------------|
|   | 前年度の最終判定結果       | 【表 1】の判定基準表の結果 | → | 加算後の最終判定             |
| A | 義務達成             | 履修勧告           | → | 履修勧告                 |
| B | 義務達成             | 辞退勧告等          | → | 辞退勧告等                |
| C | 義務達成             | 氏名等公示          | → | 氏名等公示                |
| D | 履修勧告             | 義務達成           | → | 義務達成                 |
| E | 履修勧告             | 履修勧告           | → | 辞退勧告等                |
| F | 履修勧告             | 辞退勧告等          | → | 氏名等公示                |
| G | 履修勧告             | 氏名等公示          | → | 氏名等公示                |
| H | 辞退勧告等            | 義務達成           | → | 義務達成                 |
| I | 辞退勧告等            | 履修勧告           | → | 辞退勧告等                |
| J | 辞退勧告等            | 辞退勧告等          | → | 氏名等公示                |
| K | 辞退勧告等            | 氏名等公示          | → | 氏名等公示                |
| L | 氏名等公示            | 義務達成           | → | 義務達成                 |
| M | 氏名等公示            | 履修勧告           | → | 辞退勧告等                |
| N | 氏名等公示            | 辞退勧告等          | → | 氏名等公示                |
| O | 氏名等公示            | 氏名等公示          | → | 会員権停止 1 年と行政処分<br>請求 |
| P | 会員権停止 1 年と行政処分請求 | 義務達成           | → | 義務達成                 |
| Q | 会員権停止 1 年と行政処分請求 | 義務不履行          | → | 規律委員会に処分提案書の<br>作成指示 |

(出所)日本公認会計士協会「CPE の義務と義務不履行者への措置・処分について」を一部修正

## (2)監査事務所の品質管理システムの構成要素としての教育・訓練制度

監査に対する社会的信頼の維持・向上のための監査の品質確保の必要性から、企業会計審議会及び日本公認会計士協会は、「監査に関する品質管理基準」及び品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」をそれぞれ定めており、監査に従事する会計事務所（監査事務所）は、これらの基準に準拠した品質管理システムを整備、運用することが求められる。これらの基準は、監査事務所が備えるべき品質管理システムの構成要素を示しているが、いずれも監査実施者の教育・訓練をその構成要素の1つとしている。

公認会計士法の規定によって実施される日本公認会計士協会による監査事務所に対する品質管理レビュー等においては、上記の基準への準拠の確認が目的の1つとなっている。そのため、監査事務所の品質管理システムの構成要素としての教育・訓練制度の整備・運用状況は当該レビュー等を通じてモニタリングされているといえる。

## (3)資格取得後専門研修の提供機関

一般的な公認会計士にとっての資格取得後教育の受講機会としては、勤務先が提供する社内(所内)研修と日本公認会計士協会が提供する集合研修や出版物が代表的である。

監査事務所に勤務する公認会計士は、監査事務所の教育・訓練制度の中で、研修受講機会を得ることが多い一方、監査事務所以外に勤務する公認会計士や個人開業の公認会計士は、日本公認会計士協会等が提供する研修受講機会を利用するほか、自己学習によっていることが多いと考えられる。

なお、日本公認会計士協会は、集合研修やeラーニングの受講機会を提供しているほか、同協会の機関紙である「会計・監査ジャーナル」及び会報の「JICPA ニュースレター」において継続的専門研修に適格な記事をCPE指定記事として提供している。また、このほか、会計教育研修機構（JFAEL）や財務務会計基準機構（FASF）なども集合研修の機会を提供している。

## 5-4. 与えられる論点とそれらに関する考察

次に上記3で挙げたそれぞれの領域において、考えられる論点について検討を加えていきたい。

### (1)CPE 制度

#### 用語法(CPEとCPD)の相違

我が国においては、公認会計士の資格取得後の継続的専門研修をCPE( Continuing Professional Education)と称することが一般的であるが、前述のIES7や一部の職業専門団体(例えば、英国のイングランド=ウェールズ勅許会計士協会(ICAEW)や英国勅許会計士協会(ACCA)など)においては、CPD(Continuing Professional Development、継続的専門能力開

発)という用語を用いている。

CPD という用語は、職業的専門家としての能力開発は必ずしも教育・研修(education)によるものだけでないことを含意し、例えば、業務の割当てや業務を通じたレビューや指導・コーチングなどのOJTを含む点で、CPE 概念よりも広義の概念と位置付けることができる。その意味で、この用語法の相違は、その発想の相違から制度の範囲や設計の相違にも及びうるものである。

しかし、日本公認会計士協会による「継続的専門研修大綱」(2007年1月16日)は、「ここにいう CPD とは、本大綱のいうところの CPE よりも広義の能力開発を意味しているが、その意図するところはおおむね同じであり、本大綱における CPE の理念も IES と同様の考え方によっている」としており、理念としての差異はないと結論づけている。

### 法的規制と自主規制

上記 3(1)で述べたとおり、我が国の公認会計士の CPE 制度は、当初は日本公認会計士協会による自主規制として始まったものの、現在は公認会計士法を根拠法とする法定の制度となっている。CPE 制度に関する論点として、これを法定とすべきか、あるいはプロフェッションの自主規制に委ねるべきかという点が挙げられる。

この点は、CPE/CPD 制度をどのような性質のものとして位置付けるかに関連する。CPE/CPD 制度は資格要件の一つとしての最低限の能力担保として位置付けることも、自己の能力を向上させていくという職業的専門家としての責任を制度面から支えるものとして位置付けることもできる。

CPE/CPD 制度を、公認会計士法に根拠を持つ国家資格としての公認会計士資格の資格要件の一つと位置付ける場合には、法定制度とすることにも十分な根拠があるだろう。これにより、義務履行への強制力を高めることができ、ひいては公認会計士としての資格や公認会計士の業務に対する社会からの信頼を維持することにつながるとも考えられる。

一方、公認会計士が自己の能力を維持・向上させていくことを、資格要件というよりもむしろプロフェッションの一員としての責任であると捉える場合には、CPE 制度を法的規制よりもプロフェッションの自主規制とすることがより適切となるだろう。

また、これらの議論は必ずしも二者択一ではなく、法的制度と自主規制を組み合わせたかたちでの設計や特定の業務を行う者に対する法的義務としての設計も可能である。たとえば、法的制度として、公認会計士の資格保持のための最低限の要件を定めるとともに、プロフェッションの自主規制として、日本公認会計士協会が法的要件よりも高いレベルのハードルを設定し、職業的専門家としての社会的信頼を維持・向上させ、プロフェッションの価値を高めていくという考え方をとることもできるだろう。また、法定監査等の社会的責任の大きい業務に従事する者にのみ法定化するということも考えられる。

実際のところ、多くの国では CPE/CPD 制度は何らかの法的根拠の下で運用されているようであるが、法的な設計の形態は様々である。我が国や米国の各州では、会計士資格を有

する者全員が法的に CPE 義務を負っているが、フランスやドイツでは法定監査従事者のみの法的義務となっている。また、英国では、会社法により法定監査従事者の一般的な資質要件が定められ、それを受けて、英国イングランド=ウェールズ勅許会計士協会(ICAEW)や勅許公認会計士協会(ACCA)が会員の義務として CPD 義務を定めるかたちをとっている(【表3】)。

### 学習内容の決定

職業的専門家としての能力開発において、何を学ぶか、あるいは、どの領域の能力を育成するかは重要な問題となる。したがって、CPE/CPD 制度を検討するにあたって、この点が論点となる。

CPE/CPD 制度の目的をすべての公認会計士が具備すべき最低限の知識・理解のアップデートを捉えるならば、学習内容は幅広く一般的なものとなり、一方、CPE/CPD 制度の目的を専門化・高度化した公認会計士に求められる知識・スキルの向上と捉えるならば、学習内容は各人の業務に関連したものとなる。

現行の我が国の CPE 制度においては、すべての公認会計士に「職業倫理」2 単位が求められるほか、法定監査業務従事者には「監査の品質」6 単位が求められる。監査業務は、公認会計士の業務のなかでも最も高度な専門的能力とスキルを要する業務の一つといえ、また、一般的にその業務品質が社会に与える影響も大きい。したがって、法定監査従事者に「監査の品質」6 単位を求めることによって、法定監査従事者の学習内容には一定程度の業務関連性を求めていると理解することができよう。しかし、これらを除いた学習内容の大半は、本人の選択に委ねられている。学習内容のすべてが本人の業務上の必要性和密接に関連することが求められているわけではないため、CPE 要件の達成によって必ずしも本人の業務品質を担保する知識やスキルの向上が保証されるわけではない。

学習内容と業務との関連性を高めるための方策としては、例えば、公認会計士が従事する業務に関連する領域の学習を求めることや公認会計士が従事する業務の類型(例えば、監査、税務、企業内会計士など)によって分野別に必要な単位数をより詳細に定めることが考えられるだろう。例えば、ニューヨーク州の公認会計士に求められる必須継続教育(MCE)制度においては、通常年間 40 時間の単位取得を求めるところ、同一の領域を集中的に学習した場合には、必要単位数を 24 時間まで軽減することによって、業務に関連する領域の学習に対してインセンティブを与えるものとなっている<sup>51</sup>。しかし、このような方法にも限界が存在する。すなわち、能力開発活動が成果をもたらすためには、学習内容やレベルなどのより詳細な部分で業務上のニーズに合致していることが必要となるが、単に学習分野を定めるだけでは個々の公認会計士の能力開発のニーズに学習内容・レベルが合致していることを必ずしも保証するものではない。

これに対して、本人の役割や責任において求められる能力と現在の能力のギャップを識

<sup>51</sup> <http://www.op.nysed.gov/prof/cpa/article149.htm#mce>

別し、ギャップの識別された領域について能力開発活動を行うことを求めるという考え方もとり得る。例えば、英国のイングランド・ウェールズ勅許会計協会（ICAEW）や勅許公認会計士協会（ACCA）におけるCPD制度は、いずれも自己の役割や責任に関連する能力に関連する活動であることを求めるものとなっている（【表3】）。

このように個々の公認会計士の能力開発のニーズに合致した内容の学習を求めるような制度とする場合には、公認会計士の能力開発活動と業務品質の向上との関係がより直接的なものになると期待できる。資格取得後の能力開発の目的を、各プロフェッショナルの専門性に応じた能力向上と位置付ける場合には、このような取扱いのほうが目的適合的といえるだろう。しかし、反面、自己の責任や業務との関連性の判断は主観的なものとならざるを得ず、法的な制度の下での客観的な検証を前提とする制度設計にはなじみにくいだろう。

### 義務履行状況の測定と立証

IES7においては、CPD要件の測定方法として、インプット方式、アウトプット方式及び両者の併用方式が挙げられている。

インプット方式とは、学習時間など能力開発のために投入した資源から能力開発活動を測定する方式であり、アウトプット方式とは、業務や活動の成果から能力開発活動を測定する方式をいう。

現行の我が国のCPE制度は、学習時間に換算した「単位」で測定するインプット方式をとっており、その履修要件は上記3(1)に示したとおりである。他の多くの国の制度も同様にインプット方式を基本としている（【表3】）。

なお、上述のIES7は、インプット方式を採用する場合には、最低限次の要件を満たすことを求めている。現行の我が国のCPE制度の測定は当該IES7の要件を満たすものとなっている。

- |                                           |
|-------------------------------------------|
| (a)直近の3年間に於いて120時間以上(このうち、60時間は検証可能であること) |
| (b)各年において20時間以上                           |
| (c)上記の要件への準拠を確認できるように学習活動の記録と測定を行うこと      |

インプット方式は、比較的客観的な測定が可能であるという利点がある。しかし、この方式において管理されるのは能力開発に投入された資源のみであり、必ずしも学習成果を保証するものではない。

一方、アウトプット方式においては、能力開発の成果による測定が行われる、インプット方式において見られるような成果との関連性に関する限界はない。しかし、ここでのアウトプットには、資格や試験の結果など客観的な測定が可能なものから評価者（上司など）による業務の評価や業務上の成果物のような客観的な測定が難しいものまで多岐にわたるため、どこまで客観的な測定や検証ができるかという問題が生じる。

IES7は、アウトプット方式を採用する場合には、次のいずれかにより能力開発の成果を

証明することが求められるとしている。

(a)適格な機関等(competent source)による客観的な検証

(b)有効な能力評価方式による測定

しかし、何が適格な機関であるか、あるいは何が有効な能力評価方式であるかなどは必ずしも明確ではなく、実際に制度として運用するとなれば検討すべき課題は多いと思われる。

また、インプット方式とアウトプット方式の併用は、両方式の長所と短所をバランスすることを可能にする。インプット方式を基本とする制度においても、研修後に理解度テストが実施されるものがあり、一部アウトプット方式の考え方を取り入れている場合がある(【表3】)。

それ以外の方式をとっている例もみられる。例えば、英国のACCAは、会員のCPDの測定方法として複数の方式を認めており、履修単位数を報告する方式(unit route)のほか、認定された雇用者での能力開発システムに依拠する方式(ACCA Approved Employer route)も選択できる。これにより、勅許会計士が十分な能力開発体制を整備・運用しているとしてあらかじめ認定を受けた雇用者で勤務する場合には、CPD要件の達成は、当該雇用者での雇用の継続を証明するだけで足りることになる<sup>52</sup>(【表3】)。

また、同じく英国のICAEWは、何を、どのように、どれだけ学習するかについて各プロフェッショナルの判断に任せる方式としている。したがって、必要な単位数も定められておらず、ただ、当該CPDの実践にあたって、“reflect(能力開発ニーズの特定)” - “act(能力開発活動)” - “impact(成果測定)” - “declare(CPD要件への準拠の申告)”のプロセスに沿って行うことのみが推奨されている<sup>53</sup>(【表3】)。

### エンフォースメント(義務不履行者への対応)

CPE/CPDが法的規制であるか、あるいは自主規制であるかに関わらず、CPE/CPDを制度として運用する場合には、義務不履行者に対する是正措置または制裁措置(エンフォースメント)が有効に機能していることが必要となる。

すなわち、CPE/CPDを資格要件の一つとして位置付ける場合には、これらのエンフォースメントは資格制度の有効性を確保するために重要となる。一方で、プロフェッションとして自主規制として運用する場合にも、エンフォースメントはプロフェッション全体として社会的信頼を維持していくために重要となる。

上記3(1)で述べたとおり、我が国の公認会計士の法定義務達成率は概ね95%以上で推移している。これを高いと見るか、低いと見るかは意見の分かれるところであろうが、義務が法定であるからには、形式上は法定義務違反者ということになる。

CPE義務の履行状況のモニタリングは、日本公認会計士協会が行うこととなっている。

<sup>52</sup> [http://www.acca.co.uk/members/cpd/cpd\\_routes/approved\\_employer](http://www.acca.co.uk/members/cpd/cpd_routes/approved_employer)

<sup>53</sup> <http://www.icaew.com/en/members/cpd/what-is-cpd>

しかし、同協会の義務不履行者に対する対応措置は履修勧告、辞退勧告等及び氏名等の公表までにとどまっている。同協会は、公認会計士の登録抹消や業務停止といった懲戒処分を行う権限を有しておらず、会則に基づいて会員の権利の一定期間会員権の停止を行うことができるものの、会員が公認会計士として行う業務を制限するものではない。また、規則上は行政処分請求なども可能ではあるが、手続上容易ではない。この点に関して、同協会は、平成24年度より、3(1)の【表1】及び【表2】に示されるCPE義務不履行者への措置・懲戒の判定基準を公表し、会員権停止や行政処分請求等を行う条件を明確化している。

上述のとおり、CPE義務の達成状況のモニタリング責任を有する組織（日本公認会計士協会）と公認会計士資格の登録及び登録抹消の権限を有する機関（公認会計士・監査審査会）が分かれていることは、モニタリングの有効性について限界を生じさせているともいえる。エンフォースメントの実効性を高めるためには、日本公認会計士協会が会員に対してより強い措置（例えば、資格の制限や取消）を発動できるように同協会の権限の強化を行うことも考えられる。

2011年4月に「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の一部として国会に提出された公認会計士法の改正案には、公認会計士が2年以上所在不明の場合には、公認会計士協会に対して資格審査会の決議に基づいて当該公認会計士の登録を抹消することを求める条文改正案が含まれていた<sup>54</sup>。当該改正案は、CPE義務違反者に対するエンフォースメントを直接に強化するものではないが、平成20年度の氏名等公表の措置対象者の75%について日本公認会計士協会はコンタクトできなかった事実などを踏まえると当該改正もCPE制度のエンフォースメントの強化に寄与するものであったと考えられる。しかし、当該改正案は、平成23年4月21日の参議院財政金融委員会での審議で当該改正規定すべてを削除する旨の修正議決がなされたうえで、同年4月27日の参議院本会議で同様に修正議決されたことから、事実上の廃案となった。

もっとも、公認会計士の登録抹消等を含む強い権限を日本公認会計士協会に与えるのであれば、同協会が自主規制機関としてプロフェッション全体の社会からの信頼の確保の見地に立って、会員の管理・監督を行っていく姿勢を示すことが重要になるだろう。

また、資格の更新制を導入することも考えられるだろう。資格更新の条件にCPE義務の履行を含めることによって、CPE義務の不履行者が公認会計士資格を名乗り続けることを排除することができるようになる。例えば、前出の米国ニューヨーク州の公認会計士の場合においては、公認会計士は3年毎のライセンスの更新時にCPE義務達成の表明が求められる。これに対して州政府会計委員会(State Board for Public Accountancy)はサンプリングベースで当該表明を裏づける証拠の確認（監査）を行い、不実の表明を行った者に対しては、資格停止や資格剥奪などの制裁措置を行いうる。

<sup>54</sup> <http://www.fsa.go.jp/common/diet/177/02/sinkyuu.pdf>

【表 3】主要国の資格取得後の継続教育の概要

| 国              | 日本                                                                                                     | 米国                                                                                                           | 英国(イングランド=ウェールズ)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 英国                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | フランス                                                                                                                                                          | ドイツ                                                                                     |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 組織             | JICPA                                                                                                  | AICPA                                                                                                        | ICAEW                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ACCA                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | CNCC/CSOEC                                                                                                                                                    | IDW                                                                                     |
| 制度の根拠          | 資格保持者全般に対する法定の制度<br>公認会計士法、公認会計士法第28条に規定する研修に関する内閣府令<br><br>なお、CPE要件の詳細は公認会計士協会が、会則、関連規則及び細則によって定めている。 | 資格保持者全般に対する法定の制度<br>各州の会計法(Accountancy Act)等<br><br>なお、CPE要件の詳細は米国公認会計士協会(AICPA)と米州政府会計委員会(NASBA)が共同で策定している。 | 法定監査従事者に対する法定の制度<br>法定監査従事者には英国2006年会社法に基づく法定の要求事項となっている。<br>(英国2006年会社法(UK Companies Act 2006)Schedule 10, Paragraph 11において、ICAEWなどの公認監督協会(Registered Supervisory Bodies)が法定監査に従事する監査人が法定監査を実施するに足る十分な水準を資質を備えていることを確保するための規則や実務を有することを求めている。)<br><br>自主規制<br>ICAEWは、法定監査に従事しているかどうかにかかわらず、定款により会員のCPD義務を定めている。 | 法定監査従事者に対する法定の制度<br>法定監査従事者には英国2006年会社法に基づく法定の要求事項となっている。<br>(英国2006年会社法(UK Companies Act 2006)Schedule 10, Paragraph 11において、ACCAなどの公認監督協会(Registered Supervisory Bodies)が法定監査に従事する監査人が法定監査を実施するに足る十分な水準を資質を備えていることを確保するための規則や実務を有することを求めている。)<br><br>自主規制<br>ACCAは、法定監査に従事しているかどうかにかかわらず、会則により会員のCPD義務を定めている。                                                                                   | 法定監査従事者に対する法定の制度<br>法定監査に従事するCNCC登録者についてはフランス商法(Code de commerce)により法定の要求事項となっている。<br><br>自主規制<br>CSOECは、法定監査に従事しているかどうかにかかわらず、倫理規則及び品質管理基準により会員のCPD義務を定めている。 | 法定の制度<br>経済監査士法(WPO) § 43, Section 2 Sentence 4                                         |
| CPE/CPDの定量的要件  | 3年間で120単位(うち職業倫理2単位)                                                                                   | 3年間で120単位                                                                                                    | 時間や形式などの要件は定められていない                                                                                                                                                                                                                                                                                              | CPDの記録・申告方法として次の4つの方法を選択できる。<br>Unit route<br>1年間で40単位(うち証明可能な単位21単位以上)<br><br>Unit route - part-time or semi-retired<br>年間業務時間が770時間以下の場合でかつ業務上の責任が所定の範囲内である場合には、非証明可能単位19単位に自己で設定した証明可能単位数を加えた年間単位数で足りる。<br>Approved employer route<br>認可雇用者(Approved employer)に雇用される者は、単位等の記録・計算を省略できる。<br>IFAC body route<br>他のIFAC会員団体の正規会員である場合には、その団体のCPD方針がIES7に準拠している限り、当該団体のCPD要件にしたがっている旨を申告することで足りる。 | 3年間で120時間                                                                                                                                                     | 1年間で40単位以上(うち20単位については講義、セミナー、ディスカッション・グループまたはそれらに準ずる活動に基づくものでなければならず、証明書を取得しなければならない)  |
| 従事する業務への関連性の要件 | 協会の自主規制(協会の細則)において、法定監査業務従事者については、1事業年度につき「監査の品質に関する研修科目」を6単位取得することを必須化している。                           | 業務別に異なるCPE要件を設けている場合がある(例:監査、会計、政府、倫理、監督上のレビュー、不正など)                                                         | 形式的な要件の定めはなく、自己の役割に必要な能力開発活動を行うことを求めている。                                                                                                                                                                                                                                                                         | 証明可能な単位は、次の要件を満たすものでなければならない<br>・自己の経歴に関連したものであること<br>・自己の業務にどのように適用したかを示すことができること<br>・学習を実施したことを証明できること                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 監査業務に従事する者は3年間で120時間のCPD時間のうち最低60時間は監査に関連するものでなければならない。                                                                                                       | 学習の内容はその者の実務に関連したもので、かつ、その専門的知識・技能を高めるものでなければならない。監査に従事する者は、監査実務を遂行するために十分な内容でなければならない。 |
| 義務達成の測定方法      | インプットベース                                                                                               | インプットベース(ただし、通信教育等については研修後に理解度のテストが実施される)                                                                    | アウトプットベース                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | インプットベース                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | インプットベース(ただし、研修後に理解度のテストが実施される)                                                                                                                               | インプットベース                                                                                |

|                                                      |                                                                                |                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                      |                                                                                   |                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 義務の達成率                                               | 97%以上                                                                          | 不明(各州の州政府会計委員会(State Board of Accountancy)がデータを有している場合がある)                                                                                                          | 96.5%(2012年の申告ベース)                                                                                                                                                                                                                                                                                                | N/A(年度によって達成率が異なるため提供できない)                                                                                           | N/A(入手不可能)                                                                        | N/A(回答なし)                                                                                                                                    |
| 義務の遵守状況のモニタリング機関/組織                                  | 日本公認会計士協会継続的専門研修制度協議会<br>(日本公認会計士協会会則による)                                      | 各州の州政府会計委員会(State Board of Accountancy)<br>(上記に加えて、AICPAはその会員の義務の遵守のモニタリングを行っている)                                                                                   | ICAEW<br>(英国2006年会社法Section 1225において、国務大臣(Secretary of State)がICAEWの同法Schedule 10, Paragraph 11の遵守義務について監視することになっている。)                                                                                                                                                                                            | ACCA<br>(英国2006年会社法Section 1225において、国務大臣(Secretary of State)がACCAの同法Schedule 10, Paragraph 11の遵守義務について監視することになっている。) | CNCC/CSOEC                                                                        | WPK(経済監査士協会)                                                                                                                                 |
| モニタリング手法                                             | 活動詳細の報告/提出                                                                     | 本人による遵守報告とその後のサンプリングでの検証<br>(各州の州政府会計委員会(State Board of Accountancy)に対して署名入りの報告書を提出することが求められる。<br>また、毎年のAICPA会員資格の更新時に会員のCPE要件を満たしていることについての言明(Affirmation)が求められる。) | 本人による遵守報告とその後のサンプリングでの検証<br>(ICAEWは会員の遵守申告に基づき、サンプルで検査を実施している。)                                                                                                                                                                                                                                                   | 本人による遵守報告とその後のサンプリングでの検証<br>(ACCAは会員の遵守申告に基づき、サンプルで検査を実施している。)                                                       | 品質管理プロセスのなかでの検証                                                                   | 研修受講証明書の提出<br>品質管理プロセスのなかでの検証                                                                                                                |
| 支援活動                                                 | CPEに適格なカンファレンスや集合研修の開催<br>CPEに適格な通信教育、オンライン教材の提供                               | CPEに適格なカンファレンスや集合研修の開催<br>CPEに適格な通信教育、オンライン教材の提供                                                                                                                    | ICAEWのCPD要件はアウトプットベースのためCPE認定コース等の提供はなく、会員に"Reflect(ニーズ特定)、Act(能力開発活動)、Impact(成果測定) and Declare(申告)"の原則に基づいて能力開発活動を行うことを推奨している。<br>しかし、ICAEWは会員のCPD活動を支援するために、例えば下記のような活動を行っている。<br>・eメールアラートの発行<br>・機関誌の発行<br>・ワークショップ・会議・セミナー・Webinar等の開催<br>・資料の提供や出版物の発行<br>・大学教員による教材の提供<br>・地域別、専門分野別会員グループ/コミュニティの組成<br>など | CPEに適格なカンファレンスや集合研修の開催<br>CPEに適格な通信教育、オンライン教材の提供                                                                     | CPEに適格なカンファレンスや集合研修の開催<br>CPEに適格な通信教育、オンライン教材の提供                                  | CPEに適格なカンファレンスや集合研修の開催<br>専門記事の提供<br>(IDWはその会員に基準等の改訂にキャッチアップしていくために専門誌のなかで提供される文献を読むことを求めている。当該文献を読むために必要となる時間は求められる研修時間を越えるものになると想定されている。) |
| 義務不履行者への是正(制裁)措置                                     | ・単位数の履修勧告<br>・監査業務の辞退勧告<br>・役員等の辞任勧告、外部委員等への推薦の除外<br>・氏名等公示<br>・会員権停止1年と行政処分請求 | 是正活動の内容は州によって異なる。一般的に反則金、観察処分、CPA資格の停止、CPA資格の剥奪や追加的CPEの要求と審査などを含み、委員会の査問により懲戒処分の内容が決定する。                                                                            | ICAEWはまず非遵守会員に対して通知を行っている。この後も非遵守が続く会員には、正式な調査や懲戒処分がなされる。                                                                                                                                                                                                                                                         | 会員資格の剥奪                                                                                                              | 特になし<br>(CPD義務不履行に対する直接的な制裁措置はないが、一般的な法令、職業基準や倫理規定違反として警告から資格剥奪までの制裁がなされる可能性がある。) | 品質管理システムへの参加証明書の取り消しや罰金の措置がなされる。                                                                                                             |
| (出所) 各国の職業団体へのアンケート調査結果を基礎として各組織のWebsite等の情報により整理・補充 |                                                                                |                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                      |                                                                                   |                                                                                                                                              |

### CPE/CPDをめぐる論点の相互関係と制度設計のオプション

公認会計士の職業的専門家としての能力が、座学による学習だけでなく、業務の実践や組織内での指導プロセス等を通じてもたらされる点を踏まえるならば、現行の我が国のCPE制度のように、学習のために要した時間による測定値(インプット)がどこまで公認会計士の能力向上の状況の代理変数として有効かどうかは議論の余地があるだろう。一方、制度の趣旨を踏まえて、自己の役割や責任から求められる能力・スキルの向上の状況(アウトプット)を質的により直接的に捉えること、あるいは、能力開発プロセス自体を評価することもある。しかし、制度としての運用を前提とする場合に、当該アプローチはその客観的運用可能性に疑問が残る。

CPE/CPD制度は、公認会計士に対する社会的な信頼を維持または向上するための制度ということができるが、その目的を達成するためのアプローチとして次の2つが考えられる。

第1にCPE/CPD制度を公認会計士としての最低限の資質要件を明確化するものと位置付けるアプローチである。この場合には、制度は法的制度としても成り立つ。このアプローチによるならば、CPE要件はどちらかといえばふるい落としのための最低限のハードルとして設定されることになる。この場合、制度の目的は、不適格者に対する是正措置の発動あるいは不適格者の排除により達成される。

一方、CPE/CPD制度を公認会計士の専門性に応じた業務品質の向上のためのものと位置付けるアプローチが考えられる。この場合、CPE/CPD要件をむしろ業務に関連した能力・スキルの目標に対する成果(アウトプット)として測定することがより目的適合的であるといえるだろう。このようなアプローチは、プロフェッションの自主規制またはそれよりも緩い取扱いがなじみやすいだろう。

なお、上述の2つのアプローチの特徴をまとめると【表4】のようになる。表では、2つのアプローチを対比的に示しているが、必ずしも二者択一というものではなく、様々な組み合わせや折衷方式が可能な場合がある。

【表4】資格取得後教育/能力開発制度に関する2つのアプローチ

| 呼称        | CPE             | CPD                             |
|-----------|-----------------|---------------------------------|
| 制度趣旨/目標水準 | 最低限の知識・技能水準の担保  | 専門性に応じた業務品質の向上                  |
| 規制の形態     | 法定              | 自主規制                            |
| 学習の方式     | 研修中心            | 研修に限らず、OJT など広く専門家としての能力開発活動を含む |
| 学習内容の決定   | 形式要件            | 業務上のニーズに基づく専門家としての判断            |
| 活動の測定     | インプット方式         | アウトプット方式またはインプット方式とアウトプット方式の併用  |
| 立証または検証   | 客観的             | プロセス思考的                         |
| 是正措置      | 資格制度の有効性を確保する視点 | プロフェッションに対する社会的信頼を維持する視点        |

現行の我が国のCPE制度は、基本的に上表の左側のアプローチをとっているものと思われるが、現在の我が国においてはいかに実効あるエンフォースメントを行うかが課題であろう。この点については、他国に見られるような資格の更新制は1つのヒントとなるかもしれない。

## (2) 監査事務所の品質管理システムの構成要素としての教育・訓練制度

### 監査事務所の品質管理システムの一環としての構成員の能力開発活動の特徴

社会的な責任の大きい監査業務に従事する監査事務所には、元来、監査の失敗から生じる訴訟リスクやレピュテーションリスクを回避するために監査業務の品質管理を行うインセンティブが存在している。また、日本公認会計士協会の品質管理レビューをはじめとする外部からの検査・レビューは、監査事務所の品質管理システムや個別監査業務の品質の評価、検証を通じて、監査事務所の教育研修制度の有効性を直接または間接に評価・検証するものとなっている。その意味においては、監査事務所の教育・訓練の結果としての監査品質について外部からのモニタリングが行われているといえる。

このような状況下にあって、監査事務所の多くは、CPE制度に対応するためというよりは、むしろ、実質的に構成員の能力やスキルを向上させることを目的として、教育研修カリキュラムを整備・運用している。監査事務所のなかには、総合的な人材育成プログラムを有している事務所もあり、プロフェッショナルの階層に応じて段階的にキャリアアップのための研修を開催するほか、業務のなかでの指導(OJT)や組織内または監査チーム内のレビューやコーチングなどを通じて、多面的に人材育成を行っている。また、人事評価の仕組み

を通じて監査事務所が能力開発の成果を捉えようとしているケースもある。一般に、監査事務所においては、研修とOJTとを組み合わせより実効性ある人材育成プログラムを運用している場合が多く、前述の広義の“CPD”または表1の右列の発想に基づいて運営されているケースが多いと考えられる。

一方、これらの活動は業務の品質を維持・向上させるための取組みの1つとして位置付けられるため、各監査事務所の置かれている状況（監査マニュアル、監査ツールのあり方や監査事務所の有しているリソース等）によって能力開発の最適なアプローチは異なり得る。より具体的には、構成員の能力向上のための取組みとしての研修を通じた学習と実務を通じた能力開発の組み合わせは、監査事務所の考え方や有するリソース等により様々なバリエーションをとり得る。したがって、主に研修時間などのインプットを中心として測定する現行の我が国のCPE要件の達成状況は、上記のような監査事務所の総合的な取り組みの一部を切り取って測定しているにすぎず、必ずしも監査事務所の人材育成活動の有効な指標とはならない場合がある。監査事務所によっては、インプット方式よりもアウトプット方式による測定のほうが適合する場合もあるだろう。実際、IES8は監査従事者の資質要件の測定方式としては、インプット方式よりもアウトプット方式のほうが優れているとしている(para.26)。

#### **監査従事者の資質維持要件に関する監査事務所のアカウンタビリティ**

また、監査報告書の利用者が、監査事務所の品質を形成する重要な要素として、事務所の構成員の教育・訓練の状況に興味をもつことは自然なことである。監査事務所のこのような取組みに関して外部者が一般に入手可能な情報としては、日本公認会計士協会のウェブサイト上の開示される上場会社監査事務所名簿記載事務所の品質管理システム概要が挙げられる。しかし、当該開示内容は紙幅の制約から要約的な情報にとどまっている。

監査事務所は、監査報告書の利用者や被監査会社等のこのようなニーズを識別したならば、自らの監査業務に対する社会からの信認を維持・向上させていくために、品質管理システムの一環としての構成員の能力開発の取組みを積極的に開示していくことが求められるだろう。開示する内容としては、人材育成に対する基本的な考え方、主要なキャリア・パスと人材育成プログラムの内容、能力開発効果の測定方針と測定指標(KPI)の状況などが考えられる。また、このような情報発信について、第三者の保証を受けて、情報に信頼性を付与することが有効な場合もある。日本公認会計士協会は、このような監査事務所のアカウンタビリティの推進役としての役割を果たすことができる立場にあるといえるだろう。

#### **(3)資格取得後専門研修の提供機関**

資格取得後教育の提供機関としては、3(3)で述べたように、多くの公認会計士にとっては会計事務所等の公認会計士の勤務先や日本公認会計士協会が中心となっていると思われる、しかし、冒頭で述べたように公認会計士として求められる知識や技能が高度化し、か

つ、多様化するなかでは、これらの提供機関の提供するコンテンツだけでは十分でない状況も想定される。

高等教育機関としての大学・大学院等は、従来、主として資格取得前教育の提供機関としての役割を担ってきたが、資格取得後教育においても役割を担うことができるのではないかと考えられる。資格取得後教育の提供機関として第一に考えられるのは、会計専門職大学院であろう。ただし、会計専門職大学院が資格取得後教育を提供するにあたっては、資格取得後のより高度な学習ニーズに対応できるようにカリキュラムや講師陣の編成の見直しが必要となる場合も出てくるだろう。

大学・大学院等は、会計専門職大学院以外にも幅広い内容の教育リソースを有しており、会計事務所や日本公認会計士協会等が研修を提供できない領域についても研修を提供できる場合がある。この場合の研修領域は、例えば、経営学、ファイナンス、統計学、IT、英語など会計以外の分野を広く含むことができる。冒頭に述べたような公認会計士に求められる知識・技能の多様化と深化を考え合わせると、むしろ、このような周辺領域について高等教育機関を利用するメリットが大きいと思われる。特に、自前ですべての研修を開発・運営することが困難な中小監査事務所にとってのメリットは大きいだろう。

## 公認会計士に対する規制

### 第6章 法制度

#### 6-1. 序

本節では、公認会計士を典型とする会計専門職に対する規制のうち、法制度を中心とした公的な規制を取り扱う。本節では、まず主要各国の法制度について概観し、次いで特に政府機関ないし独立規制機関による公認会計士等の会計専門職に対する懲戒処分を検討すると共に、主としてアメリカにおけるその処分事例を検討する。

#### 6-2. 各国法制度の概要

##### (1) 日本

周知のように、わが国においては公認会計士法という統一的に会計専門職を規制する法律が存在している。その業務については、公認会計士の独占業務が公認会計士法第2条第1項に「公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする」(いわゆる2条1項業務) および非独占業務として公認会計士法第2条第2項に「公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる」(いわゆる2条2項業務)として定められている。

ここでは、2条1項業務の内容が必ずしも明確ではない点が問題と考えられる。すなわち、同条項にいう監査には金融商品取引法上の会計監査が含まれることは明らかであるが、監査理論上は監査ではないと考えられる四半期レビューがここでいう監査証明業務に含まれると考えられること、その他の保証業務および合意された手続の位置づけが、現行公認会計士法上では必ずしも明らかとはいえないことである。

わが国の会計専門職団体である日本公認会計士協会についても、公認会計士法上に規定が置かれている。ここではその位置づけのほか、公認会計士が協会に加入することを義務づけること(第46条の2)、公認会計士の品質管理レビュー(第46条の9の2)および公認会計士・監査審査会の位置づけと会計専門職団体との関係(第35条、第46条の12)等法律上広範に規定されている。

日本公認会計士協会は、自主規制団体として品質管理レビュー、倫理規則等の設定、処分等を行っているが、近年では特に金融庁およびCPAAOBとの関係において、CPAAOBによる監査法人への立入検査の常態化、金融庁と日本公認会計士協会による処分等の重複など、特に自主規制の側面において検討すべき課題が生じているものと看取される。

## (2) アメリカ

### アメリカにおける公認会計士法制

アメリカでは、会社の設立が各州の会社法により設立され、連邦法としての会社法が存在しないのと同様に、公認会計士を規制する法制度も、州ごとに設けられる。

一方、アメリカ公認会計士協会（AICPA）は、公認会計士法のモデル法とでもいうべき Uniform Accountancy Act (UAA; 統一会計専門職法)を公表しており、多くの州がこれをモデルとして公認会計士についての規制法を設けている。このため、アメリカにおいては一定の統一が図られていると考えられる。

周知のように公認会計士となるための資格試験については、アメリカでは NASBA（全米会計士審査会協会）と AICPA が共同し、全米共通の試験を実施している。ただし、資格そのものは各州の公認会計士法に基づき、各州政府が付与することになり、その州の公認会計士となることになる。

ユタ州を例にとると、UAAに相当する法は公認会計士資格法（Certified Public Accountant Licensing Act, 58-26a）であり<sup>55</sup>、さらにこの下に施行令に相当する公認会計士資格法規則（Certified Public Accountant Licensing Act Rule, R156-26a）が定められている。

このように、基本的には会計専門職団体がそのモデルを定めた統一会計専門職法に従った形で、各州が公認会計士の資格に関する法律を定めることで、結果として全米においてほぼ同一レベルの公認会計士資格を付与する仕組みになっていることにアメリカの特色がある。

一方、わが国の金融商品取引法に相当する証券取引法制は、連邦レベルで設定されており、これが事実上アメリカの公開企業の監査に対する法制度となる。公開会社の監査を行う会計事務所については、いわゆる SOX 法により設置された PCAOB に登録され、PCAOB が連邦を通じて統一的に該当する会計事務所を監督し、検査を行う。したがって、資格そのものについてではないが、証券取引法制下において公開会社の監査を行う公認会計士に対しては、連邦法に基づく規制もかかることになる。

### 公認会計士の業務

UAA第3節(b)において、公認会計士の業務として証明(attest)が示され、これは以下の財務諸表関連業務であるとする。

#### (1) 監査基準書(SAS)に従って行われる監査および他の契約

<sup>55</sup> ユタ州の場合には、専門職の資格一般を規制する法（Division of Occupational and Professional Licensing Act）があり、公認会計士資格法もこれに従う形になる。

- (2) 会計およびレビュー業務の基準についてのステートメント(SSARS)に従って行われる財務諸表のレビュー
- (3) アテステーション契約の基準についてのステートメント(SSAE)に従って行われる予測財務情報の検証
- (4) PCAOBの基準に従って行われる契約

これらの証明業務は、公認会計士の資格者のみが法的適格性を持って行えるものとされる（UAA第6節(a)）。

その上で、UAA第7節(a)(1)において、公認会計士事務所(CPA firm)は以下の業務を行う場合には許可が必要であるとする。

- (A) 当州内にオフィスを持ち上記の証明を行う事務所
- (B) 当州内にオフィスを持ち「公認会計士」または「公認会計士事務所」の称号を用いる事務所
- (C) 当州内にオフィスを持たないが、クライアントが当州に本社を持つクライアントに上記(1), (3), (4)の証明業務を行う事務所

ここでユタ州を例に検討すると、UAA第3節(b)に対応するユタ州の公認会計士資格法第102条(3)(a)は、「『証明およびアテステーション契約』は、以下のあらゆる財務諸表業務を指す」とし、UAAが「証明」として示していることを若干変更しているが、その内容(定義)はUAAの「証明」と全く同じ文言となっている。

アメリカにおいては、公認会計士の行う業務として上記のようにわが国の公認会計士法第2条1項の業務に比べると広範な「証明」業務が挙げられていることが特徴である。さらに、会計事務所がこれら業務を行う際には、各州政府の「許可」が必要であることを求めているが、アメリカの公認会計士資格が更新制であることと関連している。すなわち、更新にあたってはその更新料等の費用が必要であり、これは各州の収入となる。会計事務所においても、登録等の手続を通じて上記の「許可」を得ることになり、これも各州の収入となることになる。

#### 資格の更新とその要件（CPE およびピア・レビュー）

アメリカの公認会計士資格の特徴として、更新制を取っていることがある。UAA第6節(b)では、3年を超えない期間において資格が更新されねばならないことを定めている。一方、ユタ州の場合にはこの期間が2年を超えない期間と定められており（公認会計士資格法規則303条(1)）UAAよりも短い設定となっている。このことはUAAの上記条文のコメント(注釈)でも意識されており、すなわち、条文で3年を超えない、としているのは、(各州の)法によっては、1年の更新ではなく2年ないし3年の更新を意図していることを反映したものであるとする。この年数については、更新の条件と関係がある。

すなわち、更新の条件の1つとされるのが継続的研修教育（CPE）である。UAA第6節(d)は、更新の条件としてCPEに参加することを求めている。ただし、（各州の）審議会<sup>56</sup>の定めにより、監査・会計業務を行わない者については、CPEプログラムに参加しなくてもよい例外を設けることもでき、その際には、該当する公認会計士は、名刺等に付す資格称号として、公認会計士(CPA)または公共会計士(PA)の前に”inactive”と付さなければならないとしている。

具体的なCPEについては、UAAは上記第6節(d)のコメントにおいて、NASBAとAICPAが共同で示しているCPEプログラムを参考にすることを示している。

また、UAA第6節(j)では、（各州）審議会は3年以内の頻度でピア・レビュー等の他者による検証を受けることを資格更新の条件とすることができることを定めている。ここで3年以内とされているのは、上記のようにUAAの規定では資格更新が3年ごとであることが念頭に置かれているためである。

ピア・レビューの内容については、UAA第7節(h)において、事務所内で証明および調製業務を監督する責任があり、事務所を代表して財務諸表に対する会計士の報告書に署名または署名させる権限のある者が、法定された法的適格性要件を満たしているかの検証を含まねばならない、としているのみで、具体的な定めはない。

さて、ユタ州の例を見ると、継続教育とピア・レビューの両方を満たすことが資格更新の条件となっている（公認会計士資格法規則第303条(2)）。このうち、継続教育（continuing education: CE）については、2年間に80時間を受けねばならないとしている（公認会計士資格法規則第304条(1)）。ユタ州の例で理解されるように、公認会計士に求められるCPEの分量およびそれを満たさねばならない期間は、資格更新の期間に依拠して連動することになる。

ところで、ユタ州には資格保有者が60歳を超えた後の更新の際に「名誉公認会計士」に移行できる規定も設けられており（公認会計士資格法第307条(1)(a)(i)）。この規定を適用して名誉公認会計士となった者は名誉公認会計士登録の間は公共会計実務を行えないものとしている（同条(1)(c)）。自己申告に基づくものとはいえ、責任ある監査証明業務からの一種の「定年規定」といえるものであり、かかる規定が州の判断によって置かれていることになる。

### 公認会計士業務と自主規制

上記のように、アメリカでは公認会計士の資格の管理、およびその業務の範囲について、各州法の定めによりその根拠を持っている。その意味では、これらが公的な規制の下にあるということになる。

一方で、これらの法規制の源泉には、職業団体が作成したモデル法があり、事実上、各

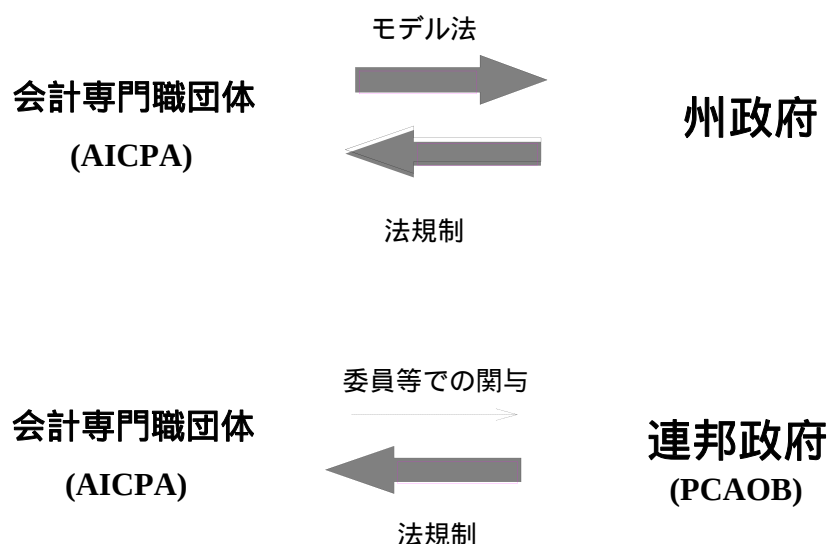
<sup>56</sup> ここでの「審議会」は、各州において公認会計士を規制する各種の州政府団体を指し、州により様々に読み替えられる。

州の法制はこれをもとにして作成されることで連邦としての一定の統一性を確保している。すなわち、自主規制を行う職業団体が、法的規制のモデルを準備し、それが現に使われているということであり、広く言えば、自主規制がおこなわれているとも考えられる。

自主規制団体が行うCPEやピア・レビューも、各州の法の中で規定され、それは資格の更新の際の条件とされて実効性が担保されていることになる。これらも、そもそもは自主規制団体が用意したモデル法の中で示されているものである。

これらを鑑みると、専門職団体の自主規制は、一見すると法規制の中で限定されているように見えるが、一方でその法規制の源泉が専門職団体にあることが明らかであることからすれば、いわば州法の力を利用して強力な自主規制を行っているともみることができる。

[図1] アメリカ会計専門職と連邦・州政府との法規制関係



一方で、アメリカの公認会計士は連邦法の規制も受ける。ここでは、州法との間に見られた、州法を通じての自主規制、という関係はみられない。PCAOBは、公開会社の監査に携わる公認会計士、会計事務所に対して、必ずしも専門職団体の意思に拠らない規制をかけることになり、これは専門職団体の自主規制の枠を大きく変えるものとなっていると考えられる。

### (3) イギリス

#### イギリス会社法に基づく監査

イギリスは、会計専門職を法によって規制することをせず、会計専門職が所属する団体の自主規制による方法をとっている。したがって、わが国やアメリカ各州におけるような

「公認会計士法」に相当する法はない<sup>57</sup>。

イギリスでは、会社法 (Companies Act: CA) に基づき、株式会社は、公開会社 (Public Limited Company; PLC) でない小会社、休眠会社、公的部門の監査を受ける非営利企業を除き 1 人以上の会計監査人 (auditor) による監査が義務づけられている (2006 年会社法 (以下 CA とする) 第 475 条)。

会社法によれば、会計監査人は、法定会計監査人 (statutory auditor) である。法定会計監査人とは、前述の会計監査人以外に、各種組合企業等会社法以外の法律等によって監査が求められている組織の監査人を含む広範な監査人の概念である (CA 第 1210 条)。法定会計監査人として適格性を有するのは、(a) 個人及び事務所、または、(b) 会計検査院院長等であり<sup>58</sup> (CA 第 1211 条)、このうち (a) については、認定監督団体 (recognized supervisory body; RSB) の会員であり、その団体の定める規則により任命の適格要件を満たす者でなければならない (CA 第 1212 条)。ここで認定監督団体とは、具体的にはイングランド・ウェールズ、スコットランド、アイルランドの 3 勅許会計士協会 (ICAEW、ICAS および ICAI) と、公認会計士勅許協会 (Chartered Association of Certified Accountants; ACCA)、公認会計士協会 (Association of Authorised Public Accountants; AAPA) の 5 団体である<sup>59</sup>。すなわちここに、勅許会計士を主とするイギリスの会計専門職が公開企業の監査を行う法的根拠があることになる<sup>60</sup>。

#### 専門職団体の権限と義務に関する法律規定

前記の会計専門職団体は、その入会をもって会計士としての「資格」を付与する。会計監査人であるためには、認可資格付与団体 (recognized qualifying body; RQB) から資格を付与され、かつ前述の認定監督団体に所属する必要がある。ここで RQB とは、前節で述べた RSB のうち ICAEW、ICAS、ICAI、ACCA の 4 団体と、国際会計士協会 (Association of International Accountants; AIA)、勅許公共財務会計士協会 (Chartered Institute of Public Finance and Accountancy; CIPFA) の計 6 団体である。会計監査人として公開企業の監査を行うためには、RQB から資格を得て RSB に所属する必要がある。したがって、ICAEW 等の前者 4 団体の会員は、その付与された資格をもって会社法上の会計監査人となり得るが、AIA および CIPFA から資格を付与された者は、RSB である ACCA の会員にならなければ会計監査人とはなれないことになる。

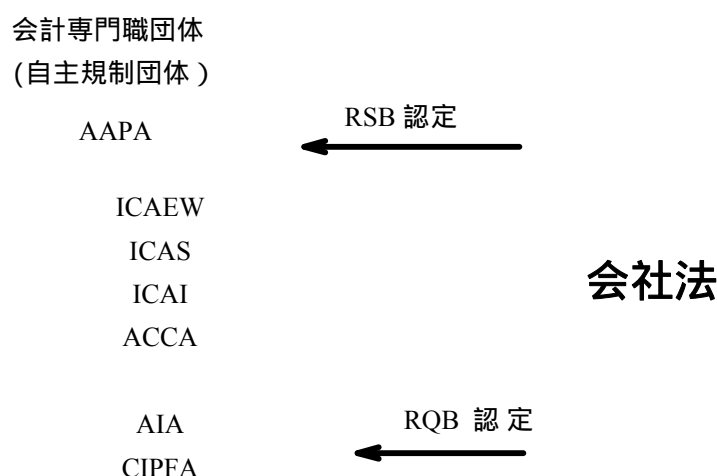
<sup>57</sup> ただし、イギリスにおいても歴史的には会計士を法的に規制しようとする動向がなかったわけではない (原 (1993))。

<sup>58</sup> 会計検査院院長等が法定会計監査人となりうるのは、公的部門の組織の監査にあたってその監査人となることが想定されていることが主たる理由である。

<sup>59</sup> AAPA は、現在は AACA の下部組織に置かれており、したがって実質的には 4 団体である。

<sup>60</sup> 5 団体のうち、AACA (および AAPA) は後述の認可資格認定団体ではないため、その会員であることがただちに会計監査人となる要件を満たすことにはならない。

図2 イギリス会計専門職と会社法



資格付与のための要件は、各 RQB が決めることになり、先述の CA 第 1212 条において当該団体が定める資格認定のための規則に従うことを求めるほかに法的な規制はない。

しかしながら、会社法は、会計専門職団体の権利と義務について一定の規定を置いている。すなわち、各 RQB はその会員に適用される規則を持つが、その規則には、(a)資格のための教育過程への参加の許可又は取り消し、(b)資格の付与または剥奪、(c)実務訓練を実施する目的である者を承認又はその承認を取り消すこと、を含むとする(CA 第 1220 条(2))。

また、RSB および RQB は国務大臣の通知に応じて国務大臣に対して情報を提供する義務を負い(CA 第 1223 条) 団体の規則違反(たとえば、認可監督団体としての要件を満たさなくなった等)がある場合に、国務大臣に裁判所への申し立てや当該団体への命令の権限を与えている(CA 第 1225 条)。

これらを総合すると、会社法により、特定の会計専門職団体が公開会社の監査を行うことを規定し、そのための監督権限を大臣に付与しているものの、具体的な資格の付与やその要件等は広く当該団体の自主規制に委ねている。会社法上、上記の CA 第 1220 条に見るように、団体が定める資格に関する教育の規則に関わる条文もあり、すなわちこれらの規定の設定を団体に求めたものとなっているが、具体性はなく、やはり各団体に委ねられたものとなっている。

#### FRC・FOB による監査の監督

わが国の公認会計士・監査審査会(CPAAOB)、アメリカの PCAOB に相当するイギリスの機関が FRC (Financial Reporting Council; 財務報告評議会)である。FRC は、イギリスの民間会計基準設定機関である ASB (Accounting Standard Board; 会計基準審議会)の

上位団体であり、ASB の資金援助、指導・監督団体である。FRC の下には、ASB 以外にもいくつかの機関が置かれているが、その一つであり監査監督機関として活動するのが FOB である。

前節で述べたように、RSB と RQB は自主規制団体であるものの、会社法上に位置づけられた公開会社の監査に関わる団体であることから FOB の監督を受けることになる。

### 6-3. 日米英の比較

本節で見たように、わが国の会計専門職団体(日本公認会計士協会)に対する法制度、公的機関の関わりを、アメリカおよびイギリスの状況と比較した場合には基本的なスタンスの相違がみられる。

第一に、法的な規制としては、わが国の場合には公認会計士法という国による法律によって会計専門職の資格、位置づけ、業務範囲等が基本的に定められている。対してアメリカにおいては連邦法の形ではではなく、州法の規定に任されている。しかもそのモデル法に相当するものが、アメリカ公認会計士協会によって策定されており、各州法は事実上これをモデルとしたものになっている。したがって、州法による規制という形式を取っているものの、会計専門職の業務範囲等その位置づけについては、会計専門職団体による自主規制に実質的には委ねられていると考えられる。

一方、イギリスにおいては、会社法ではより包括的な規定が定められるにとどまり、会計専門職団体の広範な自主規制に任されている。すなわち、会社法では、多くの会計専門職団体のうち、自主規制を行い、専門職としての十分な資格を付与しうると考えられる団体を RQB として、公開会社の監査を行うための自主規制を行いうると考えられる団体を RSB として認定するものの、具体的なその内容については各団体の自主規制に委ねられているのである。ただし、十分な自主規制がなされていないと判断される場合には、RQB ないし RSB と認定されなくなりうるわけであり、その点での権限の留保がなされている点には留意が必要であろう。ただし、EU 諸国との会計専門職資格の統合化、相互承認化に関わり、イギリスにおいても 2006 年会社法にみられるように会計専門職に関する規定が細くなる傾向にある。

第二に、公開会社の監査を行う会計専門職に対しては、別途主として公的機関、独立第三者機関等による監査品質の監視が行われる傾向があり、これは日本(CPAAOB)、アメリカ(PCAOB)、イギリス(FOB)を通じて共通している。これは周知のように、エンロン・ワールドコム事件以降アメリカをはじめとして各国で制度化される傾向にある。もっとも、その機関の位置づけ(第三者機関か、政府機関か)、会計専門職団体の自主規制との関係には異なる点もあり、今後これらについては、世界的な共通化が進む可能性があると考えられる。

## 6-4. 主要各国の政府機関等による懲戒制度<sup>\*61</sup>

### (1) アメリカ

#### SEC

アメリカにおける会計専門職（公認会計士）に対する政府規制機関は SEC（証券取引委員会）である。SEC は、公認会計士に対して、業務停止、譴責、違法行為の停止命令、業務改善命令、関連業務の一時または無期限差止命令の申立、および民事制裁金を課すことができる。これらは、SEC の懲戒規則 Rule 2(e)に基づいて行われる。

#### PCAOB

いわゆるサーベインズ・オックスリー法（SOX 法）により 2002 年に設置された PCAOB（公開会社会計監督委員会）は SEC の監督下にある非営利法人であり、監査事務所等に対する調査および懲戒の権限を持つ。PCAOB は、公認会計士の登録の一時停止及び抹消、他の監査事務所への就業禁止、業務停止、譴責、専門職教育・訓練等の命令、民事制裁金、PCAOB 規則に定めるその他の処分を行う。

### (2) イギリス

FRC（Financial Reporting Council:財務報告評議会）は民間の独立機関であるが、もともとは会計専門職団体が設立した組織であり、したがって、専門職による自主規制機関としての性格を持つものと考えられる。しかしながら、1989 年以降の改革により、学界、産業界等の各界の代表者が参加する組織として独立第三者機関的な色彩を強めている。ただし、政府機関の人的関与は薄く、公的な機関という性格は必ずしも強くはない。FRC が担当する会計専門職団体は、ICAEW（Institute of Chartered Accountants in England and Wales：イングランド・ウェールズ勅許会計士協会）、CIMA（Chartered Institute of Management Accountants：管理会計士勅許協会）、CIPFA（Chartered Institute of Public Finance and Accountancy：公財務会計士勅許協会）、ICAI（Institute of Chartered Accountants in Ireland：アイルランド勅許会計士協会）、ACCA（Association of Chartered Certified Accountants：勅許公認会計士協会）、ICAS（Institute of Chartered Accountants of Scotland：スコットランド勅許会計士協会）である<sup>\*62</sup>。

FRC の下に置かれた AADB（Accountancy and Actuarial Discipline Board：会計士・

---

<sup>\*61</sup>以下、概略については金融庁金融審議会公認会計士制度部会資料「諸外国の監査法人制度等の比較」([www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/kounin/siryou/20060529/04.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kounin/siryou/20060529/04.pdf))を参照(最終参照日：2012 年 12 月 23 日)。

<sup>\*62</sup> FRC は保険数理士も規制の対象とするため、会計専門職以外では IFA(Institute and Faculty of Actuaries：保険数理人協会)も対象団体となる。

保険数理人懲戒審議会)が会計専門職に対する懲戒処分権を有していた。その処分は、監査事務所等へに対する開業登録抹消、業務停止、嚴重戒告、戒告、課徴金である。2012年10月から、FRCの機構改正に伴い、AADBの権限は行為委員会(Conduct Committee)に移された<sup>\*63</sup>。ただし、AADBはそれ以前の事案について管理するものとして残されている。行為委員会にはその下部委員会として事例管理委員会(Case Management Committee)が置かれ、この委員会が懲戒事例の取り扱いに対して助言を行う。

### (3) フランス

AMF(Autorité des marchés financiers:金融市場庁)が、上場会社の監査を実施する監査事務所に対する、業務停止、戒告、罰金(150万ユーロ又は不正利得の10倍のいずれか大きな額以下)の処分権限を持つ。

## 6-5. SECによる懲戒事例

ここでは、以下政府機関等による懲戒の事例として、いくつかのアメリカの事例を取り上げる。まず本節では、SECによるものを数例取り上げる。

### (1) Savin 社<sup>\*64</sup>

Savin社は複写機販売の、ニューヨーク証券取引所およびパシフィック証券取引所上場企業である。同社の監査はCoopers & Lybrand事務所であり、1981年から84年まで、同事務所のCheckosky(以下C氏)およびAldrich(以下A氏)公認会計士(いずれも事務所のパートナー)が担当していた。このうちC氏は事務所の統括責任者(engagement partner)として監査計画の立案、実施等の責任者の立場にあり、A氏はC氏の下で監査担当マネージャー(audit manager)としてSavin社監査の指揮を執っていた。

1970年代末から、Savin社は複写機の自社製造に乗り出し、この結果多額の費用の計上が必要となった。同社は利益の減少を避けるために、これらの費用を資本化して資産計上の上、繰延経理を行おうとした。しかし、研究開発費の資産計上は会計基準上認められていない。そこで、同社は1980年に製品は完成したとし、C氏はA氏と相談の上、研究開発段階は終了し本格生産段階に入ったため、上記費用は生産開始費として棚卸資産の原価に参入する社の会計処理を認めた。ところがその後、製品に重大な欠陥が見つかり、結局は1985年に製品開発は断念される。

---

<sup>\*63</sup> 2012年12月現在、同委員会の委員長は、事務弁護士のFleck氏である。

<sup>\*64</sup> SECの処分については、<http://www.sec.gov/litigation/opinions/3438183.txt> (最終参照日:2012年12月23日)参照。また解説として、Coppolino(1995)、西山芳喜(1996)参照。

この間、1981年から83年までの監査報告書は無限定適正意見が表明されており、84年には製品開発の遅れを認めて不適正意見が表明されている。

SECは、1987年にC、Aの両公認会計士が(Rule 2(e)(1)(ii))を行ったとして5年間の業務停止の懲戒処分とした。

これに対して、両会計士は不服申立てをSECに対して行ったが却下、このためコロンビア特別区巡回区連邦控訴裁判所に対してSECの懲戒処分の審査を申請した。同裁判所は、1994年、「不適切な専門職の行為」の解釈についてSECにより適切な説明を行わせることとしてSECに差し戻した。

本事例は、処分事例としては上記のように典型的ともいえるが、SECによる責任認定基準が必ずしも明確ではなく、裁判所がそれを明確化すべきとSECに示したことに特色がある(西山(1996)、387頁)。

## (2) AIG<sup>\*65</sup>

AIG (American International Group, Inc.) は、ニューヨーク証券取引所上場の保険会社グループである。2001年、同社は特別目的組合(SPE)を利用した新商品を開発した。すでに、エンロン事件等で明らかなように、SPEは一定の要件を満たした場合には連結対象外となる。これを利用した、財務諸表から資産、負債等を「外す」ことを可能にするサービスである。エンロンのように、大規模会社で自社内でSPEを運用できる会社は少なく、このためAIGはそのような会社に向けてサービスを展開することを考えたものである。この際、その信頼度を上げるために、この分野の専門家としてErnst & Young会計事務所(E&Y)のパートナーであるJoseph公認会計士(以下J氏とする)を雇った。J氏は、監査基準書(SAS)50号に従い、会社に対して非連結の会計手続について「会計基準の適用に関する報告書」の作成を求めている。

AIGのこのサービスに最初に関心を示したのは銀行グループのPNCフィナンシャルサービスグループであり、同社は自社の監査人にこの商品が会計基準上問題がないか検討させたが、PNCの監査人もE&Yであり、専門的知見をJ氏に尋ねていた。J氏は、AIGが作成した報告書を示して、問題がないと説明している。この結果、2001年にPNCは1億ドルの不良債権をAIGが造ったSPEに移転した。これは最終的に2億700万ドルに膨らむが、この時点でJ氏と連邦準備制度、(FRB)との意見が異なり、FRBは2002年にPNCに対して上述の不良債権を本体に戻し連結財務諸表に計上するよう命じた。

この結果、SECが本件を調査することとなり、SECは上記取引がGAAPに合致していないとした。外部SPEには少なくとも3%の出資が必要だが、PNCはそれをしておらず、

---

\* 65 本事例は、SEC Accounting and Auditing Enforcement Release No. 2523 (<http://www.sec.gov/litigation/admin/2006/33-8759.pdf>; 最終参照日:2012年12月23日) および Knapp(2011), pp.301-204 に基づいている。

出資はAIGのみがしていたためである。

SECは、J氏に対して、公開会社監査への関与禁止3年の懲戒処分を課している。これは、同氏がAIGの商品がGAAPに合致していないと認識していたとし、SAS50号に基づく文書を利用して勧誘にあたると共に、同時にPNGの監査にも関わることで利益相反にもあたるとしたものである。また、E&Yには独立性違反から罰金160万ドルが課された。さらにE&Yは、PNGに関連した代表訴訟において900万ドルの支払いにも応じている。

AIGは1億2,600万ドルの罰金・賠償金の支払いに応じ、PNGも行政訴訟の結果1億1,500万ドルを支払っている。

本事例は、エンロン事件以降に発生したSPEを利用した会計処理に関わる事例であること、そこでの公認会計士の判断がFRB、SEC等の政府機関からは認められなかったことが特徴的である。SECが認めるように、J氏の判断が意図的に会計基準に違反するものであったかどうかは判断できないが、少なくとも商品の販売元の推奨者と顧客の監査人が事実上同一と見なされたことはポイントとしてあげておくべきであろうと思われる。

#### 6-6. PCAOBによる懲戒事例:Ligand製薬<sup>\*66</sup>

Ligand製薬は、サンディエゴに本社を置くNASDAQ上場企業である。同社の監査はDeloitte & Touche事務所であり、Fazio公認会計士(以下F氏)が統括責任者であった。F氏は事務所内で「ハイテクノロジーグループ」に所属しており、バイオテクノロジー、R&Dを標榜する若い企業であるLigand製薬には適していると考えられていた。同社は鎮痛剤、ガン治療薬等を製造しており、将来予想の良さから2003年には1株あたり4ドルの株価は2004年には約24ドルにまで上がった。

事務所が求めている契約リスクの評価について、F氏は3段階中中位の「通常よりやや高い」とした。これはLigand製薬の返品リスクを加味したためであった。同社は3社の仲卸業者を通じて製品を販売していたが、この3社には売れ残った商品の返品が認められていたためである。したがって、Ligand製薬は期末に引当金の計上を求められていた。

2003年度の財務諸表の監査にあっていた2004年には、同社の製品サイクルはきわめて短期的になっており、このため、監査人はその返品率のデータを得にくくなっており、また3社の仲卸業者はしばしばLigand製薬に対するデータの報告を適時に行っていなかった。このため、2003年度に返品率がきわめて過少に見積もられることとなったのである。F氏はこのデータの問題、返品率の予測が難しくなっていることを認識していたが、2003年度の監査は無限定適正意見を表明した。この時期、F氏は他の事案も含めて、複雑かつリスク

---

<sup>\*66</sup>本事例は、PCAOB Release No.105-2007-005

([http://pcaobus.org/Enforcement/Decisions/Documents/12-10\\_Deloitte.pdf](http://pcaobus.org/Enforcement/Decisions/Documents/12-10_Deloitte.pdf) : 最終参照日 : 2012年12月23日) PCAOB News Release

([http://pcaobus.org/News/Releases/Pages/12102007\\_DisciplinaryOrders.aspx](http://pcaobus.org/News/Releases/Pages/12102007_DisciplinaryOrders.aspx) : 最終参照日 : 2012年12月23日) および、Knapp(2011), pp.353-358に基づいている。

のある監査に従事する能力に欠けるとして事務所内で検討されていたが、実際に事務所が F 氏を監査業務から外したのは 2004 年 8 月になってであった。2008 年には、Ligand 製薬の株価は 1 株あたり 1.5 ドル以下であった。

次年度の第一四半期に入り、2003 年度の返品率が過少評価されている事実がわかり、また 2004 年度も 2003 年度に出荷した製品の返品が多数に上ることが予想されたが、F 氏は 2003 年度の財務諸表の修正を会社に求めなかった。2005 年に同社は、後任監査人の BOD Seidman 事務所の指摘（重大な誤謬）に従い、2002 年、2003 年度と 2004 年第一四半期の財務諸表を修正した。この結果、2003 年度の営業損失は 250%増となった。

2007 年 10 月、PCAOB は F 氏に対して 2003 年度の上記監査に関連して、PCAOB 登録監査事務所への 2 年間の就業禁止を命じた。その理由は、製品売上、Ligand 製薬の返品予測能力、返品率の過少評価に関して適切な監査手続をとらなかったこと、正当な注意及び職業的懐疑心を欠いていたこと、である。また、Deloitte & Touche 事務所に対しては、譴責および民事制裁金 100 万ドルとした。F 氏の能力について疑念が持たれていたにもかかわらず、氏を業務から外すのが遅れ、2003 年度の監査意見を表明させてしまったことがその理由である。

本事例は、PCAOB により 4 大事務所に対してなされた初めての処分事例である。基本的には、監査業務にその能力に欠ける監査人が就いたために起こった事例であるが、かかる者を監査業務から外すのが遅れたことを理由に監査事務所も処分されたところに特徴を見ることができる事例である。

なお、Medicis Pharmaceutical Corp.という製薬会社における返品調整引当金の予測の誤りという同様の事例<sup>\*67</sup>で、2012 年 2 月に Ernst & Young 会計事務所と、公認会計士 4 名が処分されている。この事例では、Ernst & Young 事務所と 2 名の公認会計士に対して譴責、1 名の公認会計士に PCAOB 登録監査事務所への 2 年間、1 名の公認会計士に同 1 年間の就業禁止が課された。また Ernst & Young 事務所に対しては 200 万ドル、1 名の公認会計士に 5 万ドル、2 名の公認会計士にそれぞれ 2 万 5 千ドルの民事制裁金が課されている。

このほか、4 大監査事務所に対する処分としては、2011 年における Price Waterhouse 会計事務所に対するものがある<sup>\*68</sup>。これは同事務所のインド（パンガロールおよびカルカタ等の関連 5 事務所が含まれる。以下 PW India という）の事務所に係るものであり、同事務所が監査を行っていた Satyam Computer Services 社の粉飾決算の看過の事例である。ここでは、PW India に対する譴責、業務等の部分停止（6 ヶ月間の新規顧客契約禁止を含む）専門的教育・訓練の追加等と、民事制裁金 150 万ドルが課されている。

---

\*67 PCAOB Release No.105-2012-001

([http://pcaobus.org/Enforcement/Decisions/Documents/Ernst\\_Young.pdf](http://pcaobus.org/Enforcement/Decisions/Documents/Ernst_Young.pdf): 最終参照日: 2012 年 12 月 23 日)

\*68 PCAOB Release No.105-2011-002

([http://pcaobus.org/Enforcement/Decisions/Documents/PW\\_India.pdf](http://pcaobus.org/Enforcement/Decisions/Documents/PW_India.pdf): 最終参照日: 2012 年 12 月 23 日)

## 6-7. 小括

公認会計士等の会計専門職に対する規制には法規制を典型とする公的規制と自主規制とがあるが、そのバランス、組み合わせや位置づけの軽重は国によりばらつきがある。一般的に言って、欧州大陸諸国は法的規制が、英米系法体系を持つ諸国は自主規制が強い傾向があるといわれてきたが、その傾向は近年変化してきているといえる。

すなわち、エンロン事件の発覚とその後のサーベインズ・オックスリー法の成立を通じて、アメリカにおいては会計専門職団体（AICPA）が持っていた自主規制権限が独立第三者団体である PCAOB に移され、端的には公認会計士に対する懲戒権限が移管された。この結果、SEC による懲戒とあわせて、アメリカでは2重の公的懲戒制度を持つことになっている。また、イギリスにおいては、従前の自主規制権が、職業団体主導ではあるもののいわゆる第三者団体である FRC に移されてきた。

このように、公認会計士等の会計専門職に対する規制は、世界的にも自主規制からより公的、法的規制を強める傾向にある。

にもかかわらず、かかる傾向は会計専門職にとっては決して望ましいことではないと考えられる。

会計専門職が自主規制権を持ち、なかんずく自主的な懲戒権限を有することは、会計専門職が社会的独立性を持つことの証左である。裏を返せば、会計専門職に対する法的規制が強まることは、会計専門職に対する社会的独立性に疑義が呈されていることを意味し、これはひいては会計専門職の倫理観への疑問、会計専門職が行う専門業務の必要性への疑問にもつながりかねない。

公認会計士制度が成立して65年を経たわが国は、世界的に見ればその歴史は決して長いとはいえない。わが国では、伝統的に公的部門が主導した制度設計がなされ、公認会計士に対する規制もその例に漏れないが、一方で、本節でも見たように公認会計士法の内容は日本公認会計士協会による自主規制を基本とし、公的規制はそれを支持するものと考えられる。比較的歴史が浅いわが国の場合であればこそ、その将来性を鑑みたときに公的規制が強まることは避けられねばならない。そのことはとりもなおさず、自主規制の重要性を意味するものであり、日本公認会計士協会による自主規制の充実が求められることになる。

## 参考文献

- Coppolino, M. (1995) "Checkosky, Rule 2(E) and the Auditor: How Should the Securities and Exchange Commission Define its Standard of Improper Professional Conduct?", *Fordham Law Review*, 63(6), pp.2227-2270.
- Knapp, M. (2011) *Contemporary Auditing: Real Issues and Cases*, 9th ed., South-Western.
- 井戸一元(2001)「イギリスの財務報告」『豊橋創造大学短期大学部研究紀要』第18号、39-67号。
- 西山芳喜(1996)「Checkosky v. SEC, 23 F. 3d 452 (D.C. Cir. 1994—上場会社の財務諸表監査を担当した会計士に対する SEC の懲戒規則 ( Rule 2(e) ) の適用につき、SEC はその有責性の基準を明確に説明すべきであるとして原審に差し戻された事例—」『アメリカ法』1996(2) 383-390 頁。
- 原征士(1993)「イギリスにおける職業的会計士規制の動向—1946年会計士法案をめぐって—」『経営志林』第29巻第4号、67-71頁。
- (2004)「イギリスにおける職業的会計士規制の展開—1950年会計士法案をめぐって—」『三田商学研究』第47巻第1号、31-49頁。
- 本間美奈子、中村信男(2009)「イギリス2006年会社法( 6 )」『比較法学』第43巻第2号、305-343頁。
- (2010)「イギリス2006年会社法( 8 )」『比較法学』第44巻第1号、233-272頁。
- 盛田良久(1983)「会計士の処分と SEC—実務規則 2(e)の研究と適用の分析」『産業経理』43(3)、84-95 頁。

## 第7章 自主規制

### 7-1. はじめに

#### (1) 会計プロフェッションにおける自主規制

本章の目的は、会計プロフェッションの職業団体による自主規制のあり方について、現存する主要国をモデルとし、わが国がとりうる制度オプションを提示するとともに、それらの比較検討を行うことにある。自主規制における核は当然のことながら、その「自主性（自律性）」である。このためには、自主規制団体自らが規制の「目的」を明確化し、その目的を達成するために必要な規制の「深さ」と「広さ」をデザインし、それを実現させるための「選択肢（オプション）」を検討することが求められるだろう。本章はその材料を提供することを目的としたものである。

第1章でも論じられているように、一般的に言えば、プロフェッションとは、特定の称号を用いて、他人の求めに応じて報酬を得て、高度の学識と熟練に基礎づけられた専門業務の提供を、しばしば独占的に行うことが社会的に認められた職業である（鳥羽・川北、2001、4頁）。こうしたプロフェッションにとって、自らを律すること（自主規制）は、特定のプロフェッションが公共性の非常に高い業務を独占的に遂行する権利を享受することの、いわば対価として求められた社会的義務であり責任である。一方、自主規制には、社会からプロフェッションに対して一方的な規制がかけられることを未然に防止し、むしろ自分たちの行為を自身で律することによって、社会に対する主体的な働きかけを可能にするものでもある（鳥羽・川北、2001、12・13頁）。すなわち、プロフェッションの自主規制は、公益の確保とプロフェッションの主体性の確保という二つの側面をもっている。

会計プロフェッションの自主規制団体である会計士協会は、会員である公認会計士の能力を維持・向上させるとともに、職業専門家としてしかるべき行動をとっているかを監視し、必要に応じて厳しい処分を自ら行わなければならない。しかしながら現在、主要国では会計プロフェッションの自主規制がその役割の一部を法規制に取って代われ、あるいは法規制に取り込まれる、という現象がみられる。そこで本中間報告では、会計士協会による会員に対する監視（モニタリング）活動に焦点をあて、自主規制のあり方について検討する。

#### (2) 目的と構成

本稿の構成は次の通りである。第2節では、アメリカ、カナダ、日本、EU諸国（イギリス、フランス、ドイツ）の自主規制団体が行う品質管理活動と懲戒処分の概要を検討する。第3節では、自主規制と法規制の効果を明らかにするため、当該領域において豊富な研究成果のあるアメリカにおける品質管理を対象とした実証研究をレビューする。第4節では、前節までの検討を基礎として、主要国の品質管理の仕組みを制度オプションとして分類し、

それらの特徴を比較する。最後に、第5節と第6節ではわが国がとりうるオプションとその移行へ向けた問題について検討する。

## 7-2. 各国における自主規制の概要

本節では、アメリカ、カナダ、日本、EU諸国（イギリス、フランス、ドイツ）の自主規制団体が行う品質管理と懲戒処分概要を検討する。品質管理（Quality Control）には、監査事務所内の品質管理と自主規制団体が行う品質管理とがある。このうち、自主規制団体が行う品質管理は、会員である監査事務所の監査の質的水準を維持・向上させ、もって監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的としている。また、自主規制としての品質管理は、摘発や懲戒を目的としたものではなく、指導的性格をもつものであるといえる。

このことから、自主規制団体である会計士協会では、仮に、会員が職業行為基準に違反した行動をとったことをもって懲戒処分を行う場合にも、罰金や会員資格の停止という制裁措置ではなく、品質管理システムの整備／運用に関する助言や専門職業教育コースの受講、再検査、継続的なモニタリングの実施など会員の監査の質を底上げすることに重点が置かれることになる。

### (1) アメリカ

#### 品質管理

アメリカにおける品質管理プログラムには、品質管理基準書第7号「事務所の品質管理システム（以下、SQCS7）<sup>69</sup>」により規定されている事務所内を中心とする事前・事後の品質管理と、アメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountant: AICPA）による会員の監視プログラムであるAICPAピアレビュープログラム（Peer Review Program：以下、AICPA PRP）がある。

#### ・自主規制団体の品質管理の概要

AICPAの概要は次のとおりである。AICPAの前身であるアメリカ公共会計協会（American Association of Public Accountants: AAPA）は1887年に設立された。その後、1917年にアメリカ会計士協会（American Institute of Accountants: AIA）に改称<sup>70</sup>し、1957年に現在の名称であるAICPAに変更された。アメリカではAICPAへの加入は任意となっており、2011年時点で352,297名の会員が所属している。AICPAへの加入が任意であるため、アメリカにおけるCPAの正確な人数はわからず、ほぼCPAの4分の3がAICPA会員だと理解されている。

<sup>69</sup> AICPA, Statement on Quality Control Standards (SQCS) No. 7, A Firm's System of Quality Control.

<sup>70</sup> 1921年にアメリカ公認会計士会（American Society of Certified Public Accountants: ASCP）が設立され、各州の連合体として運営されていたが、1936年にAIAに統合された。

これらの AICPA 会員が従事する業界は、以下のとおりである。

**図表 1 会員の所属(2011 年)**

| 所属                                 | 人数      | 割合   |
|------------------------------------|---------|------|
| 公共会計(Public Accounting)            | 158,534 | 45%  |
| 企業 ( Business & Industry)          | 133,873 | 38%  |
| 政府 ( Government)                   | 10,569  | 3%   |
| 教育 ( Education)                    | 7,046   | 2%   |
| 退職その他 ( Retired and Miscellaneous) | 42,276  | 12%  |
| 合計                                 | 352,297 | 100% |

AICPA は 1977 年に会員に自主規制システムを提供する CPA 監査事務所部門 ( Division for CPA Firms ) を創設した。部門には二つのセクションがあり、一つは証券取引委員会実務セクション ( Securities and Exchange Commission Practice Section: SECPS ) であり、もう一つは私企業実務セクション ( Private Companies Practice Section: PCPS ) である。両セクションとも 3 年に一回、監査事務所は専門職業基準を遵守しているかを監視するために会計および監査実務のピアレビューを実施し、その結果を公開することを要求した。

当初ピアレビューは任意であったが、1988 年には会員の投票により、ピアレビューが強制されるようになった。監査事務所は CPA 監査事務所部門のメンバーになって SECPS あるいは PCPS を受けるか、新しく創設された各州の CPA 会の協力において管理される AICPA 品質レビュープログラム ( AICPA Quality Review Program: AICPA QRP ) に登録するかを選択することになった。1990 年の規則改正により、1 社以上の SEC 登録企業を監査する事務所は、SECPS のメンバーにならなければならないことが強制された。1994 年には、PCPS の PRP と AICPA の QRP が統合し、AICPA PRP に改変され、AICPA ピアレビュー審議会 ( AICPA Peer Review Board: AICPA PRB ) によって管理されることとなった。

2002 年の SOX 法による公開会社会計監視委員会 ( PCAOB ) の設立を受けて、SECPS は再構築され、公開会社監査事務所センター ( Center for Public Company Audit Firms: CPCAF ) となった。CPCAF PRP は PCAOB に登録し、検査される監査事務所の非 SEC 発行体の会計監査実務に関して報告・評価を行う。この結果、AICPA PRP と CPCAF PRP は非 SEC 発行体の実務のみをレビューすることになったので、両者は 2009 年 1 月 1 日より AICPA PRP に一本化された。CPCAF PRP は廃止され、当該プログラムの対象企業は National PRC によって管理されることとなった。現在、National PRC は、42 の AICPA PRP 実施機関の一つとして位置づけられている。

この結果、アメリカでは以下のような棲み分けがなされている。

- ・ PCAOB Inspection：公開会社を監査する PCAOB 登録監査事務所
- ・ National PRP：PCAOB 登録事務所のなかの非公開会社監査担当部署・個人
- ・ AICPA PRP：非公開会社を監査する PCAOB 未登録監査事務所

図表 2 プログラム参加事務所の件数(2010 年)

|            | National PRC |        | AICPA PRP |        |
|------------|--------------|--------|-----------|--------|
|            | 事務所数         | 割合     | 事務所数      | 割合     |
| 1名         | 25           | 3.44   | 9,704     | 33.17  |
| 2-5名       | 75           | 10.32  | 11,921    | 40.75  |
| 6-10名      | 80           | 11.00  | 4,159     | 14.22  |
| 11-19名     | 102          | 14.03  | 1,852     | 6.33   |
| 20-49名     | 179          | 24.62  | 1,105     | 3.78   |
| 50-99名     | 129          | 17.74  | 333       | 1.14   |
| 100-199名   | 82           | 11.28  | 116       | 0.40   |
| 200-200名   | 17           | 2.34   | 23        | 0.08   |
| 300-399名   | 10           | 1.38   | 10        | 0.03   |
| 400-999名   | 11           | 1.51   | 11        | 0.04   |
| 1000-9999名 | 13           | 1.79   | 13        | 0.04   |
| 10000名以上   | 4            | 0.55   | 4         | 0.01   |
|            | 727          | 100.00 | 29,251    | 100.00 |

2010 年に AICPA の PRP に参加している事務所は図表 2 のとおりである。なお、300 名以上の事務所はすべて National PRC の対象となっている。AICPA のピアレビューは、アメリカ国内で約 30,000 の事務所が登録し、毎年、約 1,700 名のピア・レビューワーによって約 10,000 の事務所がレビューを受けている（松本・正司，2010）。

National PRC は 15 から 17 名の委員で構成され、メンバーは会計士、州自治組織の役員からなる。このうち数名は PRB の委員も兼ねている。活動は National PRC のスタッフによって支援される。

#### ・ピアレビューの内容

AICPA の実施するピアレビューにはシステム・レビュー（system review）、業務レビュー（engagement review）、そして報告書レビュー（report review）の三種類がある。ただし、2009 年 1 月以降はシステム・レビューと業務レビューの 2 種類になった。以前報告書レビューの対象であった事務所は、2009 年以降は業務レビューの対象となった。それぞれのレビューの内容は以下のとおりである。

システム・レビューとは、財務諸表の監査だけでなく、レビュー、コンピレーション、合意された手続きを提供する事務所に対するレビューである。AICPAの品質管理基準に準拠して、当該事務所の会計・監査実務に関する品質管理システムが整備されているか、及び専門職基準に適合していることの合理的保証を事務所に提供する形で、品質管理の方針と手続きに準拠しているかどうかについての意見を、レビューワーが合理的基礎に基づき表明することを目的とする。

業務レビューとは、財務諸表の監査を実施しない事務所に対するレビューであって、特定の業務に基づいて実施され、報告される報告書や財務諸表を対象とする。業務レビューでは、レビューの対象となる財務諸表ないし情報とそれに関連する会計業務、レビュー業務、証明業務による会計士の報告書が、すべての重要な点で、専門職業基準に適合していること、ならびにレビュー済みの文書が、適用可能な SSARS と SSAE の要件に、すべての重要な点で適合していることを確認する。

報告書レビューとは、開示なしのコンピレーション業務のみを実施する事務所に対するレビューである。先述のとおり、2009年1月以降は業務レビューに統合された。

2010年のピアレビューの結果は図表3で示されている。National PRCでは、システム・レビューの97.3%が無修正報告書、2.6%が要修正報告書、否定報告書はゼロだった。また業務レビューはすべて無修正報告書だった。AICPA PRPでは、システム・レビューの89.3%が無修正報告書、8.36%が要修正報告書、2.3%が否定報告書であった。業務レビューでは、91.3%が無修正報告書、7.7%が要修正報告書、0.9%が否定報告書だった。レビューの詳細は図表4のとおりである。

**図表 3 ピアレビューの結果(2010年)**

|                 | National PRC |        | AICPA PRP |        |
|-----------------|--------------|--------|-----------|--------|
|                 | 件数           | 割合     | 件数        | 割合     |
| <b>システムレビュー</b> |              |        |           |        |
| 通過              | 220          | 97.35  | 3,421     | 89.32  |
| 不備あり通過          | 6            | 2.65   | 320       | 8.36   |
| 否定              | 0            | 0.00   | 89        | 2.32   |
| 小計              | 226          | 100.00 | 3,830     | 100.00 |
| <b>業務レビュー</b>   |              |        |           |        |
| 通過              | 2            | 100.00 | 4,704     | 91.30  |
| 不備あり通過          | 0            | 0.00   | 397       | 7.71   |
| 否定              | 0            | 0.00   | 51        | 0.99   |
| 小計              | 2            | 100.00 | 5,152     | 100.00 |

またシステム・レビューによる修正報告書（要修正報告書と否定報告書）において修正が必要とされた理由は次のとおりである。National PRCでは、2010年において業務の実施

に関するものが5件、モニタリングに関するものが1件であった。AICPA PRP では、2010年において、品質管理のためのリーダーシップ責任が35件、独立性・誠実性・客観性に関するものが12件、業務の実施に関するものが318件、人的資源に関するものが86件、クライアント及び特定業務の受諾及び継続に関するものが23件、モニタリングに関するものが169件であった。

**図表 4 システムレビューの結果(2010 年)**

|                          | National PRC | AICPA PRP |
|--------------------------|--------------|-----------|
| 事務所内の品質に対するリーダーの責任       | 0            | 35        |
| 関連する倫理の要件（独立性、誠実性、客観性など） | 0            | 12        |
| 業務の実施                    | 5            | 318       |
| 人的資源                     | 0            | 86        |
| クライアント及び特定業務の受諾と継続       | 0            | 23        |
| モニタリング                   | 1            | 169       |
| 計                        | 6            | 643       |

また 2010 年に実施された業務レビューの結果は図表 5 で示されている。National PRC において基準以下とされた業務は全体の 1.15%、AICPA PRP において基準以下とされた業務は全体の 3.9%であった。

システムレビューと業務レビューに共通している点として、National PRP に比べて AICPA PRP のほうが不備の確率が高いことが挙げられる。AICPA PRP の対象は National PRP に比べて小規模事務所が多いことから、そもそも不備が存在する確率が高いということもあるが、一方で、法規制による登録対象事務所以外に対するレビューの場合には、より教育・指導的観点から不備が指摘されているとも考えられる。

図表 5 業務レビューの結果(2010 年)

| 業務契約の形態        | National PRC |      |      | AICPA PRP |      |       |
|----------------|--------------|------|------|-----------|------|-------|
|                | 業務契約の数       |      |      | 業務契約の数    |      |       |
|                | レビュー実施       | 基準以下 | 割合   | レビュー実施    | 基準以下 | 割合    |
| 監査：統一監査法（A133） | 313          | 15   | 4.79 | 1,486     | 174  | 11.71 |
| 監査：政府          | 169          | 0    | 0.00 | 1,374     | 126  | 9.17  |
| 監査：ERISA       | 686          | 6    | 0.87 | 1,832     | 104  | 5.68  |
| 監査：FDICIA      | 42           | 0    | 0.00 | 27        | 0    | 0.00  |
| 監査：その他         | 1,418        | 19   | 1.34 | 4,449     | 208  | 4.68  |
| レビュー           | 453          | 0    | 0.00 | 5,571     | 202  | 3.63  |
| 開示とコンピレーション    | 263          | 0    | 0.00 | 3,892     | 92   | 2.36  |
| 開示なしのコンピレーション  | 335          | 3    | 0.90 | 11,608    | 313  | 2.70  |
| 財務予測と計画立案      | 13           | 0    | 0.00 | 74        | 2    | 2.70  |
| 合意された手続き       | 158          | 0    | 0.00 | 780       | 14   | 1.79  |
| その他のSSAEs      | 54           | 2    | 3.70 | 305       | 18   | 5.90  |
|                | 3,904        | 45   | 1.15 | 31,398    | 1253 | 3.99  |

#### ・モニタリング

National PRC は、監督タスクフォース（Oversight Task Force：National PRC's OTF）を設置してプログラムの監督を実施している。National PRC's OTF は最低 3 名からなり、必要に応じて人員を増やしている。National PRC's OTF の主な目的は、National PRC のテクニカルスタッフによって開発され、実施される現場監督プランの開発、実施状況を監督することである。また、AICPA PRP の PRB はプログラムの管理を行うために監督タスクフォース（Oversight Task Force：AICPA PRP's OTF）を設置している。AICPA PRP's OTF の主な目的は、①各州の実施機関が PRB の管理手続きを遵守していること、②レビューが基準に従って実施され、報告されていること、③レビューの結果がすべての実施範囲において一貫した基準に従って評価されていること、④各州の実施機関によって監査事務所とレビューワーに提供される情報が正確でタイムリーであることに対する合理的な保証を提供することである。OTF のメンバーは少なくとも 1 年に 1 回、各州の実施機関を訪問する。

#### 懲戒処分

アメリカでは専門家行動規程（Code of Professional Conduct）によって独立性、誠実性、客観性、守秘義務等の公認会計士が果たすべき倫理的責任が定められており、AICPA の会員は、この規程の順守が求められている。仮に会員が当該規程に違反した場合には、共同審査委員会（Joint Trial Board; JTB（AICPA 及び州公認会計士協会によって構成される）の決議に基づき、除名または 2 年以内の会員資格停止となる。

## (2) カナダ

### 品質管理

カナダにおける品質管理プログラムには、第 1 号「財務諸表の監査およびレビュー、その他の保証業務を実施する事務所のための品質管理（以下、CSQC1）<sup>71</sup>」により規定されている事務所内を中心とする品質管理とCICAおよび各州の会計士協会が実施する実務検査プログラム（Practice Inspection Program）がある。

・自主規制団体の品質管理の概要

カナダは 10 の州と 3 つの準州からなる連邦制国家であり、登録と統治の権限は、連邦政府と州機関の間にわかれている。カナダの州と準州は、証券規制や会計士への規制・監督に対して責任をもっている。監査の品質管理もこれまで各州の会計士協会が自主規制として実施していた。

2001 年以降の不正会計による会計・監査の信頼性の低下を受けて、州および準州の規制機関、連邦金融機関監督局（the Federal Superintendent of Financial Institutions）そしてカナダ勅許会計士協会（the Canadian Institute of Chartered Accountants :CICA）は、カナダの各証券取引委員会に報告する提出者の監査人に対して独立した公的監督を提供するため、2003 年にカナダ公共責任委員会（the Canadian Public Accountability Board: CPAB）を設立した。CPAB はカナダ事業会社法（The Canada Business Corporations Act）によって設立された非営利企業であり、金融市場と会計専門職の規制を州レベルで行うというカナダの州制度を前提として、独立した国家機関のように運営される。連邦証券規制（The CSA National Instrument）52-108 は、CPAB の監督プログラムの参加者である会計事務所が報告体の財務諸表を監査することを要求している。CPAB は必要な行動がとれるよう各会計事務所と契約を締結する。

CPAB のプログラムでは 100 以上の報告発行体を有するすべての監査事務所は毎年検査、50 から 99 の報告発行体顧客を有する事務所は少なくとも 2 年に 1 回検査される。50 未満の発行体顧客を有する事務所および PCAOB 登録監査事務所は合意により 3 年に 1 回検査される（CPAB, rules 403-404）。50 未満の発行体顧客をもつ小規模事務所の場合、CPAB は主に勅許会計士協会など各州の会計士団体（relevant provincial accounting bodies）によって実施される品質管理レビューに依存している。以上から、カナダは次のような実施体制となっている。

- ・ CPAB：50 以上の公開企業を監査する監査事務所
- ・ CICA/各州協会：未公開企業を監査する事務所および 50 未満の公開企業を監査する監査事務所

カナダでは、1902 年に前身となる DACA が the Private Act of the Parliament of Canada によって設立され、1951 年にカナダ勅許会計士協会（Canadian Institute of Certified

---

<sup>71</sup> CSQC 1, Quality Control for Firms that Perform Audits and Reviews of Financial Statements, and Other Assurance Engagements was effective December 15, 2009.

Accountants) となった。会員は 2011 年において約 78,000 名である。また、カナダには各州に会計士協会が存在し、監督を行っている。品質管理基準の作成は CICA、品質管理の実施と監督は各州の会計士協会が担当している。またカナダでは 2010 年 5 月より、各州の実務検査の評価方法が統一された。ここでは最も規模の大きいオンタリオ執許会計士協会 (ICAO) についてみていく。ICAO は 2011 年 2 月時点で 34,910 名の会員が所属しており、会員の構成は図表 6 のとおりである。

**図表 6 会員の構成(2011 年)**

| 所属                          | 人数     | 割合   |
|-----------------------------|--------|------|
| 公共実務(Public Practice)       | 10,196 | 30%  |
| 企業 ( Industry/Commerce)     | 13,730 | 40%  |
| 政府と教育 ( Government/Academe) | 1,965  | 6%   |
| 退職(Retired)                 | 4,734  | 14%  |
| その他(Other Sectors)          | 3,323  | 10%  |
|                             | 33,948 | 100% |

#### ・実務検査の内容

オンタリオ執許会計士協会では、1980 年から実務検査プログラム( practice inspection ) を実施している。5 名のフルタイム検査員と 48 名のパートタイム検査員によって実施し、その結果を 17 名からなる実務検査委員会 ( practice inspection committee ) がレビューする。2010 年から 11 年にかけては 907 の検査を実施し、そのうち 86% が好ましい ( favourable ) との結果であった。

言い換えれば、907 のうち 14% が何らかの改善事項が指摘されていることになる。この数値はアメリカの場合に近く、協会によるレビューの場合には、より指導的性格から不備の指摘がなされているといえるのではないだろうか。

#### 懲戒処分

オンタリオ執許会計士協会では、23 名の協会所属の委員と 2 名の外部代表者の委員から構成される専門家行動委員会 ( Professional Conduct Committee ) が設置されている。専門家行動委員会は、協会の職業行動規程の違反について調査を実施する。仮に会員の不履行が不履行について調査する。職業行動委員会によって協会の職業行動規程の不履行が認められた場合、懲戒委員会 ( Discipline Committee ) のもとで正式な聴聞会が開催される。職業行動委員会と当該会員の聴聞と証拠を検討したうえで、懲戒委員会は処分を決定する。懲戒委員会は、会員に対して戒告、罰金、調査聴聞費用の支払、会員資格の一時停止、除名、専門職育成コースの受講、職業行動委員会による再調査の受け入れ、会計実務の一時的制限、その他委員会が決定した方法による懲戒を行う権限をもっている。なお、会員は

必要に応じて、再審請求委員会（Appeal Committee）に事案の再心理を請求することができる。

### (3) 日本

#### 品質管理

日本では、品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」と監査基準委員会報告書第 32 号「監査業務に置ける品質管理」に基づく監査事務所内の品質管理と日本公認会計士協会が実施する品質管理レビュー制度の二つが存在する。

#### ・ 自主規制団体の品質管理の概要

1990 年代後半に発覚した山一証券や日本長期信用銀行などの粉飾決算による会計監査の信頼性低下、企業の国際化・多角化による財務活動の複雑化を受けて、大蔵省の公認会計士審査会（当時）は 1997 年 4 月、日本公認会計士協会（JICPA）の提案を基礎として、市場機能の有効な発揮のための適切なディスクロージャーの確保について検討し、「会計士監査の充実に向けての提言」による 10 の具体的施策等を提言した。この提言において、公認会計士監査の国際化への対応として、「監査の品質管理基準（クオリティコントロール）の整備と実務への反映」及び日本公認会計士協会の指導監督機能を発揮するために「監査法人・会計士の監査に対する事後的審査の実施」が求められた。

この提言を受けて日本公認会計士協会は「監査の品質管理」を作成し、1998 年 7 月に品質管理レビュー制度導入に向けた協会会則の改正及び品質管理委員会規則の制定を行い、同年 11 月に品質管理委員会を発足させた。そして、1999 年 3 月に品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続きが作成され、同年 4 月、協会の自主規制として品質管理レビュー制度が開始された。品質管理レビューとは、監査事務所（監査法人および個人事務所）の監査の品質管理の状況等を協会が調査し、必要に応じて監査事務所に対して改善勧告を行うものである<sup>72</sup>。

アメリカにおける PCAOB の設立を受け、わが国でも協会による自主規制としての監視・監督の限界が指摘され、独立した第三者機関又は行政による監督の強化の必要性が高まった。この結果、2003 年 5 月の改正公認会計士法により、①協会による品質管理レビューが法的に位置づけられ（法第 46 条の 9 の 2 第 1 項）また②従来の公認会計士審査会を公認会計士・監査審査会（Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board : CPAAOB）に改組し（法第 35 条）日本公認会計士協会による品質管理を行政が監督することとなった。

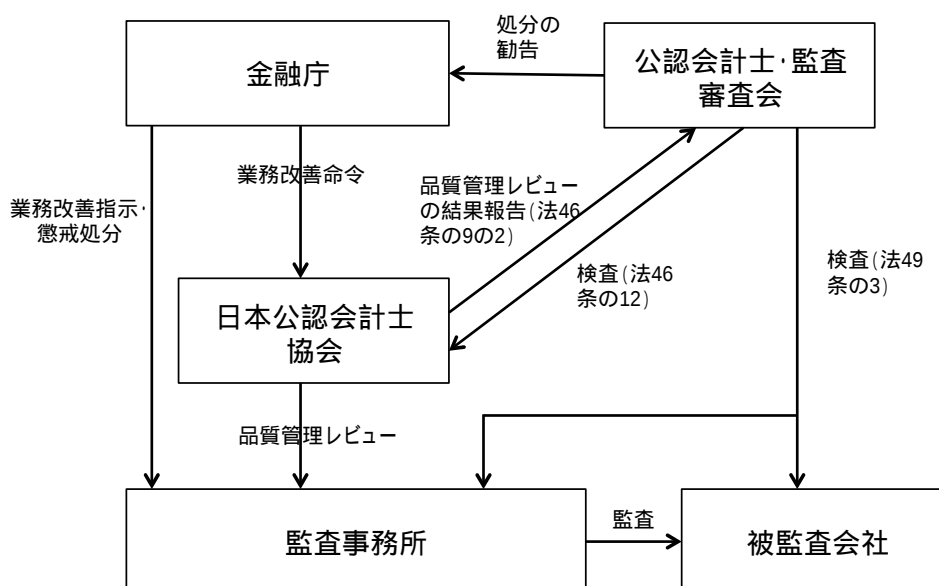
図表 7 は我が国の品質管理制度の概要を示している。2003 年改正法によって新たに設置された公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会による品質管理レビューの報告を受

<sup>72</sup> 導入にあたっては、会計事務所同士でレビューを行うアメリカ型ピア・レビュー方式ではなく、協会が品質管理を実施するカナダ型の品質管理方式が採用された。

けてその内容を審査し、必要に応じて協会や監査事務所等に立入検査等を実施することとなった。その結果、監査の品質管理が著しく不十分であったり、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告する。これを受け、金融庁から協会、監査事務所に対して懲戒処分等が行われる。

なお、日本公認会計士協会は 1949 年に設立された自主規制団体であり、1966 年に特殊法人化された。会員の入会は強制されている。2011 年 10 月時点で、会員 22,879 名、準会員 8,427 名となっている。また会員のうち約半数が監査法人に所属し、もう半数が個人事務所を開業し、監査や税務・コンサルティング業務を行っている。

図表 7 日本の品質管理制度



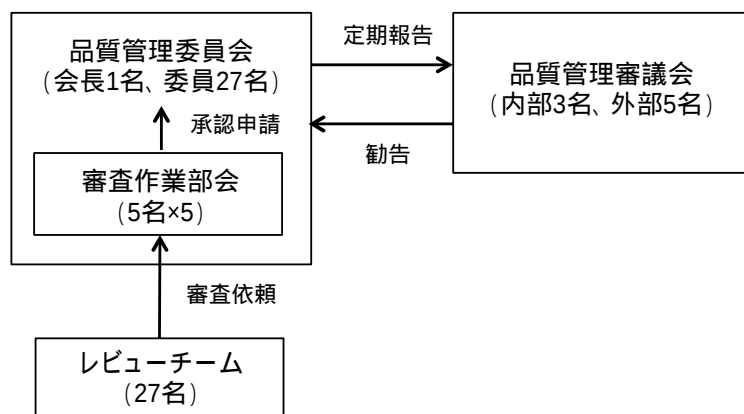
JICPA による品質管理レビュー制度は、公認会計士による監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保するため、1999 年 4 月より公認会計士協会による自主規制としてスタートし、2003 年改正公認会計士法によって制度的な裏付けが行われたものである。対象は、公認会計士法上の大会社等を監査する監査事務所で、2011 年 3 月時点で対象事務所は 232 事務所となっている（上場会社監査事務所 190、非上場会社監査事務所 40）。

#### ・ 品質管理の内容

品質管理レビュー制度の実施運営は、日本公認会計士協会内に設置された品質管理委員会、レビューチーム及び品質管理審議会により行われる。品質管理委員会は、会長 1 名及び委員 27 名（いずれも会員）から構成されている。その下部組織にレビューチームが設置

されており、品質管理レビューアーが 27 名（会員）所属している。また、審査体制も、全体委員会と 5 つの審査作業部会（各部会 5 名の委員）からなる。このほか、品質管理レビュー基準及び手続の改正作業を行うための作業部会並びに品質管理レビューツールの改訂作業を行うための作業部会がそれぞれ 1 部会設置されている。

図表 8 日本公認会計士協会の組織概要(人数は 2010 年度)



品質管理委員会は、公認会計士法上の大会社等を監査している監査事務所に対し、原則として 3 年に 1 度（大手監査法人に対しては 2 年に 1 度、非上場の金融商品取引法監査だけを行っている監査事務所に対しては 3 年に 1 度）の頻度で品質管理レビューを実施し、品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を交付している。改善勧告書を受領した監査事務所は、改善勧告事項に対する必要な改善措置とその期限を記載した改善計画書を品質管理委員会に提出し、改善を実行する。また、上場会社監査事務所及び品質管理委員会が必要と認めた非上場会社監査事務所に対して、改善措置の実施状況を確認するフォローアップ・レビューを実施し、フォローアップ・レビュー報告書を交付し、これに対する改善計画書を入手し、改善勧告事項の改善措置が確実に実行されるよう努めている。

2010 年度は、上場会社監査事務所 79 と非上場会社監査事務所 20 の合計 99 事務所のエビュアを行った。99 事務所のうち、監査法人は 53、公認会計士は 46 名である。レビューの結果、全体の 92%にあたる 91 事務所について「限定事項のない結論」を表明した。具体的な結果は次のとおりである。なお、限定事項付き結論および否定的結論となった 8 事務所のうち 6 事務所は初めて品質管理レビューを受けた事務所である。このことから日本でも上場会社を監査対象とする監査事務所に対する品質管理レビューにおいて何らかの限定がふされる確率は、アメリカやカナダとそれほど違わないと考えることができる。

図表 9 品質管理レビューの結論(2010 年度)

|            | 限定事項のない<br>結論 | 限定事項付き<br>結論 | 否定的結論 | 合計 |
|------------|---------------|--------------|-------|----|
| 上場会社監査事務所  | 75            | 3            | 1     | 79 |
| 非上場会社監査事務所 | 16            | 4            | —     | 20 |
| 合計         | 91            | 7            | 1     | 99 |

また限定事項付き結論および否定的結論の原因となった要因は、①監査事務所の品質管理（監査業務に係る審査に関する事項）、②監査業務の実施（リスク・アプローチに基づく監査の実施に関する事項、会計上の見積りの監査に関する事項、連結財務諸表作成の要否・連結固有の監査手続に関する事項）であった。

#### ・モニタリング

JICPA では品質管理の監視を行うために、外部の学識経験者 5 名及び会員 3 名の委員で構成する品質管理審議会を設置している。品質管理委員会は、これらの品質管理レビュー活動の状況を品質管理審議会に定期的に報告し、協会の品質管理レビュー活動が適切に行われているかどうかの評価を受けている。報告を受けた品質管理審議会は、品質管理レビュー活動状況を検討、評価し、その結果、必要な勧告を品質管理委員会に対して行う。

#### 懲戒処分

JICPA が実施する懲戒処分には、戒告、会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止、除名、本会からの退会の勧告、金融庁に対する処分請求がある。また、JICPA は自主規制による懲戒処分の審査、決定、実施に関して、次の機関を設置している。

#### 綱紀審査会（委員 7 名うち外部 2 名以上）

- ・ 会長から審査要請があった事案に係る会員及び準会員に係る法令、会則及び規則違反事実の有無を調査・審議し、その処分の内容を決定し、関係会員に申し渡すとともに会長に報告すること

#### 不服審査会（委員 5 名うち外部 2 名）

- ・ 綱紀審査会から処分内容を申し渡された関係会員からの不服申立てを審査する
- ・ 関係会員からの不服申立てに正当性があるときは、綱紀審査会に事案を差し戻し、正当性が認められないときは不服申立てを棄却する旨を会長に報告すること

#### 監査業務審査会（委員 15 名以内）

- ・ 会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性について調査し、必要と認めたときは会員に勧告又は指示することを会長に意見具申する
- ・ 会員及び準会員の倫理に関わる案件について調査し、必要と認めたときは会員に勧告又は指示することを会長に意見具申する
- ・ 上記について、綱紀審査会に事案の審査を要請する

#### 監査業務モニター会議（委員6名うち外部5名）

- ・ 監査業務審査会、綱紀審査会、不服審査会からの報告を受けて、協会の綱紀事案処理及び監査業務の審査が適切に行われているどうかを検討、評価し、その結果を各機関に提言する及び各機関が取り扱った事案の概要の公表を会長に提言する

#### (4) EU 加盟国

2002年のSOX法によるアメリカの監査人の監視制度の改革は、周辺諸国にも大きな影響を与えた。さらに、2006年に発効された第8指令により、EU加盟国は上場会社や公益企業を監査している監査事務所に対し、独立した監査監督機関により最低3年に1回（非公益事業体は5年に1回）監査事務所の品質管理システムがレビューされることを要請した。レビュー範囲には、監査基準、倫理規則への準拠、監査事務所の品質管理システムの評価を含めるとされる。ここではイギリス、フランス、ドイツの動向を検討する。

イギリスでは従来から4つの職業団体<sup>73</sup>が自主規制を行ってきたが、2003年以降、上場会社および非上場公益企業の監査を行う監査事務所については、独立した規制機関である財務報告協議会（Financial Reporting Council：FRC）に設置された専門職監督委員会（Professional Oversight Board：POB）が監督を行う体制に移行した<sup>74</sup>。FRCのメンバーは少なくとも11名から構成され、その過半数は過去5年間監査役、会計士、保険数理人として実務を行った経験をもつ実務家以外から選出される。議長と副議長はビジネス・イノベーション・技能担当大臣によって任命される。FRCの下部組織である監査検査団体（Audit Inspection Unit：AIU）<sup>75</sup>は、上場会社および大規模公益企業等の監査について、原則、大規模監査事務所は毎年、その他は3年に1回程度、が検査を実施し、その結果をPOBに報告する。報告に基づいて、必要な場合は、同じくFRC内に設置された会計士・保険数理人

<sup>73</sup> イギリスでは、国王から勅許を受けた団体が会計士資格を受けた団体が資格を付与することができる。同団体は、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（Institute of Chartered Accountants in England and Wales：ICAEW）、勅許会計士協会（Association of Chartered Certified Accountants；ACCA）、スコットランド勅許会計士協会（Institute of Chartered Accountants in Scotland：ICAS）、アイルランド勅許会計士協会（Institute of Chartered Accountants in Ireland：ICAI）の4つである。

<sup>74</sup> 米PCAOB、日CPAAOB、英FRCは自主規制から公的規制へという流れのなかで設立された機関として位置づけることができるが、機関の位置づけや会計専門職団体の自主規制との関係について異なる点もある。

<sup>75</sup> 2012年7月にFRCの組織改編が行われ、職業会計士の監督は行動委員会（Conduct Committee：CC）に所属する監査品質レビューチーム（Audit Quality Review Team）が担当することになった。

懲戒審議会（The Accountancy and Actuarial Discipline Board：AADB）によって、監査事務所に対して、開業登録等の抹消、一定期間の業務停止、厳重な戒告、戒告、罰金などの処分が実施される。非上場会社では、自主規制団体による自主規制が行われる。

フランスでは従来、会計監査役（公認会計士にあたる）は1966年の創設以降、職業組織として、会計監査役全国協会（Compagnie nationale des commissaires aux comptes：CNCC）と会計監査役地方協会（Compagnie regionale des commissaires aux comptes：CRCC）を有してきた。しかし、2003年に成立した金融安全法により、会計監査役の監督を行う機関として会計監査役高等評議会（Haut Conseil du Commissariat aux Comptes：H3C）が設立された。H3Cは司法大臣のもとに設立され、CNCCの協力を得て会計監査役の監督を行い、会計監査役の倫理および独立性の遵守を監視することを目的とする。H3Cの最高評議会メンバーは12名で、司法官3名、金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers：AMF）長官、経済担当大臣の代理人、大学教授、実務家3名および会計監査役3名が司法長官によって任命される。またH3Cの設立に伴い、従来、会計監査役の職業団体であったCNCCは、司法大臣のもとに設立され、法人格を付与される公益機関として再定義された。上場会社の監査について、3年に1回、CNCCが検査を実施し、上場会社以外の公開会社については、5年に1回、CNCCが検査を実施する。H3CがCNCCによる検査結果を監視し、必要に応じて、業務停止、戒告、罰金などの処分がAMFによって行われる。

ドイツでは従来から、経済監査士（公認会計士にあたる）の自己統治（self-governance）を実現するために、職業組織としての経済監査士会議所（Wirtschaftsprüferkammer：WPK）が組織されてきた。一方、2005年の経済監査士法（Auditor Oversight Act）により、経済技術監督省の監督下にある独立した機関として決算書監査人監視委員会（Auditor Oversight Committee：AOC）が設立され、上場企業の監査事務所の監督を行うようになった。AOCは少なくとも6名のメンバーで構成され、過去5年間WPKのメンバーでなかったことが求められる。AOCは25以上の上場企業を監査する監査事務所については1年ごと、それ以外の監査事務所については少なくとも3年に一度の検査を実施する。AOCは検査の結果をWPKに報告し、WPKは会員の職業行為基準への違反があったかどうかを評価する。もし違反があった場合、勧告、譴責、罰金等の懲戒処分が行われる。重大な違反の場合、WPKは職業裁判所に報告し、再調査のうえ、罰金、一定期間の業務停止、除名などの処分が課される。また非上場企業については、少なくとも3年に1回、WPKが検査を実施する。

### 7-3. 自主規制に関する実証研究のレビュー

これまで各国の自主規制の仕組みを概観してきたが、全体として自主規制から公的規制への移行という現象が各国においてみられることがわかった。では、自主規制はそもそどのような問題を抱えているのだろうか。そして、自主規制と公的規制にはその効果にど

のような違いがあるのだろうか。本節では、自主規制の歴史が長く、これまで様々な議論が積み重ねられてきたアメリカの実証研究の成果を検討しよう。

### (1) 自主規制としての品質管理

アメリカの自主規制であるピア・レビューは、業界の仲間内でレビューを行うため、時になれ合いが生じ、適切なレビューが行われていないのではないかという批判が度々行われてきた。ピア・レビューの有効性については、データの取得困難性などもあり、実はアメリカでもそれほど多くの研究は存在しない。初期の研究である Wallace (1991) は 1980 年から 1986 年の 352 のピア・レビュー報告書を入手し、ピア・レビュー報告書の内容とレビュー・プロセスの関連性を分析した。その結果、ピア・レビュー報告書で認識された欠陥 (weakness) の数は、レビューアーの属性、レビューイーの属性、レビューの年次と関連しないことを発見した。つまり、ピア・レビューに対する批判は、少なくとも実証的証拠では裏付けられなかったといえる。では、ピア・レビュー報告書は当該事務所の監査の質を適切に表しているのだろうか。この疑問に答える研究を行っているのが、Hilary and Lennox (2005) である。彼らは、1997 年から 2003 年の 1,001 のレビュー報告書 (14 は AICPA によるレビュー、73 は CPA 協会、914 はファーム・オン・ファーム) を収集し、ピア・レビュー報告書の結果と知覚された監査の質の関連性を分析した。その結果、レビューアーから問題ないとのレビューを受けた監査事務所は、その後、クライアントを増やしている一方で、レビューアーから問題ありとのレビュー結果を受けた事務所は反対に、その後、クライアントを減少させている傾向があることを発見した。彼らは、この結果をピア・レビュー報告書は監査事務所の監査の質を示す指標の一つとなりうると解釈している。また Casterella, Jensen, and Knechel (2006) は 1986 年から 1999 年までの 158 のピア・レビュー報告書を対象に、ピア・レビュー報告書の結果と実際の監査の質の関連性を分析した。その結果、第一に、ピア・レビュー報告書で認識された欠陥 (weakness) の数は、タックスシェルターの販売、過重労働、およびリスクの高いクライアントとの契約などのような監査事務所の脆弱な品質管理あるいはリスクのある実務を示す指標と関連することを発見した。第二に、ピア・レビュー報告書で認識された欠陥の数は、監査の失敗 (例えば監査人の怠慢を主張する不正要求) を予測するのに有用であり、かつ特定の種類のピア・レビューでの発見 (業務遂行の欠陥、人事管理の欠陥) は特に有用であることを発見した。これらの研究は、アメリカにおけるピア・レビューは一定の有効性を持っていたことを示唆している。

### (2) 自主規制と法規制の比較

では、自主規制と法規制にはその効果においてどのような違いがあるのだろうか。Gunny and Zhang (2006) は AICPA のピア・レビュー報告書および PCAOB の検査報告書の結果と利益の質との関連性を分析した。分析の結果、AICPA によるピア・レビュー報告書の

結果と利益の質は関連しない一方で、PCAOBによる検査報告書の結果と利益の質は関連することを発見した。また、Anantharaman (2007)は、2004年から2007年までのアメリカ355のレビュー報告書を対象に、AICPAによるピア・レビューの特性を、PCAOBの検査をベンチマークとして分析している。その結果、第一に、他社のレビューを行っている監査事務所は、一貫して、ピア・レビューのほうが、PCAOBによる検査結果よりもより好ましい(favourable)結果を受けていることを発見した。第二に、独立性の低い(より親密な)レビューアーにレビューを受けている監査事務所は、ピア・レビューのほうが、PCAOBによる検査結果よりもより好ましい結果を受けている。第二に、相対的に独立したレビューアーからレビューを受けた事務所は、AAER (Accounting and Auditing Enforcement Release)に掲載される頻度が低い一方で、より親密なレビューアーからレビューを受けている事務所はそのような関係性はみられないことを発見した。Lennox and Pittman (2008)は、2004年から2007年までの545のPCAOB検査報告書をもとに、PCAOBの検査と監査の質の関連性を分析している。主な結果は、以下の三つである。第一に、被監査会社は、PCAOBの検査報告書が監査の質をシグナリングする価値あるものだということを認識していない。第二に、PCAOBの検査が開始されて以降、AICPAによるピア・レビューの範囲が狭まり、ピア・レビューの情報内容が低下しつつある。第三に、ピア・レビューのもつシグナリング効果は、PCAOBの検査官が一般に開示しない情報から構成されている。

これらの経験的証拠から示唆されることは次のようなことであろうか。すなわち、アメリカにおける自主規制としてのピア・レビューは、それ自体で一定の有効性を有してきた。しかしながら、PCAOBによる法規制と比べれば、ピア・レビューはやや判断の甘くなる可能性が否定できない。すなわち、PCAOBによる法規制は、AICPAによる品質管理よりもより厳格な品質管理を求めるものであるといえる。また、PCAOBの検査の導入により、AICPAによるピア・レビューの範囲が狭まり、情報内容が低下しつつある。ただしPCAOBによる検査では捉えられない部分については、AICPAピア・レビューの意義が残されているといえる。この点は、松本・正司(2010)によるAICPAピア・レビューの実態調査からも裏付けられるといえるだろう。

## 7-4. 品質管理制度の比較

### (1) 品質管理制度の分類

第2節で、アメリカ、カナダ、日本、そしてイギリス、フランス、ドイツの会計監査人に対する品質管理を検討した。本節ではこれらの国における品質管理制度の比較を行う。アメリカ、カナダ、日本の法規制と自主規制の関連性を図示したものが図表10パネルAからCである。SOX法以降、アメリカのPCAOB、カナダのCPAB、日本のCPAAOBというように、公開企業を監査する大規模監査事務所については公的規制機関による監督が行われている。また、EU加盟国では第8指令に基づき、独立した監督機関が設置されている。

一方で、自主規制機関との関連性ではそれぞれに以下のような特徴がある。

第一に、アメリカでは、公開企業を監査する監査事務所への品質管理とそれ以外の監査事務所への品質管理が明確に分かれているという点で、「独立併存型」品質管理といえる（図表 10 パネル B）。すなわち、PCAOB は公開企業を監査する監査事務所に対する品質管理を担当し、公開企業を監査する監査事務所が行う非公開会社に対する監査業務および非公開企業を監査する非登録監査事務所に対する品質管理は AICPA が担当するという住み分けがなされている。この結果、公開企業を監査する監査事務所には、PCAOB と AICPA がそれぞれの目的に応じた品質管理を実施しているという点で、PCAOB 登録事務所については、重層的な品質管理が行われているといえる。

第二に、カナダも公的規制と自主規制が明確に区分されている点でアメリカに近い。一方、カナダでは、公的規制機関である CPAB の行う検査のうち、小規模監査事務所に対する検査が CICA と各州会計士協会の検査によって代替されている、さらに CPAB のボードメンバーの任命と監督を行う Council of Governors に CICA 代表や各州会計士協会の代表が加わっている。以上の点において、カナダの自主規制は、公的規制よりもより自主規制モデルに近い「自主規制優位型」品質管理といえる（図表 10 パネル B）<sup>76</sup>。

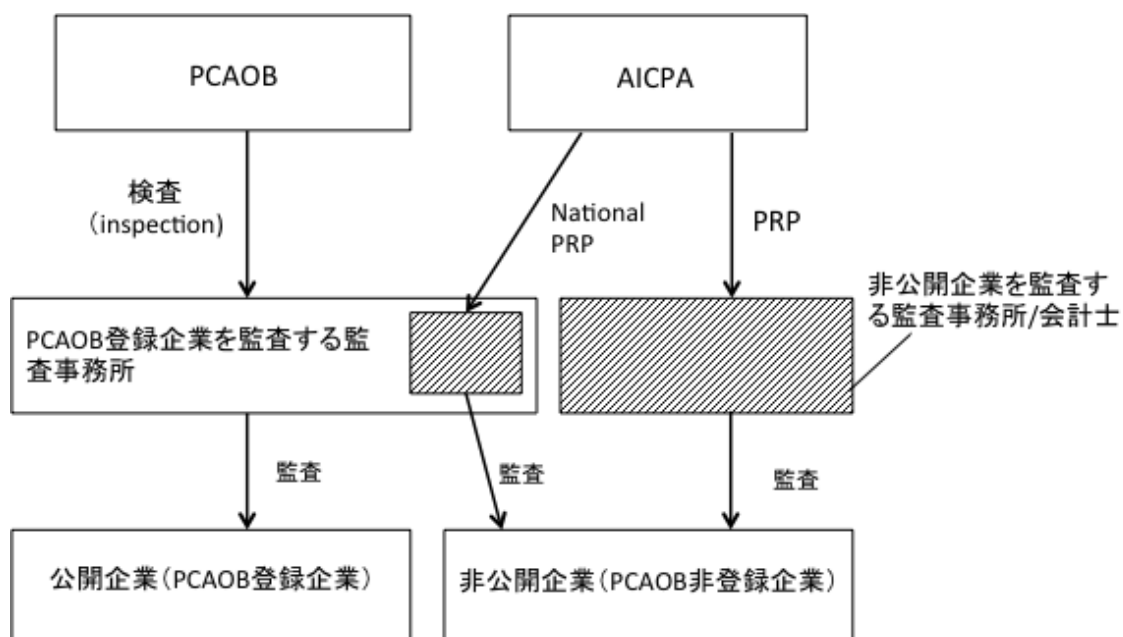
第三に、日本では、公認会計士法によって JICPA の品質管理が位置づけられており、かつ、会計士協会は国家機関である CPAAOB に対する報告の義務と監督を受ける。この仕組みでは、CPAAOB の監督のもとに JICPA の品質管理が行われており、実質的には CPAAOB の実施する検査と JICPA の行われる自主規制が一体となって実施されていることから、「法規制優位型」品質管理といえる。

第四に EU 諸国をみると、イギリスでは独立した監督機関である FRC と自主規制機関である各職業団体がそれぞれが主体的に監督を行っている点でアメリカに似た併存関係にあるといえる。フランスは行政機関である H3C と職業団体である CNCC がともに司法省の管轄下にある点で他国と異なっており、CNCC 自身も自らを行政による監督の一部を担っている機関であると認識している。ドイツは、AOC と WPK は併存関係にある点でイギリスと類似しているものの、イギリス FRC は自ら懲戒処分を行えるのに対して、AOC は検査結果を WPK に対して報告し、WPK が必要に応じて職業裁判所に問題を報告するという点で異なっている。従って、イギリスはアメリカと同様の「独立併存型」、フランスとドイツは日本と類似した「法規制優位型」に分類できるだろう。

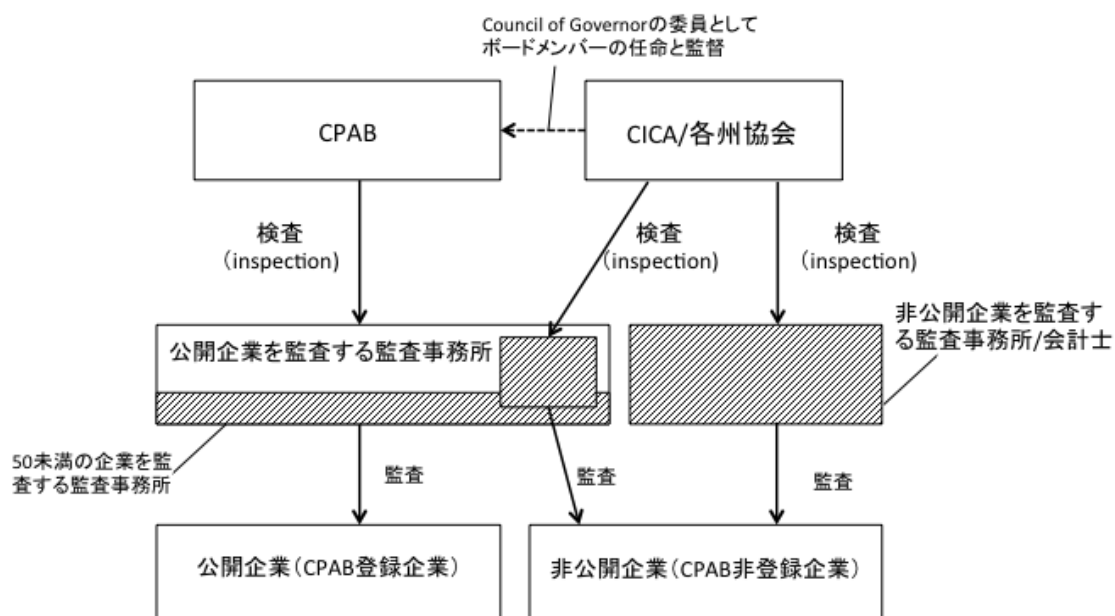
<sup>76</sup> このような状況を評して、Pritchard and Puri (2006)は、「加 CPAB は米 PCAOB に比べてかなり自主規制モデルに近い」と述べている。

図表 10 法規制と自主規制の関係

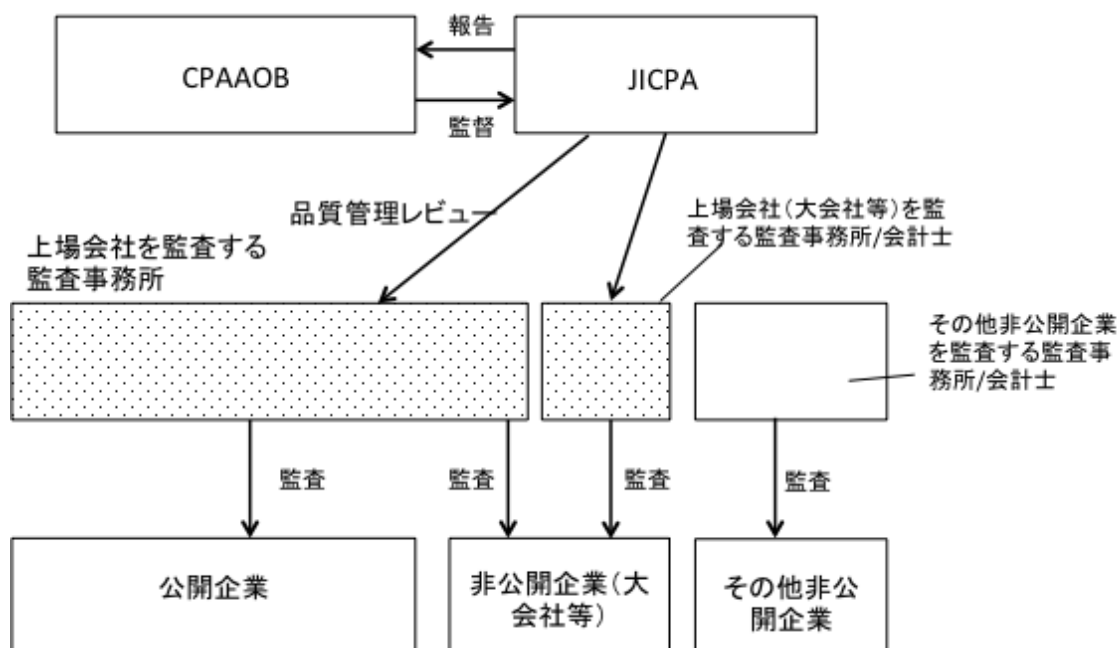
パネル A：アメリカ



パネル B：カナダ



パネル C：日本



## (2) 法システムと会計監査制度

前述のように、公開会社を監査する監査事務所に対しては、各国とも独立した監督機関による品質管理が行われている。違いは、アメリカとカナダ、イギリスでは自主規制団体による品質管理が独立した形で存在している一方で、フランス、ドイツ、日本では行政機関と職業団体による自主規制が明確に分かれていない点にあるといえるだろう。また、両者の職業団体の特徴をみると、前者の国々のほうが職業団体の規模が大きく、歴史も古いことがわかる。すなわち、イギリス ICAEW は 1870 年設置、138,000 名の会員、アメリカ AICPA は 1887 年設立、約 350,000 名の会員、カナダ CICA は 1902 年に設立、約 78,000 名の会員を擁するのに対して、ドイツ WPK は 1961 年設置、21,500 名、フランス CNCC は 1966 年設置、約 15,000 名、日本 JICPA は 1949 年設立、約 23,000 名の会員をもつ。では、このような違いは、何に起因するのだろうか。

この要因の一つとして、法システムの違いが挙げられる。すなわち、前者の国々が慣習法 (Common Law) 後者が成文法 (Codified Roman Law) に属している。イングランドにおいて形成された慣習法は、将来に向けた一般的な規則を公式化するよりも、特定の事例に対する回答を提供しようと試みてきた (Nobes, 2012)。慣習法システムは、イングランドで発展してきたが、イングランドに影響されたアメリカやインド、オーストラリアなど多くの国においても同様の仕組みが形成されてきた。これは商業法にも影響した。すなわち、法が企業の行為基準を細かく定めるのではなく、代わりに会計士自身が会計実務のための規則を設定し、それが基準として文章化されてきた。すなわち、第 1 章でも述べられているように、公正な商取引の仕組みとして会計が発展してきたため、会計士に対する

需要が早い段階で自然発生的に生じ、会計士の品質維持に対する重要性もこの文脈で醸成されてきたのだといえる。

一方、その他の国では、6世紀にローマで編纂され、12世紀以降にヨーロッパ大陸に広がってきたローマ市民法（*Roman ius civile*）を基礎とした法システムをもっている。この法体系では、規則は正義と道徳の理想の実現に関連づけられる。成文法に基づく国では、会社法が会計や財務報告のための規則を要求する。例えば、フランスでは成文法と中央集権の伝統をもち、会計基準も法令、政令、省令として公布されている。ドイツも同様に、商法において会計基準が規定されている。日本も従来、旧大蔵省の企業会計審議会が会計基準を設定してきた点でこれらに類似しているといえる。また、こうした国では、国家が国民課税の基礎として会計数値を用いるために会計基準を整備してきた事（確定決算主義）も、会計士に対する需要の違いの要因として挙げられるだろう。Nobes（1983）は、欧州諸国にEU第4次指令が公布される前の1980年代における財務報告システムを分類している<sup>77</sup>。彼の分析では、アメリカ、カナダ、イギリスは、「ミクロ経済・公正な判断・商業主導」グループに分類されるのに対して、フランス、ドイツ、日本は「マクロ経済・政府主導・税務有利」という特徴をもつグループに分類されている<sup>78</sup>。

### (3) 制度オプション

4-1節と4-2節で検討した内容にそれぞれの規制タイプのメリットとデメリットを加えてまとめたものが図表11である。図表11から、わが国がとりうるオプションには「独立依存型」「自主規制優位型」「法規制優位型（現状維持）」の3類型があることがわかる。以下では、それぞれの規制タイプの特徴をメリットとデメリットを比較検討する。

図表 11 規制の分類

|       | 独立併存型       | 自主規制優位型             | 法規制優位型       |
|-------|-------------|---------------------|--------------|
| 採用国   | アメリカ、イギリス等  | カナダ                 | フランス、ドイツ、日本等 |
| メリット  | 形式・実質的效果    | 実質的效果               | コスト効率化       |
| デメリット | 過剰な社会コスト    | 独立性の低下              | 過剰形式化        |
| 環境要因  | プロフェッション型社会 | プロフェッション型社会・補完要因の存在 | 法規制型社会       |

<sup>77</sup> 国際財務報告基準（IFRS）により、各国の会計基準の差異は当時よりも縮小傾向にあるものの、こうした分類はIFRSに対する各国の対応（自国基準を残すかどうかなど）を説明する際にも有用である（Nobes, 2008）。

<sup>78</sup> Roberts et al.（2008）は、会計システムの分類を行った研究をレビューしている。彼らによれば、会計システムには少なくとも法ベース、基準化、マクロベースのシステムとより実践的、プロフェッショナル指向、ミクロベースのシステムがあると述べている。

### 独立併存型

前節で検討したアメリカの先行研究では、自主規制は決して形骸化した無意味なものではなく、監査事務所の監査の質を把握し、管理するツールとして一定の役割があること、そして、自主規制と法規制はそれぞれ異なる役割を有していることが示唆されている。言い換えれば、自主規制は経験豊富なレビューアーが自己の判断に基づいて実質的に効果のあるレビューを行うことができる（実質主義）一方で、法規制はレビュー手続きやマニュアルを整備することにより均質的なレビューを行うことができる（形式主義）。両者が独立して存在する「独立併存型」の場合、それぞれの特徴にかなった効果が発揮できる一方、2種類の異なる制度の運用に伴ってそれだけ社会的なコストが発生することになる。また、このようなシステムをとっているアメリカやイギリスでは、そもそも慣習法に基づき、個々の商取引の必要性から会計プロフェッションが発達してきたという社会経済環境がある。

### 自主規制優位型

カナダは、公的規制機関である CPAB による品質管理がなされているものの、小規模企業の管理は自主規制団体の品質管理によって代替されており、かつ CPAB のボードメンバーの任命と監督を行う Council of Governors に CICA 代表や各州会計士協会の代表が加わっている点で自主規制優位型であるといえる。このようなシステムの場合、前述した実質的效果というメリットが存在する。一方、先行研究でも述べられているように、世界的に公的規制による品質管理に移行した最大の理由は、品質管理の独立性の確保である。監査人（およびレビューアー）の独立性が究極的には本人の「精神状態」であるとすれば（Power, 1997）他者はそれを観察できず、外観的な要件にたよるほかない。すなわち、自主規制が優位なカナダのシステムでは、この独立性の担保という面で問題が生じる可能性がある。ただし、カナダでは米国とのつながりが深く、カナダ上場企業のうち実に 340 社（2010 年時点）が米国市場にも同時に上場しており、従って PCAOB による監視を受けていることになる<sup>79</sup>。カナダの現在の品質管理システムは、こうした補完的な環境要因を与件とした制度の立て付けとなっている点、日本がこのシステムをそのまま採用することは困難であるといわざるを得ない。

### 法規制優位型

わが国では、1999 年 4 月から JICPA による品質管理が開始されたものの、わずか 4 年後の 2003 年には協会による品質管理レビューが法的に要求され、行政機関である CPAAOB が日本公認会計士協会による品質管理を監督することとなった。このような状況はフランスに似ている。先述のようにフランスでも 2003 年の金融安全法により従来職業団体であっ

<sup>79</sup> カナダの 340 社は、米国 SEC 登録外国企業の総数 965 社の 3 割以上を占め、イギリス（30 社）、日本（23 社）、ドイツ（6 社）、フランス（9 社）と比べても突出して多い。詳しくは <http://www.sec.gov/divisions/corpfin/internatl/companies.shtml> を参照。

た CNCC が、司法大臣のもとに設立され、法人格を付与される公益機関として再定義されるとともに、新たに創設された行政機関である H3C と協力して、会員の品質管理を行う体制に移行した。フランスの立法者は、このような制度改変は「自主規律」から「共有された規律」へ移行することが目的であると述べている（内田,2005, 253）<sup>80</sup>。ただ、実際には、「協力」ではなく、CNCC は H3C に従属する機関であるとする見解もある。この観点では自主規制団体は、行政により品質管理を「強制」されているともとれる。これらの点で日本やフランスの自主規制は「共有された自主規制」あるいは「強制された自主規制」であるといえるだろう。では「共有（強制）された自主規制」はどのようなデメリットとメリットを有する仕組みであると理解すればよいだろうか。まず、デメリットであるが、共有（強制）された自主規制は、法規制機関に対して自らの存在意義を示すため、彼らの求める水準に比べてより高い（あるいはより形式的な）規制レベルを監査事務所に対して要求するインセンティブをもちうる可能性がある<sup>81</sup>。この結果、実質重視のはずの自主規制が、時として法規制よりも過度に形式面を重視したレビューになってしまい、後付け的なリスク・アプローチの適用や過度に細事に拘った手続きを要請する問題が指摘されている<sup>82</sup>。過度の形式重視により、実質重視の品質管理が行われなくなるのであれば、監査の質向上という面からは負の影響をもたらすかもしれない<sup>83</sup>。では、共有（強制）された自主規制にベネフィットはあるのだろうか。アメリカのように法規制と自主規制を分離させ、双方を並立させる場合を考えてみよう。この場合、アメリカのような長い自主規制の歴史がある場合はともかく、そうした経験ある人材やリソースの少ないわが国では会計プロフェッションによる自主規制は不十分な効果しかもたない可能性が高いと考えられる。また、双方を分離することで、会計士業界としてどのような品質管理が望ましいかを法規制機関に積極的に発言していく機会が失われれば、かえって形式的な法規制が強化されるという「意図しない結果」をもたらす可能性もありうる。一方で、たとえ現状のように法規制の一部として自主規制が存在するとしても、法規制に対して積極的に品質管理のあり方について発言することにより、全体としての品質管理の質を向上させることができるかもしれない。すなわち、法規制と自主規制を融合させる現行制度は、社会的なコストの削減につながる。

<sup>80</sup> 本研究会が行った自主規制に関する質問表調査では、以下のような回答を得た。「CNCC は自主規制機関ではない。CNCC の使命、役割と責任はフランスの法によって定義され、共有された規制の一部である。」

<sup>81</sup> 第 31 回日本公認会計士協会研究大会では、品質管理レビューについて、「現在実施されている品質管理レビューは、形式的にすぎるところがあり、これに対応するため、監査現場は中身や実質をみる余裕がなくなり、疲弊している」という意見があった（会計・監査ジャーナル第 663 号、2010、29 頁）。

<sup>82</sup> 詳しくは、町田・松本（2012）「品質管理制度」を参照。

<sup>83</sup> 目的や性質の違う法規制と自主規制をミックスさせることにより、それぞれのもつ本来の機能が過度に助長されたり、あるいは失われたりすることによる負の影響については理論的、実証的に検討すべき課題である。

## 7-5. PT 中間報告(案)への言及

平成 24 年 6 月 29 日に公表された「『日本における公認会計士及び公認会計士制度のあるべき姿の提言プロジェクトチーム』中間報告(案)」(以下、PT 中間報告という。)では、本章の対象とする範囲について、「日本公認会計士協会」で言及されている。PT 中間報告で述べられている主旨と本報告の主旨は基本的に矛盾しない。本報告は PT が自主規制としての品質管理をデザインするにあたり参考となる情報、分析を提供するものである。付言すれば、本報告は PT 中間報告における種々の論点(たとえば、自主規制の目的は何か)を整理し、今後の議論にあたって有用な情報を提供するものである。

ここでは個々の論点ごとに回答することは避けるが、重要なことのみをを繰り返している。例えば、プロフェッションとは特定の称号を用いて他人の求めに応じて報酬を得て、高度の学識と熟練に基礎づけられた専門業務の提供を、しばしば独占的に行うことが社会的に認められた職業である。また、第 1 章でも述べられているように、会計プロフェッションは、独占業務をである監査を含め、会計に関連する業務を提供する専門職業であるといえる。そして、自主規制は、高度に専門化された業務の質を維持・向上させ、もって社会からの信頼を得るために自らを律するものであり、それを通して公益の維持とプロフェッションの主体性を確保することが可能となるのである。わが国自主規制団体である JICPA はこうした前提に立ち、改めて自主規制の「目的」を明確化し、その目的を達成するために必要な規制の「広さ」と「深さ」をデザインし、それを実現させるための「選択肢(オプション)」を検討することが求められるのではないだろうか。

## 7-6. 自主規制の在り方の検討に向けて

### (1) わが国が取りうる制度オプション

会計プロフェッションの自主規制として、わが国ではどのような制度オプションがとりうるだろうか。前節までの検討から、わが国はもっとも公的規制が強いレベルに分類される。会計プロフェッションにとって自主規制がその要であることを考えれば、これ以上自主規制が弱くなることは避けなければならないだろう。よって、わが国がとりうるオプションは、あくまで会計プロフェッションの自主規制を強化させる方向で検討する必要がある。それには大きく制度自体を変更させるハードオプションと現行の枠組みを維持したなかで実質的な仕組みを変化させるソフトオプションがありうる。

#### ハードオプション

より具体的には、ハードオプションにはアメリカやイギリスなどの独立併存型、カナダ

の自主規制優位型への移行が挙げられる。わが国がこうした方向へ移行するためには、公的規制機関と自主規制機関を独立させることが前提となる。ただし、もしわが国が「独立併存型」品質管理システムへ移行する場合、会計プロフェッションの発展の歴史と経験の浅いわが国では、それをどう克服するかという点に対する解を用意しなければならない。さらに、社会コストの増大にみあう効果が期待できるかどうかについての検討も必要であろう。また、「自主規制優位型」への移行には、自立的自主規制に必要なリソースの確保に加えて、独立性の低下をどう補うかという問題に直面する事になる。会計士は医師や弁護士と並ぶ職業専門家であり、自主規制は彼らの生命線であるといえる。一方、会計士は「インセンティブのねじれ」という本質的な独立性の問題も抱えている。この問題を所与とすれば、自主規制の独立性に対する懸念がなくなることは考えにくく、カナダのような米国市場への同時上場という特殊な制度補完要因が存在しない限り、単独で自主規制優位型規制に移行することは困難をとまなうといわざるを得ない。

### ソフトオプション

これに対して「法規制優位型」システムのデメリットは慎重に検討しなければならないものの、品質管理に割く経験とリソースが少ないわが国では、たとえ、公的規制のなかに位置づけられた形であっても、自主規制を存続させ、公的規制の方針を受け入れつつ、積極的にあるべき品質管理について発言していくという現状維持のなかで質の向上を図っていくソフトなオプションの検討もなされる必要があるかもしれない。この点、フランスでは、H3Cの創設により、自主規律の時代が終わったと位置づける見解もあれば、CNCCにより作成される職業遂行基準に法的規範力が与えられたと好意的に解する見解もある（内田, 2005, 268）。フランスにおける後者の見解のように、わが国でも法的規範力をもったことを自主規制機関としての自主規制にどう生かすかを自主規制団体が前向きに検討していくことも可能ではないだろうか。

### 今後の方向性

これまで検討してきたように、理想的にはハードオプション、すなわち自主規制と公的規制との分離独立が望ましいながらも、その実現に向けてはなお多くの検討すべき事項が存在している。そこで、今後の方向性としては、まずでは現在の枠組みを前提としたうえで、自主規制団体として自主規制のあり方をいま一度明確にすることが求められよう。では、自主規制団体は、法規制優位型の現状のなかでどのように自主規制の仕組みを描いていけばよいだろうか。その際に重要な点は「自主規制団体による自主規制としてどのような品質管理の仕組みを描くのか」という点である。より具体的に言い換えれば、会計プロフェッションの自主規制団体として何を「目的」として、どのような「広さ」と「深さ」

をもって、会員の監査の質を維持・向上させていくか、ということである<sup>84</sup>。

「目的」として考えなければならない点は、次のとおりである。すなわち、独立した自主規制であれば、会員の品質を上げるための指導性や実質重視性をいかに発揮することができるが、法規制の一部として位置づけられているわが国の品質管理は指導性よりも、CPAAOBが監査事務所を監視（モニタリング）するためのツールとして過度の形式主義や一方的な管理体制をもたらしてしまう可能性がある。この点についてはCPAAOBへの報告義務がある以上、当該機関の方針に沿った監視を行う事は避けられないが、あくまで「会計プロフェッションという会計専門職の品質の向上」にあるということをより明示的に掲げることが必要であろう。ただし、一方で、指導性を発揮するあまり、所属会員に対する処分が甘くなるのではないかという批判も考えられる。これに対しては、品質向上へ向けた指導と厳正な処分を相反するものとしてとらえるのではなく、どちらも監査の品質の向上へ向けた取り組みとして、処分すべきものはきちんと処分し、指導を行うべき部分はきちんと指導的対応をとっていく必要があるだろう。この点で会員に対する調査や懲戒が公的規制に縛られている点は見直していく必要があるだろう。

では、この目的に沿ってどの程度の「広さ」を対象に品質管理を行うべきだろうか。結論からいえば、会計プロフェッションの品質の向上を目的として掲げるならば、原則的に所属する会員全員に対して品質管理が行われるべきであろう。しかし、そのためには十分なリソースを用意する必要がある。例えば、米国AICPAとカナダCICA/各州協会では基本的に所属している会員全員を品質管理の対象にしているが、アメリカAICPAでは、レビュープログラムに登録している事務所数が約30,000あり、毎年10,000の事務所に対して1,700名のレビューワーがピア・レビューを実施している。さらにPCAOBは、PCAOBに登録した公開企業を監査する1,480事務所（2011年末、非米国事務所を除く）を検査対象とし、350名以上の検査官を要し、2011年に213の会計事務所を対象に検査を実施している（PCAOB, 2012）。カナダのオンタリオ州会計士協会では5名のフルタイム検査員と48名のパートタイム検査員によって実施し、その結果を17名からなる実務検査委員会がレビューしている。これに対して、JICPAは、公認会計士法上の大会社等を監査する約250の監査事務所を対象とし、27名の検査官を要し、2010年は99の監査法人を対象にレビューを実施している（JICPA, 2011）。また公的規制機関であるCPAAOBでは、34名の検査官（2011年度、主任公認会計士監査検査官7名、公認会計士監査検査官27名）が、JICPAによる品質管理の報告を受け、これを審査し、必要に応じて調査を実施する（CPAAOB, 2012）。日本においては「資本市場の信頼性向上」という公的規制のもとに自主規制が置かれているため、米国と比べて協会の品質管理の対象が限定されていることが上記の差の一因と考えられる。さらに、JICPAによる品質管理を公的規制の一部としても、米国PCAOBとは量的な差がみてとれよう。レビューのためのリソースをどこから調達するかは常に悩ましい問題であるが、もし会計プロフェッションの品質の向上を目的として掲げるならば、

<sup>84</sup> 松本・庄司（2010）はAICPAのピアレビューの観察から同様の指摘をしている。

原則的に所属する会員全員に対して品質管理が行われるべきであろう。また、そうすることとで前述の目的との一貫性も保てることとなる。

「深さ」という点でも、AICPA では監査証明業務のみならず、コンプライアンスや合意された手続き業務等の対象となる業務の種類に応じて、業務レビューやシステム・レビューなど会員の特性を加味したピア・レビューが実施される。一方で、JICPA は、原則としてフル・レビューのみが想定されている（松本・正司, 2010）。会員である公認会計士は、監査のみではなく、コンサルティング業務や企業内会計士など様々な業務を実施している。近年、協会においても企業内会計士に関する対応が増えつつあるが、その品質管理にあたっては、会員が公認会計士として実施する業務に適した品質の向上にむけた方法を検討すべきではないだろうか。

## (2) 自主規制の再構築に向けて

およそ制度は慣性（Inertia）をもっている（伊藤, 1996）。そのため通常、新しい制度への変化は少しずつ生じない。内からの作用にせよ、外からの作用にせよ、強い作用により方向が大きく変化する場合は、変化しない周辺システムや環境との摩擦が生じることは避けられない。摩擦よりも強い作用を及ぼせるかどうか、さらに、外圧に頼らずに、内圧により変化させようとするならば、それに見合った作用力を生み出せるかを検討しなければならない。会計プロフェッションの自主規制団体である会計士協会が今後の品質管理のあり方を描くにあたっては、協会自らが「目的」を掲げ、その目的を達せするために必要な「広さ」と「深さ」をデザインし、実現可能性を高めるための方策を検討することが求められるだろう。本報告書はその材料を提供するものである。なお、本稿の考察は、限られた情報をともに検討された限定的なものである。よって、その他の情報を加味した場合、検討された考察が変更される可能性がある点に留意されたい。

## 参考文献

- Anantharaman, D. 2007. How Objective is Peer Review? Evidence from Self-Regulation of the Accounting Profession. *Working paper, Columbia University*.
- AICPA, Annual Report 2010-11.
- AICPA. National Peer Review committee 2010 Annual Report on Oversight, September 2011.
- AICPA, Peer Review Program Annual Report on Oversight, October 2010.
- Casterella, J. R., K. L. Jensen, and W. R. Knechel. 2006. Is Self-Regulated Peer Review Effective at Signaling Audit Quality? *Working paper, Colorado State University*.
- Eisenberg, T., and J. R. Macey. 2004. Was Arthur Andersen different? An empirical examination of major accounting firm audits of large clients. *Journal of Empirical Legal Studies* 1 (2): 263-300.
- Gunny, K. and T. Zhang. 2006. The association between earnings quality and regulatory report opinions in the accounting industry: AICPA peer review and PCAOB inspections. *Working paper*.
- Fuerman, R. D. 2005. Differentiating Between Arthur Andersen and the Surviving Big Four on the Basis of Auditor Quality: An Empirical Investigation of the Decision to Criminally Prosecute Arthur Andersen. *Working Paper, Suffolk University*.
- Hilary, G., and C. Lennox. 2005. The credibility of self-regulation: Evidence from the accounting profession's peer review program. *Journal of Accounting and Economics* 40: 211-229.
- Lennox, C. S. and J. Pittman. 2008. Auditing the Auditors: Evidence on the PCAOB's Inspections of Audit Firms. *Working paper, Hong Kong University of Science & Technology*.
- Nobes, C. W. 1983. A judgmental international classification of financial reporting practices. *Journal of Business Finance and Accounting*, 10 (1): 1-19.
- Nobes, C. W. 2008. Accounting classification in the IFRS era. *Australian Accounting Review*, 18(3): 191-198.
- Nobes, C. W. and R. Parker. 2012. *Comparative International Accounting 12<sup>th</sup> Edition*. Pearson Education.
- Power, M. 1997. *The Audit Society : Rituals of Verification*. Oxford University Press.  
( 國部克彦・堀口真司共訳『監査社会・検証の儀式化』東洋経済新報社、2003年 )
- Pritchard, A. C. and P. Puri. 2006. The Regulation of Public Auditing in Canada and the United States: Self-Regulation or Government Regulation, *Fraser Institute Digital Publication*, pp.1-43.
- Public Company Accounting Oversight Board. 2012. 2011 Annual Report, Protecting the

- Public Interest through Audit Oversight.
- Roberts, C., P. Weetman, and P. Gordon. 2008. *International Corporate Reporting 4<sup>th</sup> Edition: A Comparative Approach*. Prentice Hall.
- The Institute of Chartered Accountants of Ontario. 2010. Annual Report.
- The Institute of Chartered Accountants of Ontario. 2010. REGULATION 10-1 Practice Inspection nAdopted by the Council pursuant to the Chartered Accountants Act, 2010, and the Bylaws on June 16,2011.
- The Institute of Chartered Accountants of Ontario. 2011.Focus on Practice Inspection Findings 2010-2011, June 2011.
- Wallace, W.A., 1991. Peer review filings and their implications for evaluating self-regulation. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 91: 53-68.
- 伊藤邦雄. 1996. 『会計制度のダイナミズム』岩波書店。
- 金子晃. 2009. 『会計監査をめぐる国際的動向』同文官出版。
- 公認会計士監査審査会. 2012. 『公認会計士・監査審査会の活動状況（平成 23 年度版）』
- 鳥羽至英・川北博 『公認会計士の外見的独立性の測定』白桃書房、2001 年。
- 日本公認会計士協会.2011. 『平成 22 年度品質管理レビュー実施結果の概要』
- 日本公認会計士協会. 2012. 『平成 23 年度 品質管理レビュー実施結果の概要』
- 町田祥弘・松本祥尚編著.2012. 『会計士監査制度の再構築』中央経済社。
- 松本祥尚・庄司素子.2010.「アメリカ職業会計士に対する品質管理制度」『現代社会と会計』第 4 号、11-23.
- 内田千秋.2005. 「フランス金融安全法による法定監査人制度（会計監査役制度）の現代化—金融の安全に関する 2003 年 8 月 1 日の法律第 706 号—」『比較法学』39 巻 1 号、245 - 270.

## 資料編

### アンケート調査資料

1. PCAOB 登録事務所への質問
2. 1. への回答
3. 各国自主規制団体への質問
4. 3. への回答